

# 会 議 録 目 次

平成 1 4 年第 5 回海田町議会 9 月定例会（第 2 日目）

平成 1 4 年 9 月 1 0 日（火）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1 一 般 質 問 ..... 4

（延 会） ..... 9 6

平成14年第5回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日                      平成14年9月9日 (月)
2. 招 集 の 場 所                      海田町議会議事堂
3. 開会 (開                      議)                      9月10日 (火) 9時00分宣告 (第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (20名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 岡 田 良 訓      | 2番  | 西 田 祐 三 |
| 3番  | 渡 辺 善 隆      | 4番  | 桑 原 克 之 |
| 5番  | 多 田 雄 一      | 6番  | 斎 木 貞 暁 |
| 7番  | 堀 間 禎 子      | 8番  | 西 山 勝 子 |
| 9番  | 宮 坂 二 郎      | 10番 | 崎 本 広 美 |
| 11番 | 原 田 幸 治      | 12番 | 前 田 勝 男 |
| 13番 | 住 吉        充 | 14番 | 山 岡 寛 次 |
| 15番 | 田 中 千 代      | 16番 | 佐 中 十九昭 |
| 17番 | 中 岡 長 一      | 18番 | 国 岡 光 明 |
| 19番 | 加 藤        公 | 20番 | 河 野 道 昭 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (20名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 岡 田 良 訓      | 2番  | 西 田 祐 三 |
| 3番  | 渡 辺 善 隆      | 4番  | 桑 原 克 之 |
| 5番  | 多 田 雄 一      | 6番  | 斎 木 貞 暁 |
| 7番  | 堀 間 禎 子      | 8番  | 西 山 勝 子 |
| 9番  | 宮 坂 二 郎      | 10番 | 崎 本 広 美 |
| 11番 | 原 田 幸 治      | 12番 | 前 田 勝 男 |
| 13番 | 住 吉        充 | 14番 | 山 岡 寛 次 |

15番 田 中 千 代

17番 中 岡 長 一

19番 加 藤 公

16番 佐 中 十九昭

18番 国 岡 光 明

20番 河 野 道 昭

~~~~~○~~~~~

## 7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

## 8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 加 藤 天     |
| 助 役             | 松 岡 修 士   |
| 収 入 役           | 正 木 洋     |
| 企 画 部 長         | 中 野 潔     |
| 総 務 部 長         | 上 條 正 弘   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 富 田 征     |
| 建 設 部 長         | 池 乃 本 和 弘 |
| 参 事（広域行政担当）     | 佐 藤 隆     |
| 参 事（福祉保健担当）     | 因 幡 忠 志   |
| 企 画 課 長         | 永 海 房 雄   |
| 広 域 行 政 推 進 課 長 | 木 原 晴 彦   |
| 財 政 課 長         | 内 田 和 彦   |
| 総 務 課 長         | 久 保 伸 一   |
| 地 域 振 興 課 長     | 植 野 敏 彦   |
| 住 民 課 長         | 上 村 直 樹   |
| 福 祉 課 長         | 貝 原 陽 子   |
| 高 齢 福 祉 課 長     | 青 木 基 秀   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 臼 井 真     |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | 西 本 徹 郎   |
| 監 理 課 長         | 因 幡 貞 男   |
| 建 設 課 長         | 児 玉 正 克   |
| 都 市 整 備 課 長     | 朝 倉 登 司 雄 |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 海 田 市 駅 南 口     | 大 久 保 裕 通 |
| 区 画 整 理 事 務 所 長 |           |
| 教 育 長           | 李 木 義 夫   |
| 教 育 部 長         | 山 本 義 彦   |
| 学 校 教 育 課 長     | 河 原 毅     |
| 社 会 教 育 課 長     | 佐 々 木 正 子 |
| 上 下 水 道 部 長     | 木 原 正 博   |
| 下 水 道 課 長       | 榎 根 君 夫   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

# 9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純   |
| 主 査         | 中 下 義 博 |
| 主 査         | 辻 千 奈 美 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

# 10. 議 事 日 程（第 2 号）

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 第34号議案 工事請負契約の締結について（町道 8 号線道路改良工事その 2）

日程第 3 第35号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 第36号議案 海田町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第 5 第37号議案 海田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 第38号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 第39号議案 海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 第40号議案 平成14年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 第41号議案 平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第10 第42号議案 平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第11 議員派遣の件

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日はご苦労さんでございます。昨日に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第11に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。桑原議員の再質問に対する答弁からです。教育長。

○教育長（李木）桑原議員の再質問、教育委員会に対して2点ございました。1点は、相対評価から絶対評価への導入された、この状況について、それから2点目は、習熟度別の学習についてということでございました。

まず、絶対評価の問題でございますが、ご存じのように、今年度から新しい教育課程が実施されまして、この教育課程の総合的な評価をいたします学習指導要録、いわば学籍簿でございますが、こちらの記載も絶対評価ですというような文部省の指導が出ております。そういうことで、学校の中でも絶対評価を導入してきておるわけですが、昨日の答弁の中で、指導計画あるいは評価基準を備えたその指導計画を作成して年間の学習を進めておると申し上げました。いわばシラバスの件でございますが、この評価基準と申しますものがいわゆる絶対評価の基準になるものでございまして、既に今年度当初から、小・中学校ともその年間のそういう指導計画、評価基準を盛り込んだものを各教科とも作成をいたしておりまして、それに基づいて学習を進めてきたということでございます。十分評価基準が練り込まれておる部分も必ずしもすべてではございませんので、これから修正もしながら充実させていくわけですが、そういうことで1学期の評定につきましても絶対評価で進めてきておるところでございます。

それから、2点目の習熟度別の学習に関してでございますが、教科、領域によりまして、課題別の学習を導入していつておる実態もございます。これはいわゆるチームティーチングを導入しての学習でございますが、この課題別の中で、いわゆる課題の難易度というようなことを考慮しながら、児童、生徒に課題を選択させてグループを作成し、

先生方がチームを組まれて指導をしていくということがございまして、これはいわば習熟度別に通じるものでございますが、こういうようなのが試みにそれぞれの小・中学校で行われておる実態はございますが、本格的な導入はまだいたしておりません。現在、小・中学校では、小学校では1年生、2年生、中学校では1年生についてでございますが、少人数指導というものを導入しながら、中学校の場合ははつらつプランというのでございますが、こういうようなのでやっておりますが、現在では、これは中学校の場合は1年生のみ適用されておまして、中学校の方では、これが2年生まで少人数指導が適用されるということであれば、教科によっては習熟度別の学習を導入したいという意向もあるようでございます。今後の県の学級編制あるいは教員の配当計画をにらみながら、この点については導入されていくことになろうかと思っております。以上でございます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）桑原議員の再質問の合併に関する具体的なデータを示して説明すべきではないかとの問いにお答えをいたします。

これまでも説明いたしておりますとおり、合併問題は地方分権を推進するための方法として、この必要性が唱えられているところでございます。このような状況の中で、各自治体は行政の責任として取り組むべき事項だと認識しておるところであります。本町においても先般その必要性について、一般的に言われている事項についてご説明したところでございます。一方で、広島県市町村合併推進要綱が示され、本町の場合は広島市との合併案が示されました。広島市との合併について、具体的に協議をしないと合併の内容が明らかにならないため、任意の協議会を設置したところでございます。協議会においては合併建設計画案の作成と各種制度等の移行について、具体的な内容を取り決める予定としております。それが明らかになった段階で、住民の方々には内容について説明してまいりたいとこのように考えております。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）区画整理事業を任意協議会で凍結されたらどうするのかというご質問にお答え申し上げます。

ご案内のとおり、当該事業につきましては広島市東部地区の拠点づくりの中核事業でありますとともに、連続立体交差事業と一体となって進めていかなければならない最重要課題でございます。したがって、当然広島市が引き継ぐもので、任意協議会での

凍結はあり得ないというように考えております。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）それでは窪町の冠水の件につきましてご答弁申し上げます。

1点目の、窪町地内の管路について状況を把握しているかのご質問でございますけれども、窪町地内だけではなく、海田町全体の管路について形状、形態、ほぼ把握しております。

次に、なぜ冠水したのかというご質問でございますけれども、ご存じのように海田町の雨水排水計画につきましては、下水道事業の方で整備していくということにしておりますけれども、その整備基準となります数値が、1時間雨量が49.6ミリ、10分間の最大雨量が8ミリということで設計をしまっております。今現在、海田町の雨水排水の整備率は20%ですので、当然まだ窪町は未整備ということになっております。冠水をした両日とも時間雨量で約50ミリ、10分間雨量で最大10ミリという雨量が降っておりますので、計画雨量を超えた雨が降ったということが最大の原因であるというふうに感じております。町内の雨水排水路につきましては、現在整備を進めておりますけれども、まだ整備率20%ということで、窪町だけではなく海田町全体を考えてみましても、計画排水量以下でも条件によっては冠水をするということが考えられますので、ご理解をお願いしておきたいと思っております。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）浸水の被害状況調査及び損害賠償についてお答えします。

まず、被害状況調査につきましては、7月19日の窪町地区につきましては、21時15分ごろから、道路をはじめとする地区内の冠水状況等の被害状況調査を徒歩により実施いたしました。次に、8月10日についてでございますが、23時30分ごろから、前回の被害状況を参考に同様な調査を行いました。また、他の冠水地区についても同様な調査を実施しております。また、被害の補償につきましては、集中豪雨という自然災害でございますので、町が補償する対象とはなりません。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）昨日に続きまして再々質問をいたします。

1番の教育問題でございますけど、今日は実体論から再質問いたします。8月28日、研修に行ってまいりました。それで、岐阜県の多治見市の多治見中学校に視察に行ったわけです。それでこの中学校は、本当に緑と水と土と光というようなことの自然環境

に恵まれて、広々とした施設がありまして、モデル中学校みたいな観がありましたけれども、その中学校の特色として取りまとめてみれば6点挙げられるわけです。時間の関係で、説明を省きますけれども、その1番に、地域に開放された学校というのがあるんです。それで、いろいろと市民の人が学校を利用しているわけなんですけれども、その利用の仕方がかなり意外性がある、参考になればと思って紹介もし、海田町もそれを採用したらどうか、検討すべき価値があるんじゃないかと思って質問するわけです。

それは武道館と体育館があるわけです。その両者とも開放しています。その冷房の方は何だけど、暖房の方は完備しているわけなんですけれども、そういうことでかなり広い近代スポーツの施設が備わったいい場所なんです。その開かれた学校の運営状況を見ますと、市民から申し込みがある窓口が全然別個になっているわけです。だから、その窓口には中学校とは無関係に多治見市の職員がそこにおりまして、別個の受付窓口において事務処理を行っている、ということなんです。

それはなぜかといいますと、申し込みや受付順序なんかがトラブルがあるんですね、おれの方が早かったとか、そういうのを学校以外での市の方で調整するとか、それで利用中の器具の損壊、事故発生の処理、そういうようなことを、要するにそういうトラブルを回避するために、中学校以外に別個に市がやっていると言ったんですね。そういうことで、かなり円滑に利用者も多くやっているということ、それについて学ぶべき点があるんじゃないかということで、海田町の方もお考えを聞きたいと思うわけです。

それと参考までに、総合的な学習の時間で、1年生はE I E教育、2年生は福祉中心、3年生は修学旅行とか職場見学、ホームステイによる人間の生き方、環境問題なんかをやっています。それと昨日ちょっと回答がなかったんですけども、学力低下がするんじゃないかという、そういう意見がないかということを知りましたら、2年前の試行期間中にはあったと、だけど今は全く講義がなくなっているということ、それと補習授業は一切考えてもおらんしやっていないという結果ですという報告がありましたので、念のためあれしておきます。

それから合併問題でございますけれども、これは8月27日に、長野県の飯田市に研修に行かせてもらったわけです。そこで上郷町の合併建設の進行状況についていろいろ聞いたわけです。上郷町というのは、飯田市に平成5年に合併しているわけです。その合併に当たって、上郷町は平成元年からこの5年間の間に合併協議書、31項目にわたる合併協議書、都市建設計画書、これを全戸に配布しているんです。住民の意見を尊重、反



映させながら、これを集大成しているんです。そして最後の平成5年に、合併に及ぶまでには、昨日も佐中議員がおっしゃっていましたが、60回、説明会を開いているわけです。要するに5年間丸々やっているということです。町民懇談会、18地区の公民館、商工会、自治会、サークル活動を通じて、住民との話し合いを何百回となくやったというんですよね。何百回というのは何回かとこっそり聞いたら、200回ぐらいですかねという話なんです。それほどやっているんです。そういう住民本位の民主的な方法で行われているということですね。よう煮詰めれば、住民の豊富な情報提供を、こういう合併協議書なり新市建設計画書を全戸に配って、いろいろ説明もやって、そういう住民に豊富な情報提供をして、合併過程での透明性が極めて高いということなんです。これに伴って、多くの住民の意見が反映させ、住民が納得して、時期が熟するまでやったというわけです。その飯田市の方はもう結構だと、そんなに gone んならいいというようなことまで言うぐらいやったというんです。上郷町は上郷町で、どんどん飯田市に対して要求を、住民からの意見を聞いてやったということなんです。

そればかりではないんです。感心したことは、人員や財政の削減計画もつくって、一旦はリストラなんかをやっているわけですよ、役場の職員の。ですけど広域行政なり行政の高度化、そういうものを人員の配置にもいろいろ配慮して、上郷町の役場の職員60名を5年間で飯田市に吸収したというんです。そういうことまでやっているわけですよ。海田町は上郷町の合併推進計画、全く対照的じゃないかということなんです。昨日も憲法論議じゃないですけど、法律論でもおかしいと思えばおかしいんですよ。実体論からいっても、このままだと民意の反映するチャンスがないんじゃないかという疑問を持たざるを得ないわけです。

それともう一つ注目すべきことは、上郷町長が退職後も嘱託として残ったというんです。残って、新市の建設計画書なり合併協議書の実現性なり進捗状況をいろいろ見て、監察的な役割を果たしたということを言っているわけです。ですから、海田町も合併に向けてやるのであれば、合併に向けて海田町独自の合併の必要性なり、昨日から言っていますように建設計画書等の策定を海田町独自のものとして早くつくって、町民の人に提供して、いろんなアンケートでもいいです、そういうようなことの必要性があるんじゃないでしょうか。住民投票をする考えはございませんというのは、そもそもおかしいんですよ。町長、そんなことは言えないわけですよ。憲法95条で、住民の投票によるという、そういうことが出ているのに、町長独自のそんなこと、考えていませんというの

がおかしいんですよ。そういう動きがあったら、ちゃんと考えますというぐらいのことを言わないとおかしいんじゃないですかね。憲法で言っている、合併特例法でも言っている、ご覧になったと思うんですよ、私はうそを言っているわけじゃないですよ。それで実体論でもこういう状況で皆、熟するようにやっているわけです。その辺の町長のお考えをお聞きします。

それと土地区画整理事業のことなんですけども、昨日も段原のことで言いました。いろいろと繰り返す時間がないので繰り返しませんけど、今助役さんの回答では、凍結するなんて絶対あり得ませんよという話ですけど、それは市議会もどうなるかもわかりませんし、それを凍結することはあり得ないと断言できないでしょう。この前の町長の回答文で、昨日も申し上げましたように、無視されないようにやりますと言ったって、例えば受験する人が失敗しないようにやりますと言っても、大学の方で受け入れてくれないでしょうがないでしょう。落ちちゃったらどうするんですかと、落ちないようにやりますと言ったって、落ちた場合はどうするんですかというのは似ているんですよ。何々することはないですよと、そういうのは回答になっていないと昨日から言っているわけです。そうなった場合はどうするんだということをはっきり申してくださいということを行っているわけです。

それから、窪町の冠水のことなんですけれど、原因究明が本当にわかっているんですかね、原因究明が。これ、自然災害じゃないですよ、10年間、10年以上も前からついているんですよ。最近特にひどくなった、前はこんなじゃなかったんだから。最近になってひどくなったんです。あそこの港の方の側に地下道をつくったりして、あれからひどくなったんです。排水溝とか排水施設等がどのようになっているのか、本当に原因究明をやったら示してくださいよ、こっちに、本当に通っているのか。旧海田町の方から流れてきていますからね、2本ほど。それがどう農協の方とこうやって入ってくるのか、それをちゃんと示してくださいよ。

それと被害状況調査、いつやった。この前の7月と8月だけじゃないですよ、その前からずっとやっているんですよ。皆、黙っているだけです。電話しても全然答えてくれないから。ちゃんと税金も払って、教育もやって、義務を果たしているんですよ、海田町民ですからね。それなのに、どうしてこういう不平等なことをやるんですかと言いたいんです。それで浸水防止対策、いつどのように講じたかというのは説明も来ないでしょう。何にもしないじゃないですか、町長だって来られないでしょう。私は新町の方

にいたときに頼沢町長、兄弟の町長がやられました。あのとき水害になったらすぐ飛んできて、損害はどうかとやっていましたよ。全く何回も、この10年間、来られたことがありますか。あそこの駅前整備室だって、ただ、私の方の関係じゃないと右往左往するだけで、見て回るだけで全然対策を講じてないですよ。だからこれは災害と称して人災ですよ、これ、本当に。手を打っていないんですもの。それで排水機口なんか土壌をのけてもいないじゃないですか。浚渫も何もしないじゃないですか、もう。もう四、五年やっていないでしょう。あそこから噴き出るんです、土と一緒に。そんな実態を皆、ご存じなんじゃないの、皆。見ておられるじゃない、見ていても何にも処置しないんですよ。これは本当に行政の怠慢もいいところです。だから補償してくれないかと言っているんですよ。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）それでは教育関係、岐阜県の高治見中学を研修された状況、お話をお聞きしたわけですが、現在どこの学校も地域に開かれた学校づくりということで、いろんな施策を考えながら努力をしております。これは海田においても同様でございます。そうした状況の中で、研修された中で、武道館あるいは体育館を開放され、それも申し込みについては教育委員会、市の職員の方で受付をしておるといった状況のようでございます。

これにつきましては、海田町におきましてもすべての小・中学校の体育館あるいは中学校の武道館、そうした施設を一般開放、これもしておりますけれども、同じようにこの受付につきましては、学校ではなくて教育委員会の方でその受付をし、学校と連携を取りながら貸し付けを行っておるといったような状況で、多分内容が、詳しいところがわかりかねますけれども、同じような形態をとっておるといふふうに思っております。

それから、地域に開放された学校づくりということにつきましても、現在海田中学につきましては、改築計画の中でより一層開かれた学校づくりをしていきたいということで、図書室あるいはランチルーム、ここらあたりの部屋につきましては一体的な整備をして、地域の方々が使いやすく、相対的にいろんなことができるような構造、そういったことをあわせて考えておるところでございます。今後とも、地域に開かれた学校づくりを念頭に置きながら学校の整備をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）区画整理事業の、絶対ということはある得ないのではないかというご質問

でございます。

任意協議会は、広島市と海田町でお互いに協議をしながら決めていくということでございます。ただ、事業の先ほど申しました必要性といいましょうか、町としては最大の重要課題であるというように認識しておりますし、広島市自体も、やはり東部地区の拠点づくりという観点から重要な事業であろうというように考えております。こうしたことから凍結はあり得ないというように申し上げました。

それからもう1点、段原東部土地区画整理事業の早期完成に関する陳情について、広島市長ができないというようなコメントをしたということがございましたけれども、我々、広島市に確認いたしましたところ、そういった事実はなく、市としても重要な施策として位置づけており、事業の推進に向けて努力する旨、回答したということを受けております。以上でございます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）住民投票につきましてでございますが、地方自治法に基づいて条例制定の直接請求が出され、その数が法に定める数を満たした上で、条例制定について議会で可決されれば、住民の意思として尊重してまいりたいと、こういうことでございます。以上でございます。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）窪町地区の管路につきましてのご質問に答弁申し上げます。

管路計画あるいは現況管路についての地図がございますので、いつでも閲覧に来ていただきたいというふうに思っております。それと何もしないようなことを言うことなんですけれども、一般質問の最初の答弁で申し上げましたように、この地区の雨水排水計画につきましては、区画整理事業があるということで、それに合わせて整備をしていくというのを大原則にしておりましたので、今まで未整備ということになっております。

ただ、平成9年に広島市の船越と海田町の窪町あるいは新町を合わせた166ヘクタールにつきまして、排水機の計画の見直しを行いました。その結果、広島市側の下流については整備が済みましたので、海田町側も整備をしていかなければいけないということで、ご存じかもしれませんが、窪町地内の管路が、大きいところで1,500ミリという管路が入っております。最終的な末端の管渠が今現在1,000ミリしかないということで、上流側の方が管路が大きいという欠点が今ございます。それを解決するために、今現在、占用であるとか工事中の工事場所の確保等解決しながら、区画整理事業前に着工しよう

ということで、来年度管路設計、実設計に入って、区画整理事業に合わせて着工したいというふうに考えております。

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）冠水地区の調査でございますが、窪町のみならず町内各地で冠水地区があるわけでございます。今後、当然のことではございますが、ポイントポイントにつきましては十分調査をやってまいりたいと思います。

○議長（河野）13番、住吉君。

○13番（住吉）13番、住吉でございます。本日は3点ほど質問をいたします。よろしく。

まず、第1点目は、学校教育の活性化についてということでございます。最近、中学生のしわざだとする地域住民に迷惑を及ぼす行為が頻発し、苦情が舞い込み、その処理に追われておりましたが、これを校長がご存じかなということで、学校を訪れてその状況を説明いたしました。驚くことにほとんどご存じではありませんでした。懇談の中では一部に納得されない点もありまして激論もいたしましたが、実りのある懇談でございました。

批判するばかりが能ではありませんので、私なりに学校教育の活性化はいかにあるべきかを探ってみました。そのために熊野中学校、熊野東中学校、海田中学校のそれぞれ校長を訪ねました。海田中学校は残念ながら校長不在で、教頭とお話いたしましたけれども、その中で、やはり教育の活性化施策についてお話を聞いてまいりましたが、結論から申しまして、訪問した3校ともに近年中学校駅伝等でトップ争いをし、あるいは全国大会に出場する等の好成績を上げております。これは新聞、テレビ、マスコミ等で大々的に報道されております。3校長ともに、間違いなくこのことが学校全体に非常にいい影響を与えており、ある校長は今後もさらに適任の教員の確保に努めたいと申されておる校長もありました。

これを考えてみますと、校長との話の中でもこういう結論が出たんですが、そういう有名になると、有名校に対する誇りの心を生徒が持ってくる、また学校を愛する気持ち、要するに愛校心ですね、あるいは校名を汚してはいかんという規律心といいますか、そういう気持ちがあらわれてくるんだと、したがって集団スポーツの成果による心の教育であるなというふうに結論を出しました。これは学校教育活性化の一手段にすぎないかもしれませんが、近道であることには間違いのないと思います。教育委員会とはもすると努力しますと言いつつを繰り返して、心の教育とかゆとりの教育とか、最近では地域に開かれ

た学校とか、それを繰り返しておられますが、これを唱えるだけでは一向によくなりませんと私は思います。もちろんこのことについては校長のお考えもあると思いますが、県下でトップクラスにそういうものを仕上げるためには、やはりそれに必要な指導能力のある、熱意のある、意欲のある教員を確保することが大切だろうと思います。これを獲得するのは教育委員会の仕事であろうと思います。これこそ教育委員会の熱意と意欲を問われる事項でありますので、この点についてどのようにお考えかをお尋ねいたします。

2番目は、町職員の勤務意欲の向上ということにつきまして、某党の機関紙に、合併論議に絡み、町職員の勤務意欲の低下云々ということを掲載しておりましたが、私も最近そのような状況にあるのではないかなと感じております。ほかの議員の結構多数の方も同様にお考えをお持ちのようでございます。町の流れは、いや応なく合併の方向に流れているなというふうに私は感じ取っておりますが、当然町職員にとっても、海田町とは1ランクも2ランクも上の職場であるように私は思いますが、そこに転換していくことの大きな不安もあるのも当然だと思いますが、その不安を乗り越えて町民サービスに努めるのが職員の当然の務めであります。私どもも最善を尽くして、職員全員が最もよい条件で処遇されるような努力をいたしたいと思いますが、何と申しまして町長に指導、監督権がありますし、その責任もあることとございます。まだまだ期間のあることとございますので、ますます職務意欲を旺盛にして、一層職務に精励でき、またできるようなもろもろの環境を整えて、適切な指導をしていただきたいと思います。それには具体的な施策が必要とございます。どのような施策をもってこの指導に当たられるか、具体的にご説明をお願いいたします。

3番目は、学校に関する工事の業者指導についてということとでございます。近くの学校で、電気系統の工事において、集合アンテナを壊して、付近住民の多数が日曜日においてテレビの受信を不能にしたり、あるいは下水管の清掃のために大型バキュームカーを数台持ってきて、しかも民家の近くに据えつけて、騒音の迷惑を及ぼす等がありましたが、その際に一切地域には通知、連絡がなかったということとあります。これは町が業者に対する適切な指示、指導を行っていなかったということに起因しておるものと思います。

また、今回、夏休み中に校舎の外壁工事等をやりましたが、これにつきましては先に申しましたような事項があるので、業者の指導を適切にするように指示をしておきましたが、工事に当たっては、事前にこういうことをやりますということは通知してもらっ

たようでございますが、私は直接会っておりません。その後の施工においては、蚊帳のようなネットを垂らしただけで、防音も防塵も配慮せず、近隣住民に大変な迷惑を及ぼしました。学校のことからお互いに辛抱しましょうねということで説得をしたり、我慢もいたしておりましたが、その我慢の限界に達しまして、私は現場を訪れました。ところが下請の監督しかいなくてお話になりませんので、元請の責任者が来たら伝えろよと言っておきましたが、参りませんでした。終了間際になって訪れてまいりまして、言い訳をしておりましたが、また町の現場監督の姿も見かけませんでした。監督はどのようにしておるのか。私どもも、学校のことからある程度は我慢しなければならないと善意の協力をいたしておりますが、これは業者にとりましては営利を追及する営利事業でございます。もうけなんですね。町も業者も町民の善意の協力を誤って、我慢するのが当然だというふうな認識のもとに善意を踏みにじり、住民を犠牲にすることは許しません。

以下4項目についてお尋ねをいたします。まず、この認識について、学校のことから我慢するのは当然だという認識があるように思うんです。業者もちょっとその点を謝っておりましたが、厳しいことを言うようですが、条例にもあると思いますが、住民の犠牲についての補償はどうするのかということであります。そこまで言わないと、今のよう意識でもって、業者を指導しておったんではもう成り立たないんだということあります、住民サービスが。2番目に、町の監督官の監督はどのようになっているのかということ。3番目には、町の行政に対する指導はどのようにしたのか。4番目に、この工事は元請から下請への丸投げではないかというふうに私は判断しておりますが、この点はどうかということでございます。以上でもって終わります。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）住吉議員ご質問の2点目、3点目につきましては私から、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

職員の勤労意欲の向上についてのご質問にお答えします。職員の中には広島市との合併に不安を持っている職員がいるのは確かでございますが、職員は意欲を持って日常業務を行いながら、広島市との比較検討や協議等に当たってまいっております。いずれにいたしましても、全職員に対して勤労意欲、能力の育成に力を注いでまいります。職員の能力の向上については、日々の業務を的確にこなしていくことによって培われますが、その他の知識等については職場内研修、職場外研修で補ってまいります。職員の育成に

については、やはり日々の管理職の指導、育成によるものが大きいと考えられますので、今後も管理職としての役割を再認識させる施策の展開も図ってまいりたいと思います。研修以外にも職員の不安を払拭するために、処遇や身分に関する情報の提供、アンケート等による職員の意向調査や必要に応じた相談窓口の設置等を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、学校に関する工事の業者指導についてのご質問にお答えいたします。まず、1点目の実態の認識及び補償についてでございますが、ご指摘の事実関係について調査しましたところ、海田西小学校のコンピュータ室のエアコン設置工事について、共聴アンテナの電源があることに気づかず、工事を進め、約2時間、二十数軒の家でテレビが見れない状況が続きました。直ちに各家庭を訪問し、状況を説明し、おわびをいたしました。また、バキュームカーの騒音につきましては、海田西中学校からクリークにかけての水路の浚渫の際、付近住民の皆様説明が不足しており、ご迷惑をおかけする結果となりました。また、校舎の外壁改修工事における粉じんの飛散についてでございますが、台風13号の接近が予想されましたので、ネットシートが風を含むと危険であるため、外すことも検討しましたが、進路がそれたため外しませんでした。しかし、台風のあおりで、シートのすき間から粉じんが飛散し、近隣の家にご迷惑をおかけいたしましたので早速おわびに回りました。住民の犠牲についての補償についてでございますが、今後このようなことが起こらないよう注意を払ってまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、2点目の町の監督、3点目の業者に対する指導についてでございますが、工事に伴う周辺住民への影響予測を緻密に行い、できる限りご迷惑がかからないよう指導の徹底を図ってまいります。

次に、4点目の、この工事は丸投げではないかのご指摘でございますが、海田町建設工事請負契約約款の規定に基づき、下請人の通知が提出されておりますし、工事の統括監督を元請業者が行っており、丸投げには当たらないと考えております。

それでは、1点目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）1点目の学校の活性化についてお答えをいたします。

住吉議員ご指摘のように、中学校における部活動の充実は中学校教育の充実に影響を



及ぼす要因の1つであると認識いたしており、その活性化に向けての人材確保につきましては、関係者は共通の課題を持っているところでございます。ただ、教員の異動、配置につきましては、免許教科により各教科教員を確保することが優先されておりました、部活の指導力に関しましては、第二義的な扱いにならざるを得ない現状がございます。また、現在県の人事異動方針等で示されておりますように、在任年数等もこの人事異動にはかわりがございまして、求める人材がなかなか確保しにくい現状もございます。

中学校教育の充実と活性化を進めます上でも、また学校の特色づくりの一環といたしましても、議員ご指摘のように、教科指導力や部活の指導力があって、しかも熱意のある人材を求めることは大切でございます。これまでもそういう点についてはかなり力を入れてきたつもりでございますが、引き続き県に強くこの人事についての要望をいたしながら、人材の確保に一層の努力を進めてまいりたいと、こういうように考えております。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）再質問をいたします。まずは、学校教育の活性化につきましては、私の申し上げたことを全面的にお認めになっておるようですが、まだこれだけではありませんけども、とかく心の教育とか開かれた学校とか、あるいはゆとり教育とかばかりを今まで教育委員会は強調なさって、実際に具体的に形に見えた施策をどうされるんかという答弁が今までなかったんですよ。だからこういう、ただこれだけではありません、いろんな具体的な施策があると思いますが、それらがあれば、ただこれだけでなしに形で見えるものをひとつもう1回ご説明いただきたいと。

それから、今大変難しいとおっしゃいましたが、このことが教育長の仕事だろうと思うんですね。やっぱりそれをしっかり力を入れて、これをやっていただかないと大変なことなんです。この際、皆さんがご存じないから紹介しておきますが、私の見ている範囲では、中学生のしわざだといって地域の方がおっしゃっていた、ええ迷惑をこうむっているようなこんなことがあるんですよ。ひまわりプラザの側面の端と端の五、六十メートルの間に自転車の部品をばらして、とって、その余った自転車を投げておる。10台ばかりありましたが、最近は15台ぐらいあると地域の方は言っております。これも町に言って、「早くどけてくれ」言うたんですが、「どけます」言うとして、ある課長は「県の担当だからどけられません」と、「県が浚渫するときやります」、それきりになっております。それでもうどぶで沈んでしまって、たくさん見えませんが、一時期は15台

ぐらいあった。ある議員さんも私に指摘されました。どうなっておるんだということで、そのことは町がそういうことを言っておるよといって説明しておきましたが、そこらのところが町長、どうも町の職員の意欲ということに当てはまるんじゃないかと思いますね。いっぱいありますよ、今から言います。

それから、夏休みの直前にひまわりプラザの方に来て、中学生10名ぐらい来て、毎晩毎晩、晩いうよりか朝ですね、2時から3時、あるいは4時ごろまでロケット花火を打つわけです。安眠妨害も甚だしい、大きな音がするんですよ、ロケット花火、それを民家の軒下へ打ち込むんですね。防火という観点からも非常に問題があるということで、全部私のところへ苦情が舞い込んできました。

それから、南堀川の公園内にある自治会の倉庫とか子ども会の倉庫のかぎをぶち壊してしまうと、これも新しいかぎをつけかえるのに五、六千円使いましたけど、それから夜遅くまで遊ぶのに、あそこの照明はタイムボックスがついて、10時半か11時に消えるようになっておるんです。ボックスのかぎを壊してあけて、2時ごろまで勝手に延灯をして遊んでおるんです。それから遊具を使って音をダンダン出すと、遊具についてもその金具を外してくれと言ったら、外した、言いましたけども、外しておらんですね。

そういうことがありまして、中学生に大変な迷惑をこうむっておる。そのことを教育委員会の学校課長にも申したんです。校長に言うてくれ、言うて、花火のことで、そしたら言いましたということ言ってみたら校長は聞いていないと、だから私は警察に行って、署長に会おう、思い、署長がおらんから次長にお会いしました。次長が、ほいじゃ逮捕しましょうと、とにかく1名捕まえて、そうすればグループがわかるだろう、それから親も校長も担任も呼んで、しっかりおきゅうを据えましょうということにしました。そうしたら、事前に警察署も校長に連絡して、校長はわかるんですね、校長はだれがやるということが大体。目ぼしいところへ電話をしたら、次の日からびたつとやんだんです。いまだにやっておりません。だから校長がご存じなら、早く治まったんじゃね、早く言うておれば、僕が言うたときに。それから3日も4日もやったんですよ。4時ごろ来てやったり3時ごろ来てやりますと安眠妨害も甚だしいですよ。今のロケット花火ですよ、大きな音がするんですよ。それでパトカーが来れば、赤色灯を照らしてくると逃げてしまう。消してこいと言え、消してきてもパトカー、監視しておって逃げる、追いかけてっこをしておったんですが、結局そういうことになりました。そのほか、いっぱいありますけども、迷惑かけておることが。そういう状況になっておるから、やはり

そういう心の教育、体育を通じて何でもいいから、いろんなことを通じて心の教育が必要ではないかということをおっしゃるんです。だからほかに施策があればご説明をお願いします。

職員の勤務意欲の向上については、職員に不安のあることは間違いないと、こう町長もおっしゃっておられるけれども、意欲がないことはないとおっしゃる。これは町長の気持ちはわかるんですよ、職員をかばうつもりで、今までも、いつもそうじゃったですからね。だけど我々から見ると、意欲が低下しておる。具体的に挙げればいろいろありますよ。言ったことはほとんどできないんですよ。やっておりませんよ、数を挙げればありますけどね。それで町民からそういう苦情も出ております。もう合併するからやる気がないんだなというような声がありますから、おかばいになる気持ちはいいんですが、町長、そこらに目を光らせて、助役もですね、本当に町長も助役も、それで意欲がないことになりますよ、トップが、それが見ていないと、わからんということは、だから本当にその気持ちがあるのかないかということです。

そうして、今の部内外研修ぐらいではおさまらんとするんですね。私はアンケートをとってみると、どういう不安があるか、それから部課長による、あるいはまとめて講師、雇うてきて集団教育もあるでしょう。最終的には、特に不安の大きい者とか問題があるなという人については、助役とか部課長でもって個人面接をして指導をしていくというふうな具体的な施策がなけりゃだめなんですよ、町長。部内外研修をします、これ、いつもおっしゃることです。いつもそれだからこうなってくるんですから、何か具体的な施策をもってやっていただきたいということでございます。その点についてひとつ。

それから、学校工事についてはミスがあったんだから、今回はミスを全部お認めになっておわびを申されたんで、あまり細かいことは申しませんけども、事実を申しますと、台風が来るからということですが、防じんネットは蚊帳と一緒にですから、防音にも防じんにも役に立たんのです。それで住宅のある方の側はあいておるんですよ、学校のグラウンドだけ閉まっておってね。写真を撮っておるから、持ってきて見せてもいいんですが、半分はあいておるんです。海の方から風が吹いたときに、ちょうどそういう時期を選んでやらんでもいいのに、削岩機でダンダンダンダンやったんですよ、大きな音で。そしたら煙幕を張ったように真っ白く、見えんぐらい粉じんが民家の方へ飛んできたと、それである家庭ではテーブルの上を、網戸にしていますわね、暑いから、留守にするときに、テーブルの上をふこうと思ってふくどころじゃない、手でこうやって集めるほど、

これは僕も確認しています。女性の頭にはいっぱいコンクリートの粉じんがたまっていると、これは厳しいものがあります。わしは業者を呼んで厳しく、うちに呼んで指導いたしましたけど、業者も認めております。そういう考えが甘かったと、学校教育だからという甘えが幾分ありましたということを言うておりました。町長もそのことをお認めになったからいいんですがね、今後のそういうことのないようにということで厳しいことも申し上げたんですよ。最終的には業者も来ておわびをいたしましたし、いいんですが、これが何回もそこで繰り返されたから厳しく言うんですが、もう今後絶対ないように、ほかの工事も全く一緒ですからね、工事監督ということについて私は聞いておるんですが、これもしっかりやりますということですがね、何なら工程表と監督記録、日誌を持ってきて見せてもらったらわかると思うんです。今すぐ出してもらったら、時間をかけたら修正しますから、ありがたいんですが、恐らくできていないと思うんです。町長、確認してください。そういうことなんです。だから、あらゆる工事で現場監督が不十分であると私は見ておりますけれども、その監督も適切にし、業者の指導をしっかりやっていただきたいということを強調しておきます。この点については要望であります。最初の分をお願いします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育問題について、大変ご近所、ご迷惑をおかけしているような問題行動がたくさんあるということで、大変申しわけなく思っております。ゆとりの教育であるとかゆとりと充実であるとか、あるいは心の教育であるとかというふうなものの形で見えるものはどんなものがあるのかということでございますが、今国でも県でもいろいろその方向で取り組むようにという例を挙げておりますものは、例えば朝の読書の時間、読書活動、これは町内のそれぞれの学校でも導入いたしておまして、先般NHKでしたか、報道がありましたが、朝読書の影響が問題行動の減少にもつながってきたというようなことも報告されておりますが、そういうことを期待、我々もしておるところでございますが、これも心の教育の一環であろうと、いわゆる道徳等の時間以外の中身でございます。

それから、これは中学校で主に取り組んでおりますが、青少年赤十字活動、いわゆるJRCの活動でございますね。心の教育の非常に大きな実践活動の一環として取り組んでおるところでございます。これは県内でも海田町の取り組みは高く評価をされておまして、その大会には常に海田町の中学校の方へ参加を求められるというようなことも

ございます。それから、各小・中学校ではやっておりますあいさつ活動、今いわゆる問題行動あるいは喫煙防止につながるというようなことで輪が広がっておりますが、このあいさつ運動あたりも心の教育、あるいは日常生活の充実につながるものであろうかと、さらには海田小学校で取り組んでおりますシルバーとの連携をした世代間交流といたしまししょうか、そんな活動あたりも心の教育につながっていくものであると、いわば形で見えるものといいますと幾つかそんなものが挙がってくるようでございます。

それから、人材確保については、これは教育委員会、とりわけ教育長の責務じゃないかとおっしゃるとおりでございます。1人の人材を多くの教育委員会が求めていくという現実がございますので、力の勝負ということになる場合もありますが、これは要望としては強く出すわけでございますが、人事については全県的な立場で、県としては最終結論を出されますので、強くその現状とそれから伝統、あるいは新しい学校の校風といたしまししょうか、そういうものを強調しながら人材確保に努めてまいりたい、従来も例えば海田中学校のブラスバンドの問題であるとか、あるいはいわば陸上競技の指導者の問題でありますとか、あるいは西中学校でいいますと水泳等のかなり指導者が欲しいということもありますが、なかなかそういう人材が得られない実態もございます。それから武道、柔道、剣道ですね、ここらの人材等もなかなか数が少のうございまして、そういう確保に苦労しておるところでございます。しかしながら、これが責務でございますので、精いっぱい努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）町長、助役は、職員の目を開かせて、指導を徹底するよというお言葉をいただきました。我々常に職員の指導に当たっておるわけでございますけれども、具体的に議員からご指摘いただきましたアンケートあるいは個人面接、あるいは集団教育等々、具体的な施策を今後ともやっていきますとともに、常に業務の達成度を把握するようにいたしまして、職員の能力向上あるいは意欲を引き出すように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）再々質問になりますが、学校教育の活性化につきましては、具体的な例を挙げられましたけれども、そのほかいっぱいあると思うんです。私のことを申しますと自慢話になるから細かいことは申しませんが、昔厳しい状況に職場があったときに、250人ぐらいの組織の立て直しを私に命じられて、その指揮官をやったことがあります。そ

の際に、十数項目の、後、お見せしてもいいけど、計画をつくって、それを実行に移しました。この中でやっぱり最も効果があったかな、形に見えて効果があったかなと思うのは集団競技で3冠王というて、3つの競技を、事業の3つの競技を優勝させたことです、2年連続して。そのことによって十何件、服務規律事項が起きておったのがぴたっと終わって、やんで、優勝部隊として表彰されて東京まで行ったことがあります。それはやっぱり指揮官として、あるいはトップの意欲と熱意だと思います。私は能力はありませんけど、意欲とかそういうものについてはだれにも負けないということでやってまいりました。

校長にこの間それを言って、話したんです。校長は納得したかどうか知りませんが、指導要領について話しました、運動会の。目的を生徒にしっかり知らせていないと。例えば組み立て体操等でもぐらぐらぐらぐらしておる。これは来賓とか保護者とか皆さんに見てもらう目的が半分以上あるだろうと、見てもらうんだからちゃんとやりなさいということを生徒に納得させればぱんとできるじゃないかと言っておったら、一も、全然答えなかったですがね。ぐらぐらぐらぐらして、ぴっとせんうちに笛を吹いて、ばらばらっと倒すんですね。そんなものをよく来賓に見せるなというて、この間校長に言うておきました。すべてがそうなんですからね、学校の。気をつけの姿勢でもそうです。これ、直接校長にお話ししておるから効果あると、一生懸命今練習していますよ、小学校も中学も。これはだれかが言わないとよくならんのです。だから私は心を鬼にして、近くに住んでおるから、小学校も中学も鍛えていますよ。教育長は僕以上にやってもらえれば、もっと学校、よくなると。だからその点を、これ、要望しておきましょう。頑張ってください。

○議長（河野） 7 番、堀間君。

○ 7 番（堀間） 7 番、堀間です。5 点ほど質問させていただきます。

まず1点目、次の町長選で合併を問うべきではないかということでお尋ねします。前回の町長選挙後の平成12年6月定例議会で、加藤町長は、合併については、「本町にとって最良の選択をするということを念頭に置いて進めていきたい」と発言されています。さらに、平成13年12月議会では、「合併特例法の期限内で、なおかつ私の任期のうちに責任を全うすべきと考えている」と合併について初めて明確に述べられました。そして平成14年3月議会では、「任期内に合併を完了したい」。しかし続けて、他の議員の質問のところでは、「合併についての方針を出したわけで、別段、結論を出したわけでは

ない」と発言されています。最良の選択をしたい、から任期のうちに責任を全うすべき、そして任期内に完了したい、さらに結論を出したわけではないと、絶えず発言がぶれている。合併特例法の期限は平成17年3月ですから、それまでに平成16年5月の町長選挙がめぐってきます。前回の選挙の公約に、なぜ合併することを入れないで、13年12月には突然に、なぜ任期中に合併すると発言されたのか。町民は任期中に合併したいのは加藤町長の個人的な見解だろうと見ている人も多いのです。しかし、現在ははっきりと合併の意思表示をされたのだから、16年5月にもう一度広島市との合併を公約に掲げて町長選挙を戦うのが筋ではないのか、町長にお尋ねします。

2点目の質問、学力の調査結果はどうなったのでしょうか。学校週5日制実施後、6月25日に、全県的に基礎学力の定着状況を調査するとのことでしたが、その結果、海田町の子どもの学力の程度はどうなっていますか。

次、3点目の質問です。公共工事費用の支払いについて。公共工事には絶えず談合のうわさがついて回り、本町でも5月23日の中国新聞で談合疑惑が取り上げられていました。町の調査ではそういう事実はなかったということで終わってしまいましたが、入札の制度を変えない限り、談合はなくなるということも事実です。町民にとっては税金が有効に使われること、つまり安くていい工事ができれば、どの業者がやっても問題はないわけです。そこで、この工事費用は毎月の出来高払いということにはできないのでしょうか。業者にとっては一刻も早く使えるお金は欲しい。半年後とか1年後ではなく、1カ月後にやっただけ確実にお金が入ることがわかれば、より早く仕事を仕上げるのではないのでしょうか。そうなれば工事周辺の住民もうれしいし、税金のむだ遣いもなくなるのではないのでしょうか。本町の公共工事費用の支払いの実態と出来高払いについてお尋ねします。

次、4点目の質問です。合併アンケート結果について。7月に実施された合併アンケートで、個人3,600名になされた質問3の結果はどのようになりましたか。また、法人企業100社への質問2の結果はどうになりましたか。次に、この質問は広島市との合併の必要性を5段階で尋ねているものですが、合併が必要ではないと思うを選んだ場合の追質問をつくらなかったのはなぜですか。

次、5点目の質問です。住民基本台帳ネットワークシステムについて。8月5日施行された住民基本台帳ネットワーク、略して住基ネットにより、本町でも1週間後に11けたの番号が全家庭に配布されました。このシステムの稼働に当たり、何かトラブルは発

生しなかったのでしょうか。国の個人情報保護法案が未成立のため、多くの自治体は不安を持ち、真っ向からこの住基ネットに不参加の意思表示を示した自治体も幾つかありました。町長は、総務省が一方的に自治体に押しつけた住基ネットが絶対安全で、個人情報情報は漏れないと信じて実施したのですか。もし、何らかの事故が発生した場合、だれが責任をとるのでしょうか。以上、5点、お願いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）堀間議員ご質問の1点目、3点目、4点目、5点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

次の町長選で合併を問うべきではないかとのご質問にお答えをいたします。私は町長就任以来、合併は避けて通れない課題として考えてまいりました。12年6月議会では、同年11月広島県合併推進要綱が制定をされ、合併パターンが示されることから、いよいよその時期が来たと考え、「最良のタイミングを見極めたい」と申し上げたものでございます。また、13年12月議会におきましては、市町村合併が各地で動き出し、本町議会においても特別委員会が設置をされ、今後の海田町のまちづくりを考えたとき、国、県の財政支援を受けることのできる合併特例法の期限内で、しかも私の任期から特例法の期限まで10カ月足らずということを考え、私の任期内の合併を町長として判断したわけでございます。さらに14年3月議会での答弁につきましては、12月議会同様、合併の時期が来たと、町行政の責任者として判断したものです。しかしながら、法定協議会の設置、合併につきましては議会の皆様の議決が必要となってまいります。このことから、合併が確定したということではないと答弁したものでございます。

最後に、次回町長選についてのご質問でございますが、私の任期のうちに合併を判断をしているわけでございますので、現在の段階ではコメントすることができません。

続きまして、公共工事費用の支払いについてのご質問にお答えします。出来高払いにつきましては、本町の建設工事執行規則第45条及び海田町建設工事請負契約約款第37条に、請負人は工事の完成前に、出来高に応じて、月1回を超えない範囲で部分払いを請求することができると規定されております。しかし、本町の建設工事の支払いの実態といたしましては、請負金額が300万円以上の建設工事では、前払い（10分の3）以内と完成払いの2回の支払いがほとんどでございます。長期にわたる大型工事では前払い、中間払い、完成払いの3回の支払いが一部ございます。今後とも請負人からの請求があれば、建設工事執行規則及び海田町建設工事請負契約約款に基づき、適切に予算の執行を



してまいります。

続きまして、合併アンケート結果についてのご質問にお答えします。まず住民につきましては、必要だと思う24.5%、必要でないと思う16.4%、どちらかという必要だと思う25.8%、どちらかという必要ではないと思う16.7%、わからない15.4%、無回答1.2%という結果となっております。また、企業につきましては、必要だと思う47.2%、どちらかという必要だと思う20.8%、必要でないと思う7.5%、どちらかという必要ではないと思う7.5%、わからない15.1%、無回答1.9%という結果となっており、合併が必要またはどちらかといえば必要の方を合わせると、住民が50.3%、企業が68%と半数以上の方が合併を望まれている状況でございました。次に、アンケート調査の追質問についてでございますが、他の問いで合併の効果、合併した場合の心配な点、自由意見欄などの項目を設けており、追質問がないとは考えておりません。また、現在調査結果を分析中でございますので、結果が出次第、皆様にお知らせをいたします。

続きまして、住民基本台帳ネットワークシステムについてのご質問にお答えをいたします。住基ネットの稼働につきましては、先ほども申し上げましたように、8月5日の法施行日には順調に稼働いたしました。法務省が一方向的に自治体に押しつけた住基ネットが絶対安全で、個人情報漏れないと信じて実施したのかとのご質問でございますが、この住民基本台帳ネットワークシステムの構築につきましては、住民のサービスの向上と行政事務の効率化等のため、全国市区町村の住民基本台帳をネットワーク化するという、すべての国民の個人情報にかかわる重要な法案であるという認識のもと、4年間をかけて幅広い様々な検討や審議が行われた結果、可決されたもので、この改正された住民基本台帳法に基づき、本町といたしましてもシステムの構築を図り、8月5日から稼働したものでございます。

次に、2点目のもし何かの事故が発生した場合、だれが責任をとるのかとのご質問でございますが、万一事故が発生した場合には、国が指定した情報処理機関（地方自治センター）の技術的な支援を前提に、本町が定めました緊急対応計画書の手順に基づき、データ保護管理者の指揮のもとに、機能の障害や運用を阻害するといった不正行為に対処してまいり所存でございます。いずれにいたしましても、この制度につきましては、今後とも町民の皆さんに周知を図り、ご理解がいただけるよう努めてまいります。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）基礎・基本の学力定着状況調査の結果についてお答えをいたします。

初めに、8月30日に新聞に公表されました内容は、あくまでも中間報告という段階のものでございます。最終結果の公表は11月上旬の予定になっております。この調査は、小学校は5年生を対象児童といたしまして、国語科、算数科の2教科の基礎・基本に関する学力の定着状況を調査いたしました。また、中学校は2年生を対象生徒といたしまして、国語、数学、英語科、この3教科の学力の定着状況を調査したものでございます。

県の平均通過率と海田町の各小・中学校の平均通過率を比較いたしますと、各教科ともほぼ同様な数値、70%前後でございますが、が出ております。各教科の領域別結果におきましては、国語科におきましては、小学校で聞くこと、あるいは中学校の長い文章、長文を読むこと、これがやや県平均を下回っている部分がございます。各教科の県平均あるいは町の平均とも、中学校の場合は数学、特に図形や数量関係の分野が気になるところでございます。また、英語におきます話すこともやはり気になる分野だというようにとらえております。

教育委員会といたしましては、各小・中学校にこの結果を知らせまして、指導改善報告書を早急に出すように今指示しておるところでございます。なお、9月中旬をめぐりに、教育委員会並びに各学校におきまして、住民や保護者に公表する準備を今進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）再質問いたします。町長選で合併を問うべきではないかと質問させていただいたんですが、合併は避けては通れないと、町長はずっと選挙戦の間も、議会中에서도答弁されておられましたけど、避けては通れないというのは町長の意見であって、公約ではないんですよね。また、たびたびおっしゃっています、議会は合併すると結論を出してはいませんとおっしゃっていますけど、加藤町長ご自身がもう結論を出して動いていらっしゃるわけですから、やはり今までなぜ一度も公約で出されなかったのかなと、私は真っ先にそれを不思議に思いました。

今、前、平成12年から考えていたとおっしゃいましたが、でも公約に出されなかったわけですから、町長ご自身の中では、合併問題は公約にするほど重要問題ではなかったのかなと思っておりますけれども、その点どうなのでしょう。それほど重要であれば絶対公約に掲げるべきなんですよ、町長選で。過去3回、私は見てまいりました

けども、避けては通れないとはおっしゃいましたけども、自分の任期中に合併したいと意思表示はされておられなかったように思いますので、その比重がどうだったのか、町長ご自身の中ではどうだったのかなと思いますので、もう一度再質問させていただきます。

公共工事費用が月、出来高払いでできるということは知りましたので、規則の中にも明記してあるということですが、実際にその出来高払いの月払い方式ですか、もしそれを使ったとしたら、入札価格というのが民間より大体高く設定してあるように思うんですけども、月払いにすると価格が安くなるということはあるですか。

次、合併アンケートについてですけども、あまりにも回収率が低かったですよね。行政報告の中で述べられておりましたけど、町民の側からの回収率42.6%、企業から53%ですか、ということはあまり合併について町民の意識が低いんでしょうかね。これをどのように分析されていらっしゃるのでしょうか。

それと合併アンケートの内容ですけども、合併するかどうかということを聞いているんじゃないんですよね、あの内容全体は。合併をしたらあなたはどのような施設が欲しいですかとか、どういうことを望みますかというような合併を前提にしたアンケートの内容でしたから、しないということではなくてするということで、全体の町民の気持ちをどういうふうに把握されましたでしょうか。

次に住基ネットですけども、番号通知、これは配達、郵便記録便で配達されましたけども、受け取り拒否がありましたでしょうか。それと行政報告の中で述べられておりましたけど、海田町電子計算機の処理に関する規則とか住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱ですか、それを整備して安全対策を講じられたということですが、その中に罰則規定、盛り込まれておりましたら内容を教えてください。

それから学力調査ですけども、日本PTA全国協議会の調査では、4人に3人が5日制導入で学力低下の不安を感じていると出ています。多くの人、多くの父兄、父母が不安を感じているんですよね、学力が低下するんじゃないかと。学力が低下すれば、やはり将来にわたって国力が衰えていくことは明白ですから、どうしても今度は学力強化の方向で、今遠山文部大臣ですか、文部科学省の大臣が何か方向転換されたような動きが見えるんですけども、我が町、この海田町で学力強化のために読み書き計算力をつける学級を、補習というんですが、それを開設していただきたいなと思うんですよ。そういうことが可能かどうか、お尋ねします。結局、ゆとり教育というのは失敗ではなか

ったんでしょうか。教育長にお尋ねします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）再質問にお答えいたします。町長は、これまでは合併は避けて通れない問題であるというふうにずっと言うてきたと、ただし合併をするとは言っていなかったと、こういうことについて再度合併を掲げて選挙したらどうかと、こういうご趣旨であろうかと思いますが、このことにつきましては、仰せのとおり、私は当初から合併は避けて通れない大変重大な問題であるということで参ったわけでございますが、それからもう既に18年余になるわけでございます。時代も大きく変わってまいりますし、そうしてまた財政的にもいろんな問題、あるいは国のまた行革、あるいは地方分権等々大きな波が寄せてきたわけでございます。そういう中で、議会の方からも当然ご質問、あり、私の考え方もそうでありますけれども、やはりこの時期に町長としては、行政の責任者として合併をするべきであると、こういうように判断をいたしましたわけでございます。

そのことでいろいろと何か言葉がぶれたとかのご質問、あるわけでございますけれども、あくまでもやはり町長はそうでありますけれども、最終的には議会の議決をいただかねば決まるというものでございませぬので、そういう中でご質問によって多少ニュアンスが変わったと、内容は変えたつもりは一切ございませぬけれども、そういう解釈をされたことがあろうかと思っておりますけれども、内容については全く変わっておりません。ただ、あくまでも議会の議決をいただいて、初めてこれがはっきり成立してくるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）公共工事の出来高払いについて入札価格が安くなるかというご質問にお答えをいたします。

1つの工事につきまして、この支払方法が異なったからといって設計金額が変わることはございませぬ。それから入札価格につきましては、これはあくまでも競争の原理によって決定されるものでございますので、このことによって影響があるとは思いません。

ただ、出来高払いをする場合は、そこまでの工事の確認といいますか、出来高を確認する作業が加わってまいります。それは業者さんの方でも加わってまいりますし、私どもの方でもそれを確認する作業が加わってくるということでございます。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）それではアンケートの件についてですけれども、この調査、

当然町長が合併の方向性について判断を下したということで、その広報にも周知をして調査をしたいということです。したがって、合併の必要性についての認識度をまず調査をしたいということが1つの基本になっております。そうした意味で、回収率が低かったということにつきましては、まだまだその必要性についての広報活動を進めていく必要があるというふうに感じております。それと、合併を前提としたアンケートだったというようなことで、一応必要性をうたいながらその認識度を調査をしたいということで、追質問としては、やはり心配をしておられることにつきましては、これはもちろん合併に反対の方々にも書いていただくことができますし、合併に賛成ではあるけれども、こういうことが心配だということを調査をしたいということがありましたので、そういう設問の仕方をさせていただきました。

また、詳細の分析につきましては、まだこちらの方へ、手元へ届いておりませんので、もうしばらく時間がかかるということでございますので、そういう意味では今からの広報活動についてもそれを参考にしながら、賛成であるけれどもこういうことが心配であるということも参考にしながら、やはりそれをなくするように、払拭するようなやはり協議の仕方をしていきたいということで説明をさせていただいております。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）住基ネットに関します再質問でございますが、まず、1点目の受け取り拒否でございますが、7件ございます。2点目の罰則規定につきましては、今回の住基ネットの稼働に伴います規則とか要綱等には盛り込んでおりませんけど、住民基本台帳法の第42条に罰則規定を盛り込んでおります。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）学力問題についての再質問でございますが、学校週5日制導入後の学力調査ということではございますが、調査内容はそれぞれ5年生とか中学校2年生の対象児童、生徒でございますが、中身は前年度の学習内容についてのものでございますので、学校5日制が導入されたために学力低下したかどうかということの対比はちょっと難しかりょうと思うんです。新聞報道でもされておりますように、平成10年、それから平成12年、それぞれ県内で抽出の学校の調査をいたしておりますが、そのレベルと比べるとほぼ同程度のといいましょうか、学力低下というのはないということでございますので、これは学校5日制導入にかかわってのことではなかろうと。ただしこれについては、この抽出には海田町がかかわっておりませんので、その点については、町内のどうこうと

いうことについては十分把握しきれておりません。

それから、いろいろご心配がある学力強化のための読み書き、計算等のいわゆる訓練的な充実をするような取り組みはできないものかということでございますが、これは小学校それぞれ、中学校においてもそういうことについての試みなり、あるいはそういうことを導入するための展望を今盛んにしておるところでございます。小学校のあたりは、とりわけ朝の読書の時間もさることながら、朝のそういうドリルの時間といいましょうか、そういう時間、基礎学力の時間といいましょうか、そういうものも導入しようとしたしております。

それから、ゆとり教育の充実、これ、失敗じゃないのかという判断をということでございますが、私がなかなか判断をするような立場にはございませんが、ただ従来から言われておりましたのは、ゆとりが言葉だけ走っておりますが、ゆとりと充実ということが盛んに言われておまして、いわゆるあることに集中をしていくためのそういう精神的な、あるいは環境的なゆとりをつくっていかうじゃないかというのが一方にございまして、それがいわゆる不易流行という言葉で言いますと、その流行の部分でございまずね。一方では不易、基礎基本のしっかり学習していくという、その部分についても特に力を入れていかないけんのだということは言われておったわけでございます。

先般、中国地区の教育長の会議の中で、広島の前教育長をしておられました辰野裕一現企画課長でございますが、この方の講演がございまして、今おっしゃったようなことについて触れてお話しされております。とにかく不易と流行という部分を十分押さえながら教育はしていかなくちゃいけないと、とりわけ学校週5日制が導入されてきても、不易と流行の部分をうまく取り入れながら教育の充実を図っていかなければならないというようなこともおっしゃっておられましたので、国としてもこれは失敗だったとはお話しになりませんでした。私どももそうとらえて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）再々質問です。町長選で合併を問うべしということで質問したんですけども、合併は避けては通れないと町長は口癖のようにおっしゃってきたわけですから、避けては通れないけど今はしないんだろうなと思う住民も多かったはずなんです、過去において。2年前行われた町長選においても、それはおっしゃらなかったわけですから、まだ当分合併はないだろうなと思っていた人にとっては、いずれするとしても、おっし

やらないわけですから、裏切られたとか町長に不信感を抱いている人がいることも事実なんですよ、それは町民の皆さん、どれぐらいいらっしゃるかわかりませんが、一部の人はそういうふうな意見をおっしゃいました。ですから町長ご自身のためにも、本当は２年前に、明確に自分の任期中に合併したいというようなことを意思表示されたらよかったのと思うんですが、されないで来て、後残り２年になって、突然のようにおっしゃったからやはり不信感を持っているんですよ。ですから町長ご自身のためにもやはりどこかで明確にすべきだったと私は思うんですけども、それで今後やはり町長選挙をしないとおっしゃったんですけども、もう一度、じゃ、確認のためにもう一度質問しますが、なぜ２年前公約でやはりそれをおっしゃらなかったんでしょうか。先ほどおっしゃったと思うんですけども、ちょっとよくわからなかったんです。私の方には受けとめることができなかった、ですからもう一度、なぜ公約に一度もそれをおっしゃらなかったのか質問いたします。

それと住基ネットの件ですけども、罰則の内容を聞いたんですがお答えがなかったのと、それから将来にわたって、ネットの中にハッカーが侵入してそれを壊したり、情報が盗まれたりということも多くの方は心配しているんですけども、そういう不安がこの町において一切ないとお考えなんでしょうか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）２年前の町長選挙で、なぜこの任期中に合併をするということを言わなかったのかと、こういうご質問でございますけれども、それまでも私はずっと合併問題については避けて通れないということでまいりました。常にそのことは脳裏にあったわけでございますけれども、やはり昨年１２月でございますか、いろいろと議員さんの方もご心配いただいて、そのようなやはり合併についてのご質問が数々あったわけですが、そういう中で、やはりこの特例法延長あるいは財政状況あるいは分権、行政改革、また町の財政状況等を見る中で、やはりもうここらで合併をするのが最良であるということで判断をいたしましたわけでございます。それにはやはり自分の責任の持てるうちでと、こういうのは私の思いでございます。

そのことで現在いろんな説明会であるとか学校を使つてのＰＲであるとか、ご承知のようにそれ以前には広島市との検討会も勉強会も持っておりました。その資料も町民に流し、そういう中で私の気持ち、方向はだんだんご理解をいただくよう現在まで努力をしてきておるところでございます。これからも当然任意協定の協議の内容等を住民の

皆さん、もちろん議員の皆さんにお知らせしながら、このことのご理解をしていただくと、こういう努力を進めていく責任が私にはあると、こういうふうに思っておるわけですので、ここで改めて合併を掲げての選挙というのは、今そういう方向で進んでおりますので、考えておりませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）住基ネットの件でございますが、申しわけありません、先ほどの罰則規定の中に具体的なものを示しておりません。申しわけございません。それで先ほど申しました住民基本台帳法の第42条に、2年以下の懲役または100万円の罰金となっております。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）住基ネットに係ります不正アクセスの防止の件でございますけれども、技術面では、一応まず1つは、住民基本台帳ネットワークシステム専用の回線を敷設して使っておる。それからもう一つは、仮にその通信回線を流れる情報については暗号化がしてありますので、仮にそういう専用回線の中をのぞかれても、簡単に解読できなくなっておる。それとこの暗号化につきましては、それぞれのサーバーがそのときそのときで機械が決めていくというふうなことでなっております。それからもう一つは、例えば海田町がある町にアクセスをした場合に、そのサーバーが海田町のサーバーかどうかというのを相手方のサーバーが認証するような仕組みになっております。それからもう一つは、ネットワークの端末につきましては、これは正規に認められた利用者が持つICカードでもってでしか情報が取り出せなくなっておると。それからもう一つは、不正なアクセスがあった場合には、境界に設置をしておりますファイアウォールによって不正防止が、侵入の防止が防げるようになっております。以上でございます。

○議長（河野）暫時休憩をいたします。再開は11時。

~~~~~○~~~~~

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

1番、岡田君。

○1番（岡田）1番、岡田です。3点ほど質問させていただきます。



まず、合併問題について。町の合併問題についての説明会の中で、1、地方分権が進む中、市町村が自らの考えで、責任を持って個性豊かなまちづくりを推進することが望まれています。そのためにも市町村の行政体制を一層強化する必要がありますとありますが、そうであるならば合併をせずに、海田町独自の行政を強化すべきではないでしょうか。また、住民投票を実施し、住民の意思を聞くことも行政の大切な役割ではないでしょうか、質問をいたします。

2番目、生活圏の広がりや交通網、情報手段の発達により、私たちの生活圏は住んでいる市町村の枠を超え広がっています。このような時代の流れに対応していくためにも、今後さらに広い視野でまちづくりが必要とされていますとありますが、これも具体的には何を指しておられるのでしょうか。施設の利用などは自治体同士の協定を結び、海田町民であっても利用できるように努力をすべきではないでしょうか、質問をいたします。

3番目に、少子・高齢化が進んでいる中で、介護や福祉、教育といった専門分野のサービス向上を目指すためにも、財政力の強化や人材の確保などいろいろな問題を解決しなければなりませんとありますが、前回の議会で質問をしたように、乳幼児の就学前までの入院医療費無料化制度を実現し、海田町に住めば安心をして子どもを育てられるというふうな環境をつくり、海田町で働く人を増やし、お年寄りには広島市の交通費の老人無料パスを見習い住みよいまちづくりを進める、国民健康保険の申請減免のハードルを高くせず積極的に受け入れるなど、少しの努力で実現できることはたくさんあると考えます。また、町職員にもそうした行政手腕を持っている人がたくさんおられると思いますが、いかがお考えでしょうか。

4番目に、高度情報化や国際化に対する新たな課題や福祉、環境対策など多様化する課題に対して、小規模な市町村で対応することは困難とされています。しかし、小さい町だからといって、情報化社会から取り残されているということは理解できません。具体的にはどこが取り残されるのでしょうか。海田町だからといって不都合はないと考えますがどうでしょうか、質問をいたします。

5番目に、国、地方において非常に厳しい財政状況で、財政基盤の弱い市町村では、行政サービスのレベル維持を図ることは困難です。そのために合併により財政基盤を強化し、効率化を図ることによって行財政サービスを向上させることが必要ですとありますが、海田町の財政力指数では広島市よりも大きく、また逆に、広島市は政令指定都市の中では下から2番目の財政力の悪さです。この自治体と合併では、財政基盤はもっと

悪くなります。その点をどういうふうにお考えでしょうか。

6 番目に、町の進めている合併スケジュールは、町民の意思を問うには期間が短すぎます。町民に合併ありきの一方的な説明をするのではなく、町民の意見を聞くこと、合併の賛否を意思表示できる機会をもっともっと提供すべきではないでしょうか、質問をいたします。

2 番目に、国民健康保険の申請減免制度について。役場の窓口で国民健康保険の申請減免を行ったら、条例や基準がない、減免をした分、他人の保険税が上がると、こういうふうな漠然とした対応ではなく、経済的に困難であればだれでも申請減免できるようにすべきですが、ここで申請減免を受け付ける場合の計算根拠を明らかにしてください。

3 番目に、乳幼児医療費の就学前までの無料化について。就学前までの乳幼児医療費の入院の無料化について、再度お尋ねをいたします。町の予算として計上したら、一体どれぐらいの金額になるか知りたかったので、今回は質問しましたがけれども、実際の金額がよくわかりませんでした。乳幼児医療費の入院に限り、無料にした場合、直近3年間の推移はどうか、金額と人数で具体的にお願いをいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）それでは岡田議員ご質問の合併問題についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、第1点目の海田町独自の行政強化と住民投票についてでございますが、市町村は基礎的自治体であり、総合サービスの主体でございます。住民の選択と負担により効率的な行政を行える体制をつくり、自治能力の向上を図る必要がございます。今後到来する地方分権時代に対応し、住民の期待にこたえるサービス体制を整えるためには、人材の確保が急務であり、小規模の自治体での対応は、これからは難しくなってくると予測されます。こうした観点から、効率的な行政運営を図るために、合併は必要であると考えております。また、住民投票につきましては、何度も申し上げておりますが、日本の自治体は議会制民主主義の制度で成り立っております。行政の責任者である町長としては、ルールに則り、町議会の総意を尊重すべきであると考えております。

次に、2点目の公共施設の広域利用についてでございますが、現代社会では電話、ファクスはもちろん、インターネットできめ細かな情報ネットワークが張りめぐらされ、道路についても整備がされ、住民の生活行動圏域は大きく広がり、公共サービスの受益を受ける範囲は、その納税される市町村の枠を越えて広がっております。こうした中、

施設整備や道路網整備などについても広い視野に立ち、一体的にバランスのとれた配置整備が必要であると申し上げているものでございます。本来、各自治体において個別に整備するのが原則であり、例外的に広域行政で対応しているものであります。自らの施設として、将来的に利用できる方が住民の皆様の福祉の向上につながるものと考えます。

次に、3点目のご質問でございますが、少子・高齢化が急速に進展する中で、現在のサービス水準を維持し、さらにその向上を図るためには、財政的な裏づけと同時に人材の確保は欠かせない要素となります。ご指摘のようなサービスの充実、恒常的な財政負担が伴うことを考えれば、町として安易に取り組むことには慎重にならざるを得ない面があります。一方、介護保険制度の充実、多岐にわたる児童福祉施策の展開、また障害者福祉の充実など総合的なサービスの向上は、ますますその必要度を増してくることが予想されます。そのような中で、町として取り組むためには、職員の創意工夫のみでは乗り切れない面があると同時に、財政負担や人材の確保などを重要な課題として解決しなければなりません。

4点目の高度情報化社会への対応についてでございますが、IT革命と言われる情報通信技術の発展は目覚ましいものがあります。行政に与える影響は大きく、行政内部の事務処理の効率化にとどまらず、自宅にしながら電子申請や書類の交付が可能な時代もすぐにやってくるのではないかと考えられます。こうした技術革新を活用できる人材の確保や育成についても、小規模の自治体での対応は難しくなってくると予想をされます。

5点目の財政基盤についてでございますが、確かに財政指数の数値だけを比較すると海田町の方がよいと言えるかもしれませんが、広島市は多様な住民ニーズに応えるため、都市基盤の整備や福祉制度の充実を図るため、各種の事業を実施してこられた結果であると考えております。政令指定都市として、既に整備されている福祉制度や施設など海田町民が受ける利益は大きいと考えております。また、将来の海田町のまちづくりを実現するためにも、国の財政支援を受けることのできる合併特例法の期限内での合併が最良の選択であると考えております。このような現状を踏まえ、広島市との合併を判断する理由として掲げているものでございます。

6点目の、現在の合併スケジュールは、住民の意思を問うには期間が短すぎるのではないかとのご質問ですが、任意協議会設置から20カ月という期間からして、決して短過ぎるとは考えておりません。今後は現在進められております任意協議会で協議される諸制度の取り扱いや合併建設計画案が明らかになり次第、住民説明会等で皆様にお知らせ

をし、ご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、国民健康保険の申請減免制度についてのご質問にお答えします。従来から申し上げておりますように、国民健康保険税条例第16条の国保税の減免に関する規定がございます。また、第17条には国保税の賦課徴収、その他の事項について海田町税条例の定めるところによるものとなっており、国保税の減免に関する特段の規則等はございません。しかし、町税条例や条例を補う町税規則の条項に、町民税等の減免についての規定が示されております。このため国保税の減免申請があれば、町税規則で別表1、2に掲げる33項目の減免規定を準用し、町民税等の減じられる割合等に応じて、国保税の減額等を行うものとしたしております。いずれにいたしましても、今後も制度の周知と随時の納付相談の開設等を行い、真に納税に困難な被保険者につきましては、適切な対応を図ってまいります。

続きまして、乳幼児医療費の就学前の無料化についてご質問にお答えします。就学前の乳幼児医療費を入院に限り無料にした場合、直近3カ年の推移ではどうかということでございますが、乳幼児医療公費負担は国民健康保険と各社会保険等合計による月単位の請求でございますので、月単位の延べ人数と公費負担金額とで申し上げますと、平成11年度は3歳未満対象、受給者816人で、受診者65人、公費負担額221万913円、平成12年度は4歳未満対象、受給者798人で受診者30人、公費負担額122万6,197円、平成13年度は同じく4歳未満対象で受給者1,139人、受診者26人、公費負担額111万3,278円でございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）それでは合併問題について。ずっと昨日からいろいろと合併問題で論議されておるんですけども、やはり町長は合併をするという方針を出されたんですけども、2年前の、先ほど堀間議員もいろいろ質問されましたけども、2年前には合併は慎重とか合併をするとは言われていないわけですよね。むしろ対立候補の方はどちらかというのと合併推進派というふうな、私たちは認識を受けておるんですけども、町長は去年の12月から、国とか県の指導もあったと思うんですけども、そういうふうな合併推進に変わったということで、町長はそれで、町長の考えはそうなんですけども、町長はもちろん選挙で選ばれるわけなんですよ。町民の方は2年前の選挙の時には、町長が任期中に合併をしますというふうなことは知らされていなかったわけなんですよ。それでこのたび、今度は合併をしますよというふうに言われて、町民の意識というんですか、町

民の意思はどういうふうなところで意識を合併かどうか、あるいはもうちょっとほかの意見を持っておられるのかというところを、町民の意思というふうなのはというふうにして判断されますかということをお尋ねしておるわけです。

アンケート3,600人をやると言われたんですけども、これは私たちの認識では3,600を出して、それがすべて回収をされて、なおかつどういうふうな判断をするかだと思うんですよね。それが回収率が50%前後ということは、今日の中国新聞にも載っておったんですけども、1,500、1,600人いっていなかったと思うんですけども、そのうちのまた半数の方ということになったら800人、900人ぐらいだと思うんです。それだけの方しか一応まだ合併賛成というふうには出ていないと、これをどういうふうに考えるかというのはまた別の問題なんですけども、やはり今日の新聞かなんか見ると、もうこれで過半数の人が合併を望んでおるんだというふうなニュアンスで私は受け取ったんですけども、実際には、やはり多くの町民の方はそういうふうには思っていないと思うんですよね。

私たちが参加しておりますあの住民投票を求める会やなんかの住民投票を求めてくださいというふうなアンケートでも、合併は賛成ですと、どんどんしてくださいというふうなのはまだ少ないんですよね。だからやっぱりそういうふうなまだ全然住民の人がそんなに意識が高まっていないのに、町長だけがどんどんどんどん合併を進んでいくと、先ほど任意協議会から期間が短いんじゃないかという質問のところ、任意協議会から20カ月とあったんですけども、国や県のマニュアルや何かでも、法定協議会から最低22カ月は必要だというふうに出ておるんですよね。法定協議会は来年の3月になるんですけども、町長は今の予定では来年の5月、3月から5月に合併を、総務省から決議をするとなっておるんですけども、でも実際はもう来年の9月の今の議会では、海田町と広島市がもう合併の決議をするわけなんですよね。残された期間は今からもう1年あるかないかなんですよね。

そのうちでまだ合併についての建設計画も決まっていないと、建設計画やなんかが決まるのは今年の終わりだと、来年の3月には今度は法定協議会だと、建設計画とかいろんな中で、いろいろなすり合わせを、すり合わせというんかいいろいろな制度の違いやなんかを比較されておると思うんですけども、それが例えば昨日もちょうと話が出たんですけども、水道料金やなんか、海田と広島市は今は大体30%、料金の差があると、それは同一地域、同一料金で合わせていくということは3分の1高くなるわけですよね。これはそういうふうな実際に高くなったという、そういうふうな制度の比較そのものも町

民の方は知らされて、今のところ知らされていないわけなんです。それを例えば知らず、周知するような期間は来年早々ぐらいになると思うんですけども、それから3カ月の間に知らせて、またなんかこう、そういうふうな中で住民の意見交換会やなんかをされるかどうか、そういうふうなのを知らせた中で、また5月の末に行われましたよね、住民懇談会をやられるのかどうか。

それで、そのときに合併ありきではなくて、それからどういうふうな論議、合併をしようかどうかというふうな論議をしても遅くはないと思うんですよね。むしろそういうふうにしないと、今のままだったら、それこそ町民の方の意見というんか意思が全く無視されたというんか、だから本当は堀間さんが言われたように町長選挙をして、その中で合併はどうするんかというふうな、一番問題ですからね、それをどういうふうにするんかということを町民の方に問うというのが一番だと思うんですよ。それができないならば、住民投票で合併問題をどういうふうにするか。盛んに町長は議会制民主主義があるから議会で決めるんだと、それはあくまで手続上のことであって、やはり今だったら住民の方の、何回も言うようなんですけども、意思というのが全く無視されておるというんか、意思を、住民の方はどこで意思を示したらいいんかというのが抜けとるわけなんです。意思を示す場がないと、そういうふうなので、私たちは盛んに住民投票をしてくれというふうなのを言っておるわけなんです。

それと、2番目の自治体同士が協定を結んでやったらいいじゃないかというので、町長は自分のところの地域にそういう施設ができるのがベストだというんですけども、広島市の方針は大体、1つの安芸区だったら安芸区に1館というふうな、どこでもそうなんですけども、1館というふうなのでずっと進めてきておるんですけども、隣の区民センターでも1館ですしね。海田町にはあまりできる予定はないというふうな感じなんですけどもね。それとか例えば以前にあったんですけど、いろいろな市営住宅とかなんか使えるじゃないかというふうな、今度は逆に言うたら、海田の今ある町営に瀬野の人とかほかの地域の人を入れるというふうに解釈したら、ますますそういうふうな住宅も少なくなってくるんじゃないかと、そういうふうと思うんですよね。

それで、3番目のいろいろな職員の方もいろんな能力を持っておられる方がおられますから、いろんな住民サービスとかもっともっとできると思うんですけども、それが今のままだったら、広島市はいろいろな能力とかいろいろ高い人が多いから、そういうふうなところと合併をした方がいいと言われますけど、やはり国全体の方針というんか、

県の方針もそうなんですけども、合併をすることによって地方自治体職員の数も減らすと、これが今まで昭和の合併やなんかでもそうだったんですよね。合併をしたら、急にじゃないですけども、何年かたったら職員の数が減らされていくとか、そういうふうなのがずっと過去にあるんですよね。

この広島市でもそういうふうな実際に減らされたとか、出張所は以前には例えば80人ぐらいおったけども、それが30年たったら4人しかいなくなったとかいうふうなとか、ざらにあるわけなんですよ。そういうふうな中で、果たして本当に人材の確保とかそういうふうなのができるんだろうかと。今役場の職員さんなんか遅くまで一生懸命仕事をされておると思うんですけどね、そういうふうな方もやっぱり物すごく能力を持っておられると思うんですけどもね、やはりそういうふうな方をもう少し活用するというんか、能力が、仕事ができないわけじゃないですからね、もちろん、そういうふうなのを持っておられるんですから、もう少し今の海田町独自の施策というんですかね、よく言われるんですけど、海田町いうても別に特色がないけのうというふうなことをよく言われるんですけどね、やはり乳幼児医療費やなんかでも、五日市とかやっておりますように、広島、今県と同じなんですけどもね、それを上げるとか、そういうふうなのをもっともっと老人の無料パスというんか、バスを運行するとか、そういうふうなもっともっと身近なところでできると思うんですよ。

そういうふうなのを施策としてした方が、よほど広島市と、それは10年ぐらいの間にはいろいろな財政措置もあるからいいんでしょうけども、その後になったら、やはり安芸区の中心都市といっても、広島市に比べたら端っこなんですよ。だからやはりそういうような10年、15年、20年の先のことを考えたら、やはり皆さん不安になるんですよ、果たして今の広島市やなんかドーム球場とか、あと、あの出島沖の埋め立てで物すごくお金が要ると、そういうふうなので果たして海田町の方に回ってくるんだろうかと、ましてや議員の数もぐっと減りますからね。1名から2名前後ということで、果たして今のような80何億というふうな予算がとれるのんだろうかと、そういうふうな不安が物すごくあるんですよ。

そういうふうなのに対して説明もしていない、いろいろな料金とかサービスやなんかも広島市と上がる部分もあるんですけども、そういうふうなのも具体的に出していないというふうなもとので、ただどんどんどんどん合併に走って、町民の方に説明をしたときにはもう決まりましたと、そういうふうにならないためにも、もう少し町長の任期中で

はなくて、平成17年の3月まででもいいですから、そういうふうなので合併問題を対応してもらいたいと、そういうふうと思うんですね。

乳幼児医療費の問題なんですけども、いろいろ金額を上げられたんですけども、私がちょっと質問したのは3歳児未満の3年間の入院をした人数と実際どれぐらいお金がかかったかという金額をちょっとお聞きしたかったわけなんですよね。入院といっても、そんなに多くの方が入院されておるわけじゃないと思うんですけども、ちょっとその辺をもう一度お願いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併の問題についてでございますけれども、要はやはり突然に町長が合併を打ち出したと、やはりそこは住民投票で決めるべきじゃないかと、こういうことが骨子であろうかと思っておりますけれども、ご承知のように、昨年12月に議会の答弁の中で申し上げ、正式には14年度の施政方針の中で、明確に私の考え方を申し述べさせていただきました。そういうことから、それから議会の方にも特別委員会が設置をされ、いろいろとご勉強いただいておりますわけで、また現在では、既に任意協議会を広島市と立ち上げた、こういう中でございます。

私は、もう従前から、ご承知のように合併は避けて通れない問題であるということはずっと申し上げてきたわけでございますけれども、現在こうして財政の問題あるいは地方分権の問題、行革の問題、いろいろとやはり国の方向、県の方、また我が町を考えたときに、このままでは財政も苦しくなるし、そうして地方分権の中でいろんな事業が、権限がおりてくる、その受け皿として、今の職員、頑張ってくれておることは間違いありませんけれども、やはり大きな自治体のような専門的な分野ということになると、やはりいささかどうであろうかという心配もあるわけでございます。

そういうことも解消することであるし、また海田町と広島市安芸区、経済的にも何もほとんど一緒であるというような状況の中、東部の中心としての海田の置かれた位置から考えましても、いろんな面から考え合わせて、やはり私は合併をこの時期にやるべきであると、それも自分の責任の持てる間ということになると自分の任期中でございます。その間にぜひやらしていただきたいということを申し上げて、今こうしてご承知のように各校区への説明会へ出たり、確かに集まっていたく方は少のうはございましたけれども、また広報であるとかいろんな面で、今その周知を図っておるところでございますし、また協議会の中で検討され、議論されたものについては、先般から申し上げており



ますように、できる限り皆さんにお知らせしながら、またそのご意見を伺いながら、それをもってまた次の協議会で協議を進めていく、できるだけ海田町のやはり願いを反映させていただく最大の努力をしてみたいと、こういう気持ちでおるわけでございます。

今任意協議会ということにつきましても、先ほど申し上げたように、やはり議会制民主主義というルールがございます。やはり議会の議決をいただくということが優先でございます。また、それは議会の中で議決をしてもらう方向で、議決を、今のようにそれは5月を3月という議会の議決が出れば、それは尊重するということがあり得るかわかりませんが、私は私の任期中に合併をさせていただきたいと、こういうことで今一生懸命努力しておるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）アンケート調査の数の件で、若干あったようなので補足させていただきますけれども、当初ご説明をいたしましたように、海田町の有権者数から割り出すと、1,500以上の票により分析すれば、信頼度が95%以上あるであろうということで3,600の設定をし、1,532の返答をいただいているという状況です。現在の段階では、その信頼性については高いものであろうという思いではありますが、今の回収率等のパーセンテージを考えますと、まださらに必要性についてのPRなり広報活動をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（貝原）乳幼児医療費のことでお答えいたします。先ほど町長が申しましたとおり、平成11年度は入院受診者65人、公費負担額221万913円、平成11年度は3歳未満対象でした。平成12年度は4歳未満対象で受診者30人、公費負担額122万6,197円、平成13年度は同じく4歳未満対象で受診者26人、公費負担額111万3,278円でございます。平成11年度が高い数値を示しておりますのは、インフルエンザの流行によるものでございます。以上です。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）同じようなことを聞くようなんですけども、やはり住民の方の意思の表明する場というのはどこにあるんですか、それじゃ。町長は、海田町が合併するかどうか、海田町がなくなるかどうかという物すごく大きな問題なんですよね。これを町長は選挙のときに合併をしますというふうな公約で出られたわけでもないし、我々議員も選挙のときには合併問題というのは全員が合併、どういうふうな態度を示すということはなか

ったわけでなんですよ、全員の方が合併問題には賛成です、反対ですというふうなのはなかったわけで、そういうふうな中で町長は合併をしますと、それは町長の判断なんですよ。それに対して住民の人の意見というんか、それは別に町長が選挙のときに合併をしますと言って当選されたら、それは別なんですけども、町長はそういうふうな公約を掲げておられなかったわけですから、それに対して、この大きな問題に対して、住民の意見というんか、意思というんですかね、そういうふうなのを聞く場というんか、どこに、意思をあらわす場はどこなんか、それをつくらなくてはいけないと思うんですよ。それはどういうふうにしてつくるのかということなんです。

アンケートの件なんですけども、海田町の有権者は2万2,000か3,000人、ちょっと細かい数字はよくわからないんですけども、おられるわけなんですよ。このうちのアンケートが返ってきたのが1,531ですか、これをもって、ただ選挙報道じゃないですけど、統計的にとかそういうふうなのは当てはまらないと思うんですよ、こういうふうな大きな問題に対して。もっときめ細かな施策をやらないと。だからその辺はどういうふうに考えておられるんですかということはずっとお聞きしておるんですけどもね。ただ、議会制民主主義のルールだからとか、ルールは仕方ないんですけども、じゃ、町民の声と、やはり地方分権と言われるんですけどもね、やはり地方独特の色を出すというんか、地方独特、その自治体独特のカラーを出す、そして海田町、いっても、小さい町じゃないんですよ。今から例えば幾つかの町が合併をして、3万人になったら新しい市ができると、そういうふうなのがあるんですよ、もちろん。

だから、今海田町3万人人口がおって、それは2,000人、3,000人とかいうふうな小さい町だったらいろいろ財政的にも問題があるんでしょうけど、そうでない3万人おって、これだけのある程度財政力もある、そういうふうな中で、何で町長の任期中に強引に、広島市112万ですか、そこへ行くのか。そういうふう、別に海田町独自でやってもいいじゃない、十分できるはずなんですよ。だからその辺のところは住民の方にはよくわからないというんか、意思の表明をする場がない。そういうふう思うんで、その辺のところは再度お聞きしますが、どういうふうに住民の方の意思を表明する場ですよ、そういうふうなのをどういうふうにとらえられるか。

意見交換会やなんかでも、少ないと言われたんですけど、280人、50何人か80何人だと思えるんですけども、1回しか行われていないと。1回だと思えるんですよ、ああいうふうな対象にしたのは。それに対して先ほど桑原さんが言われましたように、ほかのと

ころではもう何百回とやられておると、府中町やなんかでも夜遅くまでやられておると、そういうふうなのになんかこう海田町はどさくさに紛れてすつとというふうな、なんかそういうふうなニュアンスがどうしてもあるんですよね。その辺のところはどういうふうにお考えですかということを再々聞いておるわけです。

それと入院の数なんですけども、平成11年が65人、あれ、入院の数なんですか、入院者の。それだけ入院をされたということですか。平均的に、入院に限って幾らぐらいかかったかということをやっと再度なんですけども、お聞きしたいんです。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）町長は選挙のときに公約をせずに、こうして途中で合併ということを打ち出したと、まずこのことであろうかと思えます。いつ合併をするということは確かに申し上げてはおりませんけれども、合併問題は重要な問題であり、避けて通れない問題であるということはある程度考えておりますということは、ご理解いただけたと思えます。それは時期はいつか、どうかということは申し上げてはおりませんけれども、ただやはり公約は、選挙だけで言うたことだけを行うということではないと私は思います。時宜の、時代の流れ、それぞれあると思えます。そういう中で議会で答弁申し上げる、また住民代表の皆様に施政方針として申し上げてきたということは、そこで町民の皆様に私の考え方をお示ししたと、こう言うていいと思えますし、私はそのように思っております。ただ議員さんだけにご理解をいただいたんではないと、住民代表の皆さんに明確に申し上げたと、こういうことで自分は思っております。

公約を違反しておるとかいうふうな考え方は持っておりませんけれども、そのことにおいてこれからどういうふうにしていくんだ、このままの自治体でいいじゃないかとかいろいろなお考え方、あろうかと思えますけれども、やはり海田町、これからの将来を考えたときに、やはり合併特例法という法の財政支援等いろいろな支援をいただけるときに、1つの、これはこれだけじゃありませんけれども、その判断の中、海田町の将来、今ご承知のように、けさほども申し上げたように、財政もだんだんと厳しくなってきたことは間違いございません。税収も減ってまいっております。また事業も大きなものが山積をいたしております。そういう中で海田町独自でやることにどうであろうか、そうしてまたそのことだけでなくして、この広島市の東部の中核の町をつくるのにはどういうようにしたらいいんであるかと、やはり私は今市との合併を考え、願わくば自分の任期のうちに合併をしていただいて、東部の中心である、中核であるまちづくりをやっ

ていきたいと、これには単町では非常に厳しい状況になりますと、私はそう思っております。

そういうことから、この合併につきましては、今後とも任意協議会でしっかりと協議をしながらそういうことも含めた協議の中身にして、議員の皆さん方とともに海田町の将来を当然考えるわけでございますので、そういう内容につきましては皆さんにご報告しながら、また町民に流すべきものはどんどんと流して、ご理解、ご協力を賜っていききたいと、こういうように考えております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（貝原）先ほどから金額を申しておりますのは、公費負担額でございますので、医療費と両方合わせて申し述べます。大体1人当たりの入院費、医療費で申し上げますと18万円から20万円、それに対しての公費負担額、乳幼児の医療費としての負担額となりますと4万円から4万5,000円くらいになります。

○議長（河野）17番、中岡君。

○17番（中岡）中岡です。1番目の個人の情報が本当に守れるのかという問題は、住民基本台帳ネットワークシステムのことであります。先にほかの議員が質問をしておりますので、答弁がダブるところは省いていただいて結構ですけれども、新しい質問もありますので的確にお答えをいただきたいと思います。

いろいろ物議を醸しながら、8月5日に予定どおり稼働を始めました。そして私のところへも11けたの数字が届きました。住基ネットが稼働する前から、個人の情報を守るための法律をつくるのが先ではないかということで、8月5日の時点で見ると、東京の杉並区、国分寺市、三重県の二見町、小俣町、福島県の合併しない宣言をした矢祭町などが不参加を決めております。横浜市は参加、不参加を選択できるというような形の中で住基ネットが稼働しておりますけれども、各地でトラブルが発生しているようです。個人情報保護法の整備が先ではないかという自治体の主張が間違っているとは思いませんが、海田町は個人情報を守られるという自信を持っておられるのかどうか。先ほどの答弁を聞いておりますと、何かこうぼやけた感じがしておりますので、まずこの点について明確にお答えをいただきたい。

それから、私のところだけではないと思いますけれども、わけのわからないダイレクトメールが届きます。どこで住所を調べたのかわかりませんが、1つや2つではありません。電話がかかってきたり、資料を送ったけれども見てくれたか、半年でええ

からつき合ってくれとか、いろいろそのたびに私はどこでこの住所や電話番号を調べたのかと言うて質問するんですけれども、明確な答えは返っておりません。私の個人的なことで申し上げますと、私の息子がインターネットで、パソコンですけれども、私の名前で検索をしておりましたら、こんなもんが出てきたぞということで、今からおよそ50年ぐらい前の経歴が出てきました。ちょうど17歳で私が労働運動にのめり込んでしまったものですから、その当時のことが出てきておるわけです。ということは、本になって出ていくというのは知っておったんですけれども、インターネットで出てくるといのは思ってもみないことで、このような場合、本人に断る必要がないのかどうか、疑問に思っておるんですけれども、これもはっきりした個人情報でありまして、過去に労働運動の経歴があるということで就職に差し支えがあった時代もありました。今でも恐らく経営者の中には労働運動を忌み嫌う者もおられると思いますけれども、このように幾ら情報化時代であるといっても、個人の情報がひとり歩きする世の中で、住基ネットで本当に個人の情報が守られるのか。万一、そのためにトラブルが起こったときにはだれが責任をとるのか、こういうことを明確にしておく必要があると思いますので、重ねてお尋ねをするわけであります。

私はこの住基ネットについて、海田町の住民が十分に理解をして受け取ったかどうか、疑問に思っております。町長の行政報告の中でも、PRを十分に行うという表現はありましたけれども、私は海田町の場合、横浜市と同じように個人の選択ができるような方法をとればよいと思いますけれども、いかがでございますか。特に将来カード化され写真つきのというようなものになれば、身分証明をするためには便利になるかも知れませんが、紛失など増えると思います。個人の責任で保管できるような選択制をとることが、私は最良の方法であると思いますけれども、町長の見解をお尋ねをいたします。

2点目は、海田町のスポーツセンターの基本計画策定を幸町地内に241万5,000円で業者に委託しております。どういうものをつくろうということで委託をしたのか。業者任せで、こんなものがありますよ、こういうものもありますよというようなことで、2通り、3通りのものをつくって持ってくるのかどうか。どういう機能を持ったものになろうと思っているのか、詳しく具体的に説明をしていただきたいと思います。

3点目でありますけれども、町内のクリーンキャンペーンのあり方についてお尋ねをいたします。行政報告にもありました6月と9月に瀬野川クリーンキャンペーンを実施

しております。町内一斉に清掃しており、大変よいことだとは思いますが、反面、瀬野川筋から出るごみの量が、町長の報告では減ってきているというように言われますけれども、私は毎回参加しておりますけれども、大体同じようなごみが出ておると、年2回実施をして出るごみが少なくなるということは、ごみを減量するという気持ちが希薄ではないかと、あらゆる機会を通じて幅広くPRをする必要があるのではないかと思います。

また、町内の清掃については、家の周りの除草、空き缶、空き瓶などを拾ってきれいにはしておりますけれども、電柱の張り紙などの撤去も実施するようにしたらどうかと思うんです。こういう質問をすると、恐らく電柱は中電とかN T Tの仕事だということになるだろうと思っておりますけれども、それではガードレールはどうか、金融関係や住宅関係のチラシがかなり目についております。また、夏休みに入ってから私が朝早く歩いておりましたけれども、南小学校の正門に向かって右側の金網にゲームソフトの販売を宣伝する看板がついておりました。これは幅30センチぐらいで長さが約1メートル20ぐらいのものでありましたが、白い布でつくった恐らく看板ですけれども、もう白い布が薄黒くなっておりますので、少なくとも二、三ヶ月ぐらいはついていたのではないかと思いますけれども、ちょうど子どもの通学路で、少なくとも200人ぐらいはその看板の前を歩いて学校に入っておるとこのような状況の場所にあったわけですが、学校の先生がその看板に気がついていなかったのかどうか。それとも気づいていたけれども、そのままにしていたのかどうか。業者が学校の許可を得てつけていたのかどうか。

どちらにしても教育上よくないと思ひまして、私が外して山の中へ捨てましたけれども、クリーンキャンペーンを実施しても、このような身近なことが見過ごされておるわけで、このような問題を含めて実施する必要があるのではないかと思いますけれども、住宅関係などのぼりも目立っております。四つ角など目立つところが多いんですけれども、逆に交通安全上からもよくないと思います。業者に注意をしたことがあるのかどうか。注意をしてもものけない場合はこちらでのけるというような処置をすべきではないかと思いますけれども、どのようにお考えですか。町内一斉にきれいにしようと思えば、幅広く考える必要があると思いますが、いかがでございますか。

4点目は、未成年者の喫煙防止対策についてであります。多田議員の質問もありましたけれども、私はこの9月議会で予算をつけてでも、具体的な対策を打ち出すから待つてほしいという答弁をいただいておりますので、あえてここで質問をするわけでありま



板等についてでございますが、町内美化、交通安全のため、業者に対して注意を喚起いたしておるところでございます。再三の注意にもかかわらず応じない場合、町で撤去しておりますが、即処分するわけにもいかず、役場地下に保管し、取りにこない場合、処分しておるといのが実態でございます。今後は道路等の一斉点検時やご提案のクリーンキャンペーン時に現状把握に努め、張り紙等の撤去を進めてまいりたいと、このように考えております。

それでは２点目、４点目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）（仮称）海田町スポーツセンター基本計画策定業務の内容につきましてお答えをいたします。今回発注いたしました基本計画策定業務は、基本設計及び実施設計に先立ち、事業を成功に導くための諸条件を検討し、基本設計へ至るための設計条件を整理するためのものでございまして、各種法規、周辺条件の調査、企画事業の経営的側面を検討するとともに、必要かつ可能な施設の機能及び規模などの設計条件を策定するものでございます。具体的な業務内容を申しますと、現況把握及び事業目的の設定、２番目に施設整備基準の設定、３番目に機能と規模の設定、４番目に敷地評価、こうしたことを検討しながら基本的な配置計画、平面計画、意匠計画、構造計画、設備計画、外構計画、動線計画等を策定するとともに、概算の工事費等の算出を行ってまいります。

なお、主な検討施設といたしましては織田幹雄氏の顕彰の場、アリーナ、各種武道場、プール、トレーニングルーム、フィットネスルーム等としているところでございます。

次に、未成年の喫煙防止対策についてでございますが、未成年の喫煙防止対策は３つの分野で実施する必要があると考えております。まず、未成年が喫煙をしてはいけないことについて正しく認識すること、これは学校のカリキュラムの中で計画的に指導することになりますが、各家庭においても保護者の責任として指導すべきことだと思っております。

次に、たばこ業者が未成年に売らないということであります。たばこ業界の防止活動状況について、日本たばこ広島支店及び広島たばこ販売協同組合の担当者から説明をいただきましたが、多岐にわたる実践活動の実施、販売店の巡回を毎年重ねながらも、未成年者の喫煙防止は歯どめができないという悩みを話しておられます。対面式販売が減少し、自動販売機が増加した実態が、未成年者が気軽にたばこを購入できる一番の問題



点で、今成人識別機能つきのたばこ自動販売機が開発、導入に向けて取り組まれております。今年度導入検証を始め、所要の検証を重ね、数年後の全国一斉稼働を目指している状況をお聞きしました。一日でも早いこの実現を期待しておるわけでございます。

しかしながら、その日がやってきますまでは防止対策に努力をしなければなりませんので、情報交換と未成年者喫煙防止対策の充実を図るための組織であります未成年者喫煙防止対策協議会、これに海田町も参加できるようにお願いをしておるところでございます。海田町内のたばこ販売店には、海田町独自の防止活動の趣旨をご理解いただくために、関係機関との連携を図りながら文書を添えてお願いをいたしております。

3点目は、喫煙現場で大人が一声かけることが重要であります。その手段としてあいさつ運動の実施が効果的であり、いつでも、だれとでもあいさつできる環境づくりが専決であるという経緯から、あいさつ標語の募集、ステッカーや啓発グッズの作成、配布などを第1期事業として考え、次に優秀標語の活用を図り、15年度も引き続いて取り組んでまいります。したがって、あいさつ運動を未成年者の喫煙防止をも含め、青少年健全育成活動の根幹として全町で展開してまいりたいと、こういうように考えております。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）まず、住基ネットの問題ですけれども、町長の答弁では万全を期したいというお話がありました。それで最終的というか問題が起こったときのいわゆる責任をだれがとるのかというと、今の答弁でも私はちょっとひとつはつきりしないような感じがいたしますので、再度、具体的にわかりやすくお答えをいただきたいと思います。

それからカードの問題、有料化というような話がありましたけれども、当然無料にしてもらいたいというのはあります。それからもう一つ、さきの質問者の中で、受け取り拒否が7件あったというような話を聞きましたけれども、これ、現物なんです。普通の家庭で、お年寄りとか専業主婦の方が家におられて、どういうふうに言うて郵便局が持ってきたんだろうかと、ただ印鑑が要りますということで印鑑を押して受け取ったというだけのことなんです。これは私がおれば、恐らく拒否したと思うんですけれども、私の留守で、家内がうちにおるときに来たものですから受け取ったと、これはしものうということではあったんですけれども、それまでにいろいろ家の中では、この問題についてははがきで番号が見えるとか、またそれを封筒に入れ直して送ったとか、いろいろ地方自治体の中でそういう関係でのトラブルが起こっておったと。ただ、海田町

はこういう形で送ってきたもんですから、そういうトラブルはなかったと思うんですけども、受け取った方がどれだけ理解をして受け取ったかと、恐らく90%以上は、受け取り拒否が7件しかなかったということは、恐らく普通の家庭では何だろうかという、びっくりして印鑑を持ってきて受け取ったというのが実態だろう、思うんです。だからそこら辺のPRが全くなされていないということを私は指摘をしたいわけなんです。

だから自由選択制をとってほしいと、公的に総務省がこれは違法だということを言っておりますけれども、現実には私が先ほど申し上げましたような横浜にしてもほかの、どこでしたっけ、2つ、3つありましたけれども、それはこれを実施していないわけですからね。それで法的に制裁も受けていない。ただ、総務省は違法だということを言っている。だから本当に個人の情報が守れるんかというのを私は、絶対に守れるんだという自信があればそれを示していただきたい。どんな機械を使っても、だれがどういうあれがあっても、先ほどの責任はデータ管理者云々というような話が出ましたけれども、本当に最終的に責任をとるのはだれかということをはっきりして、それをもう絶対に個人情報情報は漏れないんだ、トラブルは起こらないんだという自信があれば、それをこの場ではっきりしていただければ我々も安心できるということですから、そのことを質問の中身として言うておるわけです。

それからもう一つ、これは印鑑を押さないと受け取れないわけですから、持っていったときに留守で、それでこういうものがありますというのを郵便局、配達員が紙を入れて帰ると思うんですけども、それでも取りにこない者があるんじゃないかと、郵便局までですよ、そういうものを含めて受け取り拒否が7件なのかどうか、わかれば答えていただきたいと思います。

それから、カード化されるのは何年か先ですけども、それもいわゆる有料ということじゃなくして、無料なら無料で配れるような体制を今から考えとってもらいたい、思いますけれどもいかがでございますか。

この2点目のスポーツセンターの基本計画策定、今お答えがあった中で、最終的に工事費がどれぐらいかかるかというのが出ました。当然こういう数字が出てくると思うんですけども、それによっていろんな規模が決まると思うんですけども、それまでに例えば我々に話をすることは一切ないのか、ただ業者に全面的に委託をしたままで、例えば体育指導員協議会あたりの皆さんは一生懸命新しいスポーツにしても何にしても、積極的に行動を起こしておられるけれども、そういう皆さんの意見を聞く機会はないの

か、我々の意見を聞く機会はないのか、そこら辺についてお答えをいただきたいと思います。

それから、クリーンキャンペーンの問題ですけれども、今町長のお答えでは、電柱にしてもガードレールのチラシにしても業者に注意をするとか、撤去をしておるというお答えがありましたけれども、少なくとも私は一切、業者に注意をしておるといのはわかりませんが、役場の職員が巡回をして撤去するというのは見たこともないし、現実にもそういうことをしたという、のぼりは外したことがあるかも知れませんが、一切目にしておりませんが、電柱のチラシにしてもガードレールのチラシにしてもそんなに簡単にはげるものではありません。ですからそこら辺は今からやるんなら今からやるんだということを言ってもらわないと、先ほどの答弁ではやっておるけれどもというような表現がありました。注意をしておるとい、それじゃ今までどこの業者にどういう注意をしたのかというのを担当者から具体的に教えていただきたい。

それから、南小学校付近の通学路にゲームソフトの宣伝をする看板が長期間つけてあったと、私は先ほど山の中へ投げたという表現、これは不穏当でちょっとまずかったかなとは思いますが、昼の休憩時間に行ったら、私が置いたところじゃない別なところに置いてありましたので、恐らく学校の関係者が、教育委員会が見にいって、私の質問の中身を見て、見にいって、多分ちょっと看板を移動させたんじゃないかと思いますが、もしそういうことをやっておられない、どんな看板じゃというのを見ておられないんだったら、今役場の下まで持って帰っておりますので見てください。あの看板が学校の金網に恐らく長期間つけてあったと思うんですよ。学校の先生も、あそこは恐らく何人かは毎朝通って学校へ入っておられると思うんですけれども、学校が許可をしたものであればそれはやむを得んですけれども、恐らくああいう看板を学校へつけさせてくれと言っても、学校は許可をするはずはないと思うんですけれども、かなりの間ついておったということについての感想をひとつ述べていただきたいと、その上でまた質問があれば質問をします。

それから、未成年者の喫煙問題について、予算をつけてでもというのは、恐らく今お話があったあいさつ運動でのいろいろ募集をするための予算をつけたという意味だろうと思うんですけれども、若者に売らないという問題、これは今お答えの中でも自動販売機が相当増えているんだと、だからむしろそういうものを容認するのではなくて、また制限機能のついたものが、これはいつできるかわからんわけですから、それよりも今電

源を切る時間を早くするとか、むしろできれば自動販売機の撤去運動というのが一番いいと思うんですけども、そこまではちょっと無理だろうということであれば、自動販売機のいわゆる電源を切る時間をもっとうんと早くするとか、そういう運動はできると思うんです。それをやらないと喫煙防止の運動につながらない。

それは、私は目撃したのでは、昼の日中に私の目の前で高校生が自動販売機にお金を入れてたばこを買うたのを見たことがあります。ですからそのときには、ちょっと待て、待て、言うて、たばこを取り上げたんじゃないかになりますので、わしがたばこを、250円のたばこでしたけれども、私がお金を出してたばこを取り上げた。恐らくほかの自動販売機で買ったと思いますよ。でもやっぱりそういうことも必要だろうと思うんです。だからたばこを販売店に、今から声をかけて、自動販売機のいわゆる時間をもっと早く電源を切るような運動をするつもりがあるのかどうか。

それから、学校での教育、確かに必要ですけども、むしろ学校よりは保護者に対する呼びかけが重要だろうと思うんです。そういうことをやりながら、例えば子どもについては、恐らく今の海田中学校でも西中学校でも大体だれがたばこを吸っているかということぐらいはつかんでおるだろうと思うんですけども、そういった中で、特別にそういった子どもの保護者に対するいわゆる呼びかけというか、そういったことも過去に経験があるのかどうか、なければ今からそういうことを積極的に取り組む気があるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）まず、住民基本台帳ネットワークシステムに関します責任についてでございますけれども、まず海田町の責任を有しております範囲と申しますのは、海田町が監理をしております機器それから情報ネットワークの部分で、国が設置をしておりますそういう不正防止のファイアウォールの部分までが海田町の責任範囲となっております。それで具体の責任体制でございますけれども、住基ネットに関する部分につきましては、まず本人情報の管理に関する部分につきましては住民課長でございます。それから住基ネットの機器、いわゆるシステムの管理については企画課長、それからいわゆる住基ネットでデータを取り扱う職員を決め、操作者用のＩＣカードを発行する権限につきまして企画部長、それから助役につきましてはデータ保護管理者ということで、緊急時の対応それから統括ということで責任分担を明確にいたしております。

それから、いわゆる個人情報といいますか、いわゆる住基ネットの本人確認情報が漏

れないという保証があるのかということでございますけれども、これまでお答えしておりますように、制度面、いわゆる住民基本台帳法の法改正であるとか、技術面につきましては先ほどお答えを申し上げたとおりでございますけれども、運用面につきましては国の方が5つの指針を示してきております。まず第1には、先ほど申し上げましたようにセキュリティの責任体制を確立をすること、それからもう一つは、2階にあります電子計算機室の入退室についてセキュリティ確保を行うことということで、これにつきましてはかぎをかけ、企画課長の許可を受けて、その部屋に立ち入るようにいたしております。それから3つ目には、アクセス管理ということで、だれがどのデータを利用できるのかを定義をするということで、これにつきましては先ほど言いましたように、企画部長の方でそういう本人確認情報の操作をできる人間を指定したところでございます。それから4つ目には、データとか機器の管理者を定めるということで、これは企画課長として定めた。それから5つ目には、外部へそういう業務を委託する場合のセキュリティの確保を図ることということで、これは住民基本台帳ネットワーク運用管理規定の中で、外部へ委託する場合のそういう契約条件等について細かく規定をしております。したがって、制度面、技術面、運用面で、現時点で考えられる最善の方策が講じられておることということで、住民基本台帳ネットワークシステムを導入をしたということでございます。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）住基ネットにつきましてお答え申し上げます。まず、カードにつきましては、現在国の方でも検討されておるわけでございますが、一応予定では、住民票基本台帳カードにつきましては15年の8月の予定という形で、我々の方に今示されておりますのは、はっきりしたものはございませんが、一応有料というものが予定として示されております。それと受け取り拒否についてでございますが、けさほど堀間議員さんの方のご質問にお答えしましたように、7件ほどの受け取り拒否がございます。内容的にはご存じのとおり、この法律が8月5日に施行という形で、その8月5日のデータを打ち出していまして、次の週の12日からということで、盆の週ということもございましたので、かなりの方がやはり不在の状況というんがございました。

そうした中、郵便局の方ではかなりの臨時的な職員さんを対応していただいたりして、できるだけ早くご本人にその住民票コードが渡るような形のものとして、いろいろご努力していただきましたので、そうした中、配達記録という形のものになりますので、ご

本人さん等がおられない場合は手紙を投函していただいて、郵便局の方までとりにきていただくという対応をとらせていただきましたが、残念ながら、8月末日までは郵便局の方で取り扱っていただいておりますが、9月に入りまして郵便局の方から返ってまいりましたものの封書の数が約1,200通ございました。そうした中、8月12日に発送しました件数が約12,000でございますので、約1割の方が不在のため郵便局の方にも保管していただくというふうな形で手紙を置いていただいておりますけど返ってきたということで、我々としても速やかにその通知票コードを皆さんにお届けしたいということで、役場の方に、窓口の方に来られました方に、もしその本人さんまたは家族の方という形のものがおられましたらその場で一応お渡しするとか、今町内へ職員が交代で出ておまして、そうした中、速やかにその1,200通の不在のためにお届けできていない方々のために、今努力しておる最中でございます。

それと横浜市の件でございますが、議員さんもお指摘のように、横浜市の方におきまして、今選択制等という形のものがなされているようでございますが、住民基本台帳法の第30条の5の規定におきまして、市町村長は住民票の記載等行った場合には、全住民の本人確認情報を電気通信回線により都道府県知事に通知するものとされておまして、住民の選択制や任意制を一切認めておらず、こうした行為は違法であるという見解は先ほど町長の方のご答弁もありましたとおりでございます。「仮に選択制をとる場合、全国の市区町村を結ぶ住基ネットにおいて、本人確認ができるものとできないものとが混在することになり、市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理や国の機関等への本人確認情報の提供等において、総合的な効率性が阻害され、全国ネットワークとして機能しなくなるものである。また、本人確認情報の非通知希望者の調査についても、それに基づき、選択的に都道府県知事に本人確認情報の通知をしたとしても、都道府県知事はその通知を受理することは違法であり、結果として通知希望者の意向にも沿えないことになるものです」という形のものです」という形で国の方は示されております。いずれにしても行政サービスの向上と行政手続等の事務の効率化、簡素化を図るものでございますので、この点をご理解いただきたいと思います。

それとPRにつきましては、先ほど町長の方からご答弁申し上げましたように、今後機会あるごとに、そうした住基ネットに対する周知については努力してまいりたいと思います。

○議長（河野） 教育部長。

○教育部長（山本）まず、スポーツセンターの関係で、今後スポーツ関係者あるいは議会の議員さんの方々の意見を聞く機会があるのかというご質問でございます。今回のスポーツセンターの基本計画につきましては、基本設計、実施設計に至る前の段階、いろんな諸条件を把握しながら、基本構想あるいは基本的な計画を策定していくものでございます。今回の請負の仕様内容の中に、まず住民の方々、1,000名の方々を任意抽出いたしまして、スポーツに関するアンケート調査をするようにしております。それから、それとあわせてスポーツ関係の団体、これに意見を聞くということもこの計画を立てる中で仕様内容にいたしております。そうしたことを実施しながら、あらかじめの骨子、構想、あるいは計画の骨子ができ上がった時点で、議会の皆様方にそれを提示をさせていただき、ご意見をお伺いしたいというふうに考えております。

それから次に、まず学校に掲げられておりました看板の件でございます。ご指摘のように、一般質問書をいただきまして学校の方に確認をしたところでございます。しかしながら、学校の方では先生方、ご指摘のあったゲームソフト等に関する看板に気がついていなかったというような答えをいただいております。

それから次に、喫煙の問題でございます。ご指摘のように、まず子どもたちあるいは未成年者に売らないというのが第一の基本原則であろうかと思えます。そうした中でいろんな方策があるわけで、先ほど教育長が答弁いたしました、業者の方では自動販売機を身分証明でもって売るといような形で、これは既に試験段階に入っております、構想では2008年、まだ6年ほどありますけども、2008年にはこれが実用化をされて自動販売機が変わってくると、未成年者では買えなくなるというようなこと、お話をお聞きしております。また、そうした中で、夜、電源を早く切るとかというようなことの運動ということでございます。こうした点について、既に11時からというようなことで組合の方では申し合わせをしながら、これも販売業者に任せておるようなところもあるようでございますが、販売を自粛しているという自動販売機も増えてきております。町といたしましても、これから基本的にはあいさつ、声かけ運動を主体に進めながら、この自動販売機設置業者の方々に対しまして、ここらあたりの自動販売機の販売時間のより一層の自粛、これを文章あるいは直接お伺いをして、そういったお願いをしていきたいと。

それからもう1点は、未成年者に対するたばこの法律、これがつい最近改正になっておりまして、売った側に50万以下の罰金が科せられるように、大きく罰金が上がっております。そうした中でたばこ販売業者の方でも、まずそういう未成年と思われる人には

売らないというようなことの申し合わせの中で、それらしき人が来た場合は声をかける、そういったマニュアルも配っておられまして、こういう問いかけをしてそれを防止していこうというようなマニュアルが配布されておりますようですけども、こうした点についても、我々もあわせて再度そういった点もお願いをして、極力そういう未成年者が買えないような環境づくりにご協力いただけるようお願いをしていきたいというふうに思います。

それから、学校の方でもそうした喫煙をする生徒たちもあらかじめ把握はしておりまして、13年度でいいますと、学校の方で把握をし、指導した生徒の数が海中あるいは西中合わせて46名ほどおります。この子どもたちすべてに対して、家庭に学校側から助言をしたかといいますとすべてではないと思いますけども、状況によってはこれから学校から家庭に対し、子どもたちのそういった家庭での教育についてお願いをしていくということになろうかと思います。いずれにしても売ること、買うことあるいは指導もあると思いますけども、やはり家庭のお父さん、お母さん方がまずよく目を光らせていただいて、家庭教育の中でまず実践をしていただくということが一番大事であろうかと思います。

あわせて町といたしましては、町全体の運動としてあいさつ、声かけをしていく、たばこを吸っている子どもがおれば気軽に声かけられるような、そういう雰囲気づくりをこれからつくってきたいというふうに思います。

○議長（河野） 監理課長。

○監理課長（因幡） 張り紙等の問題でございますが、この4月から4回ぐらい外出して、業者に連絡したり撤去したりしております。ご指摘のように、これも実はスーパーの通りでありますとか人がよく出入りするようなところを中心にやっております、ご指摘のように、全域というような時点でとらえておりませんので、今後につきましては、部を挙げてまたは一斉的に取り組みたいというふうに考えております。それから業者名等につきましては、現在手元に資料を持っておりませんので、その点、ご勘弁いただきたいと思います。

○議長（河野） 中岡君。

○17番（中岡） 南小学校の金網に看板がついておったのを学校が気がつかなかったというのは、どう考えても理解ができません。これはあった場所は多分推測されたと思うんですけれども、南幸町と大立町の境目に、いわゆる子どもの通学路があります。階段を



2つ上って、それで最近ちょっと整備されましたけれども、左へ行くと細い道がありますけれども、これは通学路に指定されておられませんから、最近金網、高くして安全にはなっていますけれども通学路じゃありませんから、右側のいわゆる車が通るような広い道を通って、いわゆる上まで上がっていったところの金網についとったわけですからね。あそこを学校の先生も、2人や3人じゃないと思うんですよ、上がって学校、行くのは。それでその南小学校の先生が気がつかなかったなんていうことは、これはもってのほかですよ。これは単なる詭弁ですよ。それを教育委員会、うのみにされるのかどうかですね。ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから未成年者の喫煙の問題、いろいろ今部長、言われましたので、具体的に即行動を起こしてもらいたいと思いますけれども、例えば今の11時というのは、今でもほとんどの自動販売機が電源を切っております。ですから11時ではだめなんです。土曜日の夜でしたけれども、10時半ごろにとにかく車が五、六台、それから茶髪のお兄ちゃん、お姉ちゃんを含めて十四、五人、これは3カ所に分かれておったんですけれども、どうにも手がつけれないので110番をして、パトカーに来ていただいて指導をして、解散をしてもらったということがあるんですけれども、とにかくもう、これ、海田町全体かどうか知りません、知りませんが、南幸町だけに限って言うならば、金曜日の夜から土曜、日曜日、ゆうべも1組おりましたけれども、毎晩のように10時半から11時ごろには出てくるわけですよ。それでお店の前でたむろして、たばこを吸ったりジュースを飲んだり、それで私は朝7時半から50分ぐらいまで、そこの店の前で交通安全指導、子どもが道路を横断するのに黄色い旗を振っておるんですけれども、朝7時25分ぐらいに現場へ行くんですけれども、必ず店の前に、道路を含めて歩道の方にたばこの吸い殻が3本や5本、落ちとるわけです。子どもの目につかんように私がすぐ拾って捨てるんですけれども、そういう状況が現実にあるわけなんですよ。

ですから具体的に11時からというのはもう今決まっているわけですから、ですから喫煙防止のために教育委員会、この学校関係者を含めて何時まで、何時に電源を切るんかというようなことを具体的に決めてお願いをしにいかないと、こういうことがあるのでお願いをする、お願いをすると言うてもなかなか聞いてもらえんだろうと思うんですよ。ですから具体的に、例えばもう8時なら8時には電源を切ってくださいというようなことでいかないと効果は上がらないと思うんですけれども、そういう点についてはいかがですか。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）まず、学校の方にかかっていた看板について、先ほど申し上げたとおりでございます。今のお話の中で、再度学校の方に問い合わせをしてみたいというふうに思いますけども、当然ながら目につく場所であったということであれば、これは学校の方に、我々としまでも注意をしていきたいというふうに思います。また、後ほど具体的な場所をお教えいただければと思います。よろしくお願いします。

それからもう1点、たばこにつきまして、11時、深夜、いいますか、は電源を切っておるというのが常態となっております。ここらあたり、もう少し早くということで、何時ぐらいで要望していくんかということでございますけども、このたばこにつきましては、一般の大人も買うと、お買いになるということも考え合わせながら、一応たばこ組合としては11時という線を出しておられるのではないかとこのように思うわけで、今この時点で教育委員会として何時に電源を落としてくれという、そこらあたりがすぐお答えができないところなんでありますが、我々の子どもたちに対するそういう意向をお伝えをしながら、できるだけ早い時間に電源を落としてもらえるような形の中でお願いをしていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（河野）11番、原田君。

○11番（原田）11番、原田です。合併に向けて取り組む姿勢ということで質問を出しております。まず、広島市との合併に向けて、執行部の方で考えておられるように進捗しているのかどうかと案じておられる方もいらっしゃると思いますが、以下3点について、どのように協議されていくのだろうかという思いをお尋ねいたします。

まず、フェスタひまわりについてですけれども、本年8月3日に開催しましたが、なかなかかなり厳しい条件の中で、短期間で準備をされて、盛会裏に終わったと感じております。特にこのたびは今までになく、町の職員の方々自らがボランティアを募られて実践されておられました。去年を見ますと、場内の散乱したごみ等を拾って歩かれる職員の方、2名ほどは見えただすけども、このたびは随分時間も区切られて、警備の方ですとかごみを拾って歩くということをやっていただいて、かなり貢献されたと思うんで、評価ができると思います。このように皆さんの意識が、このたびこういうふうに結集してきたというフェスタひまわりについて、じゃ、もしか合併をしたならば、この祭りの存続がどうなのかということをお尋ねいたします。合併したら、安芸区には区民祭りもありますし、それでもうおしまいよということで協議の場へ持って出られるのか、

いや存続で考えてくださいと、海田におられる町民の方の汗の結晶ですよということで協議、進めていかれるのかということをお尋ねいたします。

2点目は、各種団体のことについてお伺いいたします。本年の7月に企画課が発行されました海田町各種団体名簿には28団体が掲載されてあるんです。合併をすると、この28団体の中で淘汰されるものがあるかとも思いますけども、今後も予算措置も含めて、これはもう残していくんだよということで考えておられるのものがあればお答えをいただきたいと思います。

3点目は上水道の施設なんですけど、これはもう先に山岡議員さんが質問されましたけども、重複するかとも思いますが、あえて質問させていただきます。低廉で安全でおいしい水を供給しているという上水道でございますが、現存する施設は合併後も存続の方向で考えていかれるのかということです。近い将来に合併を見通しているのであるから、今は多大な費用をかけて改修であるとか低廉でおいしい安全な水を供給する今のレベル以上のものは考えないのよと言われるのかということをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）原田議員ご質問の1点目でございます。合併に取り組む姿勢についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目のフェスタひまわりについてでございますが、この祭りは実行委員会の企画、運営によって開催されておりますが、本年で16回目を数える海田町を代表する祭りとなっておりますので、実行委員会の意向も伺いながら広島市と協議をしてまいりたいと、このように考えております。

2点目の各種団体の合併後の存続についてでございますが、山岡議員の質問にもお答えしたとおり、現在協議、調整を行っております。協議が整い次第、皆様にお知らせをしたいと考えております。

3点目の上水道の既存施設についてでございますが、海田町と広島市の施設を一体化した場合の配水計画を現在検討中であり、安全性、効率性などを考慮し、決定してまいりたいと考えております。また、合併するまでの間の対応でございますが、合併しても配水計画が完了するまでには年数がかかるため、引き続き安全でおいしい水を確保するために、適正な管理を行いたいと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）原田君。

○11番（原田）再質問いたします。フェスタひまわりについてですけれども、実行委員会にゆだねている部分があるわけですが、この実行委員の方々、年々少しずつメンバーが変わっているようですが、どのあたりぐらいからこの実行委員の方々と協議開始されるのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

それから、2点目の各種団体の中なんですけれども、今私、福祉の厚生委員長を仰せつかっておりまして、社会福祉協議会の方の理事として在籍しておりますが、1つの例として、ほかにも各種団体、あるんですが、これには正規の職員さんというのが何名かおられるんですね、団体の中に。この方々の処遇は、今度は広島市の方の社会福祉協議会とのお話になるんだろうと思うんですが、給与の格差、海田町の職員さんと正規の職員さんとの給与格差が、もし合併したときにそのまま向こうへ移行して、格差があるままで、広島市の社会福祉協議会の方との話になったときに、まだ格差があるままで同じ仕事をずっと続けなければならないということが浮上しそうな気がするんですよ。そこのそういう正規の職員さん、海田町の外郭団体としてあるところの正規の職員さんの処遇も含めて、このようにアドバイスをしていきたいんだということがあればお聞かせ願いたいと思います。2つ、お願いします。

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）フェスタひまわりの今後の実行委員会との話し合いでございますけど、今広島市といろいろと協議をこれから進めていくわけでございますが、市との協議の前に、実行委員会の話が非常に重要なことになってまいりますので、それまでには早い時期に実行委員会との話し合いを進めてまいりたいと考えております。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）各種団体のうち社協の例を出されまして、昨日かシルバーの話も出ておりますが、正規職員が法人でございますので、おりますので、その処遇については大変な問題でございます。シルバーにしても社協にしても、我々の方が本課の方とも、要するにシルバーにしてもシルバーの本課がございますから、本課も交えて、シルバーの職員も交えて、我々も参加をしながら協議を始めたところでございます。社協についてもそれに準じた扱いの中で、できるだけ我々も参加をしながら協議をしたいと思いますが、職員処遇について、まだ決定的なことではないんですけれども、今のところ原則的にはそのまま職員を引き継ぐと、こういうお話を承っております。ただ、給与格差等

につきましては、そこまでまだ熟度が増しておりませんので、できるだけその点について、職員処遇等も含めて、それからどこにどういうふうな配置でどうなるのかというふうなことも含めて、我々の方も非常に心配でございますので、その点は私どもの方がそれぞれ勝手にやりなさいというスタンスでなくて、できるだけ私どもの方も入りながら、本課に言うべきところは言わせていただきながらというふうなことで考えております。

○議長（河野） 2 番、西田君。

○ 2 番（西田） 2 番、西田です。大きく 2 つの質問をしたいと思います。

1 つは電子入札についてお尋ねいたします。行政の I T 化に関して、平成13年12月から今年 6 月まで毎回質問をしてきたところであります。今回は入札制度について、特に電子入札についての取り組みについて質問いたします。平成13年 3 月 9 日の閣議で、公共事業の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針が出されています。この指針は、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨に則り、その適正化を図るため、取り組むべきガイドラインとして示されたものです。

この中で、入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項の 1 つとして、入札及び契約の I T 化の推進に関することが定められております。その内容は、図面や各種情報の電子化、通信ネットワークを利用した情報の共有化、電子入札システム等の導入により各種情報が効率的に交換できるようになります。また、ペーパーレス化が進むことから、事務の簡素化や入札にかかる費用の縮減が期待されます。さらに、インターネット上で一元的に発注見通しに関する情報、入札に関する情報を取得できるようにすることにより、競争参加資格者が入札に参加しやすくなり、競争性が高まることも期待されます。このことから必要なシステムの整備に取り組み、その具体化を推進するものとし、入札及び契約の情報公開に関するインターネットの活用は、透明性の向上を図る観点から、できる限り積極的に推進するものと定められています。

そこで質問ですが、1 点目は、インターネットによる入札及び契約の情報の公開を考えられたのか、検討されたのかをお尋ねします。2 点目は、広島県等でも電子入札制度の導入を検討されていると聞いています。また、既に電子入札を実施されているところでは、市民の信頼性にこたえる入札改革の一環として取り組み、結果として落札価格が下がり、公金の節約につながったとあります。さらに電子入札では、入札業者が直接顔を合わす機会が少なくなり、談合対策にもなるのではとされています。これらのことから本町にも導入してはどうかお伺いします。

次に２点目ですが、水環境についてお尋ねいたします。本町の上水道はほとんどが整備され、汚水も本年度で67％が整備されつつあり、８年後には全町が完備されると聞いています。このことは従来の汚水と雨水の合流式下水道から分流式下水道への転換が確立されることを意味し、環境問題を考えれば、雨水の対策並びに利用の検討等を新たに進めなければならないと思います。

そこで１点目の質問ですが、雨水の利用についてお伺いします。上水の節約を考えると、雨水をためて花壇用や外回りの水に利用したり、おふろの残り湯なども利用が考えられています。そこで雨水の利用は公共施設でどの程度あるのか問います。また、雨水は水洗トイレ用の水や外回りの水など、飲料水のように高い水質レベルが要求される用途以外として使います。今後、建設が計画されている施設には節水型の環境に配慮した設備として有効で、雨水利用を導入してはどうかお伺いします。

２点目は、道路幅などのために、現状の合流下水の多くは河川に流れるものを除くと暗渠の状態で排水され、動植物も生息できず、水を自然に見ることもできません。雨水と汚水が分流されれば、開渠の部分を取り戻し、魚や水草など生息する自然に優しいまちづくりを考えてはどうか問います。

次に３点目は、排除だけの雨水対策は都市化や集中豪雨とのイタチごっこであり、まして温暖化や気象変動が都市排水システムに与える危険性が現実起きてきています。臭いから下水にふたをした安易な考えで暗渠にすることで、今年の７月19日と８月10日のように、集中豪雨のとき、雨水が下水道に入り切れないであふれ、道路は川のように、側道のふたなども浮き、もう少し長い時間、雨が降れば家屋の浸水も予測されました。これらも下水の開口部が少ないためで、開渠をもう一度考え直し、水害対策を施してはどうか問います。

最後になりますが４点目は、上水、汚水、雨水と独立すればきれいな水が戻り、雨水を利用して環境改善や生活向上に活用する雨水活用システムを考えてはどうか問います。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西田議員、ご質問にご答弁申し上げます。

まず、電子入札の導入についてのご質問にお答えいたします。まず、１点目のインターネットによる入札及び契約の情報の公開を考えたのか、検討したのかとのご質問でございますが、平成13年４月１日からの公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行に間に合う情報の公表の方法として、日刊新聞紙に掲載する方法、公衆の関

覧に供する方法、また公衆の閲覧に供する方法としてインターネットを利用したの公表の検討もいたしました。検討した結果、日刊新聞紙への掲載については毎回費用がかかること、またインターネットを利用したホームページ上での公表につきましては、法律施行令の説明会が平成13年3月7日に開催されたということで、法律施行までの時間的な余裕がないことなどのことから、ホームページの掲載についてはできるだけ早い時期にすることとし、それまでの間については、これまでの入札結果の公表と同じ方法である閲覧方式を選択いたしました。

次に、2点目の電子入札の導入についてでございますが、確かに電子入札システムを導入することで入札の透明性、公正性、競争の確保、受注機会の拡大、受発注者における事務事業の効率化等も図られるものとは思いますが、現時点では電子入札システムの普及も十分ではありません。また、国土交通省におきましても、2010年をめどにすべての地方自治体への普及完了を目指すこととしております。このようなことから、電子入札システムの導入は周辺の状況や普及状況を見ながら対応すべきだと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、水環境についてのご質問にお答えをいたします。まず、1点目の雨水の公共施設への利用についてでございますが、海田西児童クラブハウスにおいて雨水を散水等に使用しておりますが、ほかはありません。また、今後雨水を利用する設備を有する施設の建設についてでございますが、水を有効利用するという観点から、雨水を利用する設備を有する施設の建設は他都市でも考えられているところもあります。費用対効果を考え、今後検討する必要があると思います。

次に、2点目の質問でございますが、本町の場合、水路にふたをかけ、暗渠を道路として使用しております。この経緯でございますが、水路への転落防止、道路幅員の確保という観点から、このような方策をとったものでございます。今後、新しい道路建設にあわせての計画なら考慮することができるとは思いますが、現状の道路では地形的なこと等を考慮すると、今の暗渠部を開渠に変更することは難しいと考えております。

次に、3点目の水路の開渠部を増やし、水害対策をしたかどうかとの質問でございますが、昔水路が臭いとか蚊が発生するという住民の方からの苦情があり、密閉式のマンホールに変更してまいりました。汚水の整備が進み、このような問題が減少している地区につきましては、マンホールふたの変更も考慮すべきではないかと思えます。

4点目の雨水活用システムを考えてはどうかとの質問でございますが、雨水の有効利

用に関しては、多くの考え方があります。本町の場合、現在浸水対策のための雨水管渠の整備を進めており、現段階では雨水活用のシステムの導入までは考えておりません。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）まず、電子入札の件なんですが、1つは、先ほど早期に公表する予定であると言われていいますので、それはいつごろであるかということをお聞きしたいということと、もう一つは、21世紀にかけてIT化が進んできております。これも再三再四ご質問したところでありますが、現実には各部署にかなりのコンピュータが入ってきております。それを先ほど町長さんもおっしゃいましたが、費用対効率、考えるならばもう少し利用されたらどうかなと、その利用の1つとして、今の電子入札の点を取り上げていただいたらどうかなと思って質問をしたところです。今そういう時代に入ってきておりますし、最低限、その投資に対する効果を出していただきたいと思いますので、もう一度その点もお聞きしたいと思います。

それから次に、水環境に対しての再質問ですが、今お聞きしますと1点目に関しては海田西小で利用されているという事なんですが、各地でこういった動きはかなり出てきております。やはり今後そういった新しい施設を建設されるときには、雨水をできるだけ利用していく方向のものを検討していただきたいということで、今後計画される中でどういうものがそれに該当するかをお聞きしたいと思います。

それから2点目のところで、幅員転落防止のためにふたをしたと、現状では無理であると、こういうふうにお答えられたんですが、21世紀はやはり自然を取り戻す時代であると、こう思います。何のために汚水と雨水、上水、これを分けられるか、これの一番基本の目的をもう一度考えていただいて、やはり我々、自然の中に生かしていただきたいことが逆に重要であって、それをやっぱり現実のものとしてつくっていかないといけないというふうに感じております。ここで提案なんですが、できれば今後あるまちづくりをするに当たって、1箇所でも2箇所でもいいですから、そういったモデル地区をつくっていただいて、そこから自然環境がどういうものであるかということをやはり子どもたちに教えるようなハード的な勉強教材、意味を含めて再度考えていただきたいなと思います。

それから雨水に関して、けさほど回答がありましたが、20%程度なんか整備されていると、こういうふうにお聞きしておりますが、これも早急にやはり整備していかないとい



自然も戻ってきませんし、この7月19日ですか、それから8月10日に起きたような、こういった災害等も起きてくる環境になってきておりますので、これも早急にしていきたいと思いますので、再度お聞きしたいと思います。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）入札の結果等の公表の時期がいつになるかという再質問でございます。

現在インターネット上での公開の準備を進めております。関係規定等の整備ができ次第、早急に公開していきたいというふうに考えております。実際の時期につきましては、建設工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして、10月から3月までの250万円以上の工事についての発注見通しを公表するようになっておりますので、これに間に合うように準備を進めていきたいと考えております。

それから、2点目の電子入札での再質問でございますが、現在国におきましても、この2001年に国にはモデル的に施行されまして、それから2004年には国土交通省の全工事について電子入札をやっていこうと、それから2007年には政令指定都市あるいは県において電子入札をやっていく、それから全国の全市町村におきましても、2010年までにはこのシステムを導入していこうというふうな考えを持っておられるようでございます。

そうした中で、国におきましては国が開発いたしましたシステムについても、2010年までには無償でシステムを提供していこうと、またそれに伴う補助制度も持っていこうというふうな考えを持っておるようでございますので、本町におきましてもその制度等を有効に活用しながらやっていくべきと考えておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）水環境における雨水の利用計画等につきましては、これからのまちづくりの中で考えていくべきものであらうと思います。私ども上下水道部としては、雨水を盛んに使われますと、今度は水道の水が売れないというジレンマもございますので、私の答弁はこれぐらいでとどめさせていただきたいというふうに思います。

次に、雨水排水計画のことのご質問なんですけれども、確かに海田町、今現在分流式ということで、汚水と雨水を分けて排水するということで計画をしております。これがすべて完成したら、じゃ、自然が返るのかということなんですけれども、ここではっきりさせておきたいのは、せんだっての答弁でも申し上げましたように、海田町7年確率の49.6、10分間雨量8ミリという雨水が降ったときに、いかに早くこれを排水するかと

いう計画ですので、これが完成したからといって自然が返ってくるというものではございません。あくまでも7年確率の水をいかに早く排水するかという計画を整備していくというものでございます。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）今水環境について再々質問させてもらいます。この第3次基本計画に書いてありますように、水と緑と文化が彩る快適環境都市、その中に基本軸の中の具体的な項目に環境に優しいまちづくり、具体的項目に環境に優しい社会の実現、自然環境の保全と活用、我々の時代は家の周りに小川が流れておりました。そういった環境は、私自身は自然な環境だと、こう認識しております。それに全部ふたをしてしまって、水の見えないような環境になっておるわけですね。だから先ほど質問させてもらったんですが、1つでも2つでもいいですからどこかモデル地区をつくって、そういった環境のよさを見ていただければ、全体数がまたその意向に動くかもわかりません。だからその点をもう一度考えてもらいたいんですが、何かできませんかね。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）検討課題にさせていただいて、今後検討させていただきます。

○議長（河野）10番、崎本君。

○10番（崎本）10番、崎本でございます。5点ほどちょっとお願いいたします。

町政の執行について。1番目、町政は町民の財産または生活を守るために、絶えず努力が必要だと思いますが、どのような方法で努力をされているか問うものでございます。2番目、最近職員の対応が大変悪いのではないかと、私は思いますが、どのような職員の教育がされておるか問うものでございます。3番目に、町の財産、または国の財産でございしますが、どのような管理がされているか、最近特に管理がされていないところを見受けますが、どのように管理をされているか問うものでございます。また4番目に、里道の管理はどのような方法で行われているか問うものでございます。5番目に、町の工事について、町の工事の入札があった場合は、施工前に業者あるいは町から町民にどのように説明されておるか、説明されていないからトラブルが大変多いと思いますが、どのように説明されているか問うものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）崎本議員ご質問の町政の執行についてのご質問にお答えいたします。

質問第1点目の町民の財産、生活を守るため、どのような方法で行っているのかとの

お尋ねでございますが、ご指摘のとおり、地方公共団体の責務は町民の財産、生活を守ることを含め福祉の増進にあり、日々それぞれの部署において業務を執行しております。特に日々の町民の生活を守り、利便性を高めることについては、職員一人一人ができれば限り視野を広げ、先取りの対応を図るよう指示をいたしており、特に合併までに取り組みが必要な事業については、その対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の職員の住民対応についてでございますが、日常業務において担当者の対応がまずければ、行政全体の評価を低下させることにもつながりますので、業務の遂行に必要な知識向上のための研修や、昨年7月に作成した接遇マニュアルによる接遇態度の高揚のための課内研修を行ってまいりましたが、なお一層の指導をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の町の財産管理についてでございますが、現在どの財産がどのような問題があるのか整理を進めておりますが、問題のある箇所があれば順次解決していきたいと、このように考えております。

4点目の里道管理についてでございますが、以前よりご指摘をいただいている問題など解決には相当精力が必要であります、引き続き努力してまいりたいと思います。

5点目の施行前の町民に対する工事説明についてでございますが、町が発注する工事につきましては、関係地権者や付近住民の利害関係者に対し、工事請負業者とともに町担当職員が工事の説明と協力の依頼をしているところでございます。また、請負業者に対しまして、工事の予告看板の設置やチラシの配布等町民の皆様に対し周知を図るよう指導してまいります。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）私がここへ一般質問をしたのは、今町長が言われたことが実行されていないから、私はここで質問いたしました。今町長言われたことは、やられておったら、何も私、質問しませんよ。その努力が足りないからここで質問いたすんです。

第1番目に、財産、生活を守るために町長は努力しとる、努力しとる、言われるが、どのような努力を、例えばどういう、全然答弁がなさっていないでしょう。

2番目に、町の職員の朝のあいさつから、町民が一人一人が住民課から何から来て、いろいろあるでしょうね、町の出先機関なんかあります、そこへ行った場合にその対応がなっていないから私がここであえて質問、それでどうしたじゃ、どうのこうの言うて、そういうものの対応の仕方はないと思います。朝のおはようございますから、何ぼ町の職

員、あるいは学校の先生が先頭に立って模範を示さんかったら、子どもにあいさつせ、あいさつせ、言うたってできるわけないでしょう。そこらから一般質問で出しよるんです。ちゃんと答弁の方を、どういうふうな努力をされているか、具体的に説明をお願いします。

3番目に、町の財産または国の財産、町が管理している財産がたくさんあります。その中で個人が勝手に駐車場に使うたり、個人が勝手に自分の会社の出入り口、出入りに使うたり、それはもういろいろあるでしょう。私はあえてもう3回目の質問じゃったら場所を言いますよ。それをきちっとせんと合併じゃ、合併したらどうなりますか、ほんじゃ。町民、あるところではガードパイプ、ガードレールででも、何でもやって仕切って出入りできんようにしておいて、あるところでは自由に使うてくれと、アスファルトまでしてやって、使うちよる箇所があるでしょうが。そういう箇所が何箇所もあるでしょうが。なぜきちっとそういうけじめをつけられないか。けじめ、つけんかったら、ある程度利用したら法律的に認めないけんようになるんですよ。きちっとそれを、町長はあまり出歩いてないけわからんと思いますが、今の建設課、ちょっとしっかりした答弁をお願いします。箇所は知っとしてんでしょう。

4番目の里道の管理は、私、毎回毎回やかましく、1つもできていないでしょう。なぜできないのですか。国の財産あるいは町の、国の財産ですが、きちっと里道の管理は帳面にも載っておるからちゃっとしなさいと、なぜできないんですか、町長、なぜできないか、そのできない理由を、努力します、努力します、言うて、努力するんじゃない、努力したらできるんでしょうが。なぜやらないか。

それから、5番目の町の工事についてです。町民には、今町長、言われたんですね、最初から言うんや、町長、できとったら私、質問しませんよ。できていないから住民とトラブルが多いでしょう。なぜそういう、私が質問した、なぜしないか、町の職員あるいは業者になぜ徹底して、施工前になぜ説明できないのか。それは説明するのが当たり前ですよ。皆さん、ご迷惑をかけるが、いつからいつまで工事をやりますからご協力をお願いしますというのが当たり前でしょう、じゃないですか。

それからこれ、私、町の工事について、町の職員皆さんが、私は下水道、変わったけんとか、私は土木じゃないんだから私、関係ないとか、そういう個々の持ち方がそういう持ち方じゃから、今だれかも午前中かいつか質問が出ましたが、職員は町の職員ですから、私は関係ないから、わしゃ関係ないから知らんと、そういう場合じゃないでしょ

う。だから工事の引き継ぎなんかもきちっとなっていないでしょう。そこらをもうちょっと考えて、町長、答弁されて、職員の指導をなされないと大変なことになりますよ。町長の耳には入っているのか入っていないか知りませんが、これは町長、大変なことになりますよ、町長。町長の死活問題になるようなことを平気でやっておられますからね。ちょっとよく考えて答弁をお願いします。私が、やっていてできていないから、一般質問出しておりますよ。できとったら、努力でもできとったら、質問いたしませんよ。真剣に考えて答弁をお願いします。

○議長（河野）答弁ができませんか。暫時休憩。再開は40分まで。

~~~~~○~~~~~

午後2時27分 休憩

午後2時42分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

10番、崎本君の再質問に対する答弁からです。監理課長。

○監理課長（因幡）まず、1点目のどのような努力かということのご質問でございます。

町長答弁にございましたように、現在合併を控えまして、いろいろ建設部関係でありましたら、先取りの対応も必要なところもあるかと思います。そういう面で目を張って、財政の問題もございましょうが、そういう面で取り組み、修繕的なものに取り組んでいきたいということで努力してまいりたいと思います。それから、町の財産の問題でございますが、二、三、自由に通過をしている町有地、また一部常時専用されているようなところを承知しております。以前にも注意をしておったということも聞いておりますが、一層の注意、または対応を図ってまいりたいと考えております。

それから、工事の説明またいろんな関係でございますが、職員の異動なんかによりまして十分な対応、引き継ぎができていないという点を今回も感じておる例がございます。今後につきまして、そういうふうに年次にわたるような場合には、十分な引き継ぎがなされるよう対応していきたいというふうに考えております。里道の件につきましては、建設課長の方からご答弁させていただきます。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）4点目の里道管理についてご答弁申し上げます。里道の一部について、十分に管理されていない状況があり、これにかわる代替機能等の回復について、引き続き

き関係機関ともども関係地権者を指導してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）今の答弁で、私が言うのは、町長、よくわかつとってやらないのは、わからんとやらんのとまだ悪いんですよ、わかります。注意してきかんかったらやり方があるでしょう。先ほど、昨日の交通事故か、皆さん、言われるのはね、始末書ぐらい書かせてもええような、やっぱり行政の処分が、やっぱり考えないけんのですよ。言うてきかんものは、何とか何とか言うて、何とかなるわけないでしょうが。そうじゃないんですか。10年たって合併せんものは、15年たってもしやへんけん、今の切ってしまう、言うて、国の財務局が言うると、同じですよ。できんものはどこかで切らないけんでしょう。努力します、努力しますじゃ、今の町政を、財産、生活を守るために絶えず努力ちゅうものは、やっぱり努力してだめなものはどこかで切らにゃいけんでしょう。そういうために法律あるいは条例とかありますから、そうじゃない、わかっておるならやりなさいや。町の土地じゃから書き物を書くとか、だらだらだらだら使わせとったら、それは向こうにも権利が今度は生じてきますよ。そういうことをきちっとして、対応、今後、町長、合併どうのこうのやったら、広島市になったら私ら言わりゃしませんから、しっかりとどういうふうな今後努力されるか、町長、ちょっとお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）崎本議員が言われるとおりでございまして、知つとってできんというのは、これは当然いいことではございませんので、ただいまも箇所づけ等についてもある程度、今聞いて、私もわかったわけでございますけれども、まことにこれは申しわけないことであると、こういうように思います。早急に、やはりこのことについては言われるように早くけじめをつけ、整理をしておくべきであると、こういうように考えますので、そういう指示も今いたしたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）3番、渡辺君。

○3番（渡辺）3番、渡辺善隆です。2点について質問いたします。

1、シックスクール症候群対策について。住宅の新築や改造後の建築などの化学物質が原因で、呼吸困難や視力低下などの健康障害を起こすシックハウス症候群の学校版がシックスクール症候群です。安全で健康な生活を送る場であるはずの学校でも、校内の化学物質によって健康障害を受ける児童、生徒が全国の学校で増えています。学校は子

どもが1日の大半を過ごす場所であるだけでなく、子どもは大人に比べて化学物質に反応しやすいために、シックスクール症候群への対策をとる学校が増えつつあります。そこで本町においても改築、建替えを予定されている小・中学校については、設計建設段階からシックスクール対策を行うべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

2つ目に、ブックスタート事業の現状について。この事業は本年4月より新規事業として開始されました。実施されている他の自治体では、図書館と保健センターの連携で取り組まれています。本町ではそれに民生児童委員を加えた全国で初めての試みで、子育て支援の環境づくりに取り組まれております。実施されて6カ月が経過しましたが、各種機関の連携はスムーズにいつているのでしょうか。また、広島市との合併を検討されていますが、広島市はブックスタート事業を行っていませんので、合併した場合、将来にわたって継続するかどうか検討される考えはありませんでしょうか。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）渡辺議員のご質問につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）まず、シックスクール症候群対策についてお答えをいたします。ご指摘のとおり、小・中学校の建替えにおきましては、設計、建設段階からシックスクール対策を行うべきであると考えております。具体的に申しますと、まず設計段階では使用する建材等に十分配慮し、健康的学習環境を確保できる設計とし、また建設工事完了後の建物引き渡しの際は、ホルムアルデヒド等の濃度が基準以下であることを施行業者に確認させた上で引き渡しを受けることとなります。

次に、ブックスタート事業についてでございますが、生後5カ月児を対象に、4月から新規にスタートしましたこの事業は大変好評でございます。8月に実施いたしましたアンケート調査から、事業の効果を実感しているところでございます。ブックスタートを機に絵本の読み聞かせを始めたお母さんがほとんどで、ゆったりと子どもとときを過ごし、日に日に絵本に対するお子さんの反応の変化に驚いておられます。ご質問の保健センター、民生委員さん、図書館の連携の状況ですが、各機関が目的に沿って業務を遂行しております。中でも各家庭に足を運ばれる民生委員さんは、留守のため2度、3度と訪ねられる場合もございますが、訪問時にしっかりお話をされ、初対面のお母さんとコミュニケーションを図られております。

次に、合併した場合もこの事業が継続できるよう検討すべき重要な事業と認識しておりますので、広島市と協議を行っているところでございます。以上です。

○議長（河野）渡辺君。

○3番（渡辺）3番、渡辺善隆です。再質問いたします。まず、シックスクール症候群対策についてですが、人それぞれ個人差によって化学物質過敏症が発症するそうですが、ワックスをかけた教室や廊下及び体育館、絵の具、シンナーやボンドのにおいが漂う工作室など、学校内には目に見えない化学物質が空気中にあふれ、それを吸い込むことで発症する子どもが増えているそうです。本町の場合、鉄筋コンクリートで建替えられるということを聞いておりますが、また先ほどの答弁の中で材料の厳選もされるとありました。そのために建材などの化学物質による影響は低いかもしれませんが、その反面、高気密化になるので、教室の空気を入れかえる換気対策が、これについてもやはり設計、建設段階から必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、ブックスタート事業についてですが、実施されています他の自治体の状況では、乳児検診で来られた人だけに絵本を贈呈されているようですが、本町の場合は民生委員さんの方が配布、配本させていただいておるので、対象者全員に絵本の贈呈はされているのでしょうか。また、4月から始まりまして現在まで対象、された数は何人でしょうか。また、このブックスタート事業についてですが、全国的に少子化が進む中で、子育て支援の環境づくりは重要な対策の1つだと考えます。先ほど答弁の中に、広島市との協議の中で検討していくと答弁、ありましたけど、やはり実績のある本町がその中でリーダーシップをとって、ひとつ将来にわたって継続できるよう検討されてはと考えますが、この点、どうでしょうか。以上です。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）まず、シックスクールの件につきまして、換気対策が重要であるということでございます。これにつきましては、まず建設をしていく段階の中で、そういう新建材等使う場合があるわけでございますが、建築の際から換気をしながら建築をしていくということも1つ、重要であろうかと思えます。その後、完成した後、子どもたちがそれを使っていく中で、当然先ほど申しましたように引き取り、いいですか、に検査をするわけなんですけど、その状況の中で、やはりこれはそういった化学物質等だけのことでなくて、全体的な物の考え方の中で、教室等については定期的な換気をしていく必要があるというふうに思っておりますし、今後そうしたことで対応をしていき



たいというふうに思います。

それからブックスタートにつきましては、これまで、今手元にある資料ですと7月までの4カ月で110人の対象者に絵本を配布をいたしております。それで今後のことですが、広島市ではこういう制度がないという中で、本町としましては現在の調整の中で、ぜひこの事業については引き続き実施をしてほしい、していきたい、せめて安芸区だけでもしたいというふうなことで調整をさせていただくように、今しております。もう一つの考え方としましては、市という大きな規模になりますと、なかなか難しい面もあるんじゃないかというようなちょっと懸念もあるわけですが、もう一つの方法でいきますと、この事業について非常に、年間七、八十万の費用でもってできる事業でございますし、方法論としてはNPO等の組織をした中で、そういう有志の中で寄附金を募りながらそういった事業を継続する方法もあるんじゃないかというふうな思いがしております。まずは広島市に継続をお願いするということとあわせて、そこらあたりも研究をしておきたいというふうに思っております。

○議長（河野）いいですか。6番、斎木君。

○6番（斎木）6番、斎木貞暁でございます。

質問の第1といたしましては、再度海田湾の開発と海田町明神町の海岸突堤の無法地帯について質問いたします。私は町長さん、議員さん、この大変な状況を写真に撮って、額へ入れて皆さんね、これ見てください。これが本当の無法地帯ですよ。こがいなものを皆さんに見したりしますがね、これひとつ、後で皆さん、見てください。ここがカキ殻にとって、全然占用されて、大きな砂場があるんですよ、今からこれを言いますが。こういうことが町長さん、海田町には何遍質問しても放置されておる。それで今から述べるように、海田町の湾は戦後から、前回言いましたようにガス会社とか宇部生コンとか全部私企業に占用されておるわけでございます。よって海田町には海が面した、近郊の町では全部ありますが、ないんですよ、海田湾といいながらね。ガス会社が今般移転しまして、前回にも廿日市に移転した先に、ガス会社が一部を購入するか、あるいは借り受けて本当にレジャー施設とか町民の憩いの場など、海の家とか港を開発すべきであるということを私は何回もお願いしておるわけです、そういうプランをね。開発についても、本当、先ほど申し上げた、何回も言っておるんです。

それで14年8月27日火曜日の午後2時に、私は前県会議員でもあるし、宇品にある広島県の港湾局にちょっと来いと、2回目ですよ、2名来ていただいて現状を見てもら

ったんです。明神さんのある海田町の海に面しているんですが、本当に突堤は町道3号線がカキ殻で掃きだめになっておるんですよ、掃きだめに。海田、船越のカキ殻だけではなく、瀬戸内海広島県じゅうのカキ殻が集められておって、当然カキ殻工場があるためであると思うんですが、そのために本当にカキ殻の集積場となり、先ほど申したように掃きだめ状況ですよ。そういうようなことから、私は28歳から町議会議員をしておりましたが、カキ殻については付近の住民から、昔大変な何年来苦情が出ておるわけです。そのため県の係官に来てもらったのであります。

また、同じ道路に長さ150メートルぐらい道路の半分を占用して、紺色のシートをかけて、でたらめなんですよ。それで私は監理課長、町長さん、言うたんですよ、わしが、あれは何なら、言うて。あれはカキ殻工場の材料です、何かわかりませんよ、隠れとるから。150メートル、高さが3メートルですか、町長さん、150メートル占領しておるんですよ、公共の道路を。それじゃのけてもらえや、言うたら、何遍言われてものけてくれんのですよ、ほいじゃ、告発したらどうかと、こういうことも課長に言いましたよね、わしは。告発せいよ、ほんならと。そういうようなことが現状で、みんな、よう聞いてくださいよというんですわ。そして私は13年9月の定例会で、その後何ら処置されていないじゃないかということも申し上げております。私はこの実態は、非常に町長さんを尊敬しておるわけですが、平素優しく温厚篤実なご性格を持っておることが、これが職員に対してあだになっておるんじゃないだろうかと、こういうようなことを今日述べたい。本当に管理行政が放置されておるんです。

それから、同じ日に11時ごろ、私は海田警察に出向いて交通課長と面談したんですよ、そしたら町道3号線には駐車禁止の標識が2本立っている、入り口だけですね。どこからどこまでが駐車禁止になっておる、言うたら、海岸の突堤までなっておるというんです。それじゃ、あんた、2本では足らんじゃないの、全部立てなさいや、もう2本と、それから駐車も朝から晩までずっと、この狭うなっておるのに並んどるんです。私はおとなしい言葉で、駐禁の指導、もう2本ぐらい立てて、駐禁の指導をしてくださいよ、言うて、お願いして帰ったわけ、お願いに。けんかしてもよかったんですが、なんならおまえ、平素弱いもん、いじめてというぐらい、平素、わしはよくやるんで、ちょっと今元気がないけんね、体が。こういうようなことで帰りました。

それから、私が昭和35年前後、町会議員のときに亡くなられた稲荷町の山本さんと丸本鋼材の丸本社長と3人で、海田港の設計図を完成したんです。きれいに書いたばっか

りで、私も力がないためによろしく完成しなかった。私が子どものころは海田市の、私たちの年齢のころはよく知っておられると思うんですが、町長さん、明神さんには1,000人ぐらい行きよった、これ。それが今は神社が朽ち果てて、草ぼうぼうでへりにはカキ殻がいっぱい積んであるんですよ。もちろん工場の前の空き地はだれも寄りつかんのでしょうね、草ぼうぼうよ、あいておる空き地も。だから私はすぐ、町長さん、整備されて、1年9カ月もしたら合併と書いておりますが、これは後、申し述べたいと思いますからその点については最後に触れます。今すぐ町長さん、整備されてね、広島市の合併に引き継いでいただきたいと、こういうふうに考えております。

それと2つ目は、東海田三迫西の串掛林道から明飛川沿いの町道143号線から6号線道路計画の実施について質問いたします。東海田三迫西地区は串掛林道から明飛川沿いの町道143号線から6号線の着工については、町長さんや地元町会議員さん、地元関係者が集まって8年間難航していたのが、町長さんのご理解で、平成13年9月定例議会において補正予算が可決されて1年経過しておるんです。町道6号線の概略設計業務委託料が127万円が計上を可決されたんですね、町長さん。加藤町長も、早期完成を明言されて、かかわらず、その後1年が来るがいまだに着工されていない。町長の考え方をお聞きしたいと。

次に3つ目は、先ほども里道についての質問がありましたけど、山畝地区の保育所から森川という川ですが、ゆきもと谷の畝1丁目を通り、こんぴら宮にたどり着く間に200メートルぐらいの里道があるんですよ。両方の肩がせって、現在60センチぐらいに迫っておるんです。それじゃが、そこには1,800坪、耕作面積が、約6,000平米の畑があるんです。それで急傾斜地のもんですから、雨が降ったらどろどろになるんですよ。これは先般も農業委員会が1年前視察しまして、町長さんに陳情をお願いしとる道だと思います。これは前建設課長はよく知っておると思うんですが、私は90センチの幅にして、へりをやっぱりコンクリートでやってもらっていただきたいと思うんですが、これは前建設課長か総務課長ですが、よく知っておることなんで、部長や町長さんにも耳に入っておると思うんですよ。その後の町長のご意見をお伺いしたい。

次に4つ目が、畝地区の道路整備についてでございますが、畝1丁目から赤羽川というのがあるんですよ。今回、わしが県の予算で土どめを6年がかりで、県にやかましく言うてやってもらったところですが、それが町長さんとわしが県会議員のとき、15年前だと思うんですよ、面談してお願いします、あそこは広い道がないから、何とかあれを

開発して住宅地帯にしてやりたい、あれは恐らく2町歩、6,000坪ぐらいあるんじゃないかと思うんですよ。それを開発して道路をやってもらわなきゃいけないのですが、その後の計画進行状況はどのようになっておりますか。

5番目は、放置された隔離病舎ですよ。皆さん、来て、びっくりしていると思うんですよ、戦時中の隔離病舎があるのを、植木で覆われておるんですよ。これも13年6月、9月の定例会、2回にわたって質問しておるんですが、これも隔離病舎をのけて、あそこの2号線とか電気高校の前からあそこへ道をつけて、小さい小さい植木を植えたらな、言うて、公園兼道にすればすばらしいものになるんですが、何回質問しても、町長さん、あなたがやってもらえんだがね、これが。そういうようなことをその後どのようになっておるかということです。

次に、6つ目としては、私が13年の6月に質問しておるんですが、海田町には福利厚生施設があまりないんです。ない、言うてええぐらいですよ。私はあそこに洞所山荘、仮称ですが、建てて、ふろがあり、レストラン、リハビリセンターとか小さい舞台を建てて、やっぱりやっていただきたいと、どうも海田町は、あそこは一番風光明媚なところなんです。そういうようなところで、行政は高齢者に対する福利厚生施設が他町に遅れておるんじゃないだろうかと、その点についてはどうお考えですか。

7つ目は、東海田駅の新駅の建設について。東海田地区、町の地区は31年に海田市町と合併して海田町で今日に至っておるわけです。同地区内には昭和35年から企業が相次いで進出して、マツダの関連企業が10社ぐらいあるんじゃないでしょうか、町長さん、また広島電気高校の名前も国際学院高等学校と改まって、生徒数を調べますと1,490名だそうです。だんだん増える傾向か減る傾向かわかりませんが、東海田地区の人口はおよそ1万2,000人余りであり、地区外への交通はバス以外の手段はなく、したがって企業、学校は、通勤、通学は海田市の駅を利用して、延々と徒歩を余儀なくされている状況であります。今回斎木が計画しています仮称東海田駅が実現の暁には、私は利用客が7,000人ぐらいあるんじゃないかと想像しておるわけですが、新駅建設はやっぱり東海田地区住民の長年の悲願ですので、町長さん、また通勤、通学される多くの利用者の願望でもあるんです。近くは中野東駅が平成元年にできましたが、本当に駅周辺や地域の様変わりを目をみはるようなものがあるんですね。仮称東駅の新駅建設実現まで、幾多の困難を伴うものと考えますが、広島市との合併までに準備設計し、地元と話し合って、JR、ある程度進められて、合併条件としてもっていただくといいものではないだろうかと、

加藤町長のお考えをお聞きしたい。

質問の第8は、海田町の行政改革であります。桑原議員もいろいろ質問されましたが、やはり答弁は総務課長から「だんだん減しております」、それをそのままにしておきますが、やっぱり定数条例というものがあるんですから、そこらを取り組んで定数条例の変更とか各県、各市町村がどんどん削減とか給与ベースを下げるとかいうようなことがマスコミに報道にされていますが、やはり本当に不況ですし、海田町のいろいろな下請工場も半分ぐらい稼働しておらんのですよ。そしていろいろ商売も企業も不況にあえいでおるときに、海田町だけがのほほんとするような感じがするんですよ。そうじゃないかもわかりませんが、そこら、町長さん、どのように、ご答弁を先般いただいたですが、本当に定数条例を変更しなくてもいいんじゃないでしょうか。自然の削減、待たれていいんじゃないかと、こういうふうには公務員天国じゃ、言われておる時代ですから、その計画を再度答弁を私にもしていただきたいと。

9つ目が、海田町のキャンプ場についてその後の経過ですが、三々五々にあれはやるんだ、やるんだということがあって、議会の建設委員会も先般視察したり、私も県議会議員のときやら個人で全国各地を歩きましたが、キャンプ場は最近どうも下火のようになっておるような気がします。人口3万人の規模は、今の規模を拡大される必要は、町長さん、ないじゃないと考えます。やっぱり設備としてはトイレ、管理棟とか屋根つきの炊飯場とか雨天の場合の宿泊棟というわけにはいきませんが、それを整備されて、夏場のみ、夏だけさくを張って管理人を置いて開場、開園といいますか、された方がいいんじゃないかということを考えておりますので、町長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

10番目の質問は、海田市駅の南口を中心とした区画整理、その後の進行状況ですが、二、三の議員さんが心配されて質問されましたが、私は13年12月の定例会においても尋ねております。現状では、区画整理はできないのではないかとといううわささえもささやかれております。区画ニュースでわしも読ませてもらうんですが、委員をつくってどうのこうの、言われますが、桑原議員さんの地元の厳しい意見を先日も聞きましたし、このまま手つかずで広島市に引き継ぐつもりではないかといううわさがされておるんですよ、町長さん。窪地に常駐している7人の職員さんの費用も大変なものだと思います。

先般も議会でもお願いしましたように、町長はもっと真剣に取り組んでいただいて、議会議長とか建設委員長とか近くの町内の自治会長とかあるいは商工会の代表、農協など

が近くにありますから、対策委員会をつくって、町長さんの任期までにある程度のめどをつくっていただきたいと、そこらの考え方をひとつお願いしたいと思います。

最後の11番は、公共工事のことです。6月の定例会において、平成14年5月21日の中国新聞の記者により、匿名の談合情報があつた旨の町長が報告され、すぐ調査したが談合の事実は確認できない旨、報告がありました。私は、海田町の公共工事の受注価格は高く、他の市町村より利益が多いという評判が、評判ですよ、これは、評判があります。

次に、工事箇所が、先ほどの掘間議員の質問、ちょっと触れられたと思うんですが、建設業者の近くの場合はすべて近くの業者が落札しているんです。そういうことから談合のうわさが出るのではないかと思います。それから海田町内、海田町外の業者の受注比率も、事務当局が13年度出しましたが、他の町村に比べてどのようになっているかをひとつ担当部、課でご答弁願いたいと思います。東広島市では地元業者の受注が他地域の業者に比較して少なく、商工会所を通じて一生懸命入札条件なり発注を陳情しておるのが東広島市の実態です。海田町は一体どうだろうかと、こういうことです。

それから、各議員さんや崎本議員が、最後、工事受注業者の騒音対策、危険防止、交通障害対策などにかなり質問がありましたが、私も苦情を聞いてそれに対する対応策が、町長さんはじめ担当課が、部が真剣にこれを取り組んでおらんのではないだろうかと、感じております。以上5点について、町長さんとしてはどのような対策を考えているか、町長さんのご意見を聞きたいと思うんですが、いろいろ比率や数字は参考資料として議長を通じて町長さんに渡っておると思いますが、これは参考資料ですからよろしく願いたいと思います。

最後に残しております、私は非常に町長さんを尊敬しておりますから、先般の定例会で、町長さんの意向に従うということを公言したわけです。しかし、今から述べますことをよく、町長さんはじめ議員や事務当局も考えてもらいたいと思うんです。今残しまして最後に言いますが、広島市の市議会が15年4月の改選期でして、事業予算の審議のために、それどころではないから12月で任意協を終わって、それから一足休んで、4月ですか、5月か法定協議会へもっていこうと思うんです。私も県会議員として1月から3月までのときは選挙の年ですよ、慌しく委員会や本会議どころじゃないんですよ。委員会も欠席者が多くて、本会議もオーケー、オーケー、オーケーで皆通すんですね。だから大きな選挙の市議会議員さんについてはそういう状況だから4月以降にしてくれ、

1、2、3は休ませてくれということも気持ちはよくわかるわけですね。それで私も1回のときにはいい、わかりました、はい、わかりました、言うてね、第1回の市長さんと懇談会で了承しましたが、やっぱりわしの調査不足で申しわけないと思っております。

それから、町議会の特別調査委員会も調査がどうも進んでいないようです。また、各議員の話し合いも先進地の視察も進んでいないと思うんですね。任意協の調査、研修も、ただ町長さんが任意協で決まったことをまたお知らせします言われますが、任意協までにやっぱり町民の意向を、私はこう思うんだ、議会はどう思うかと、こういう条件でひとつ任意協も、私は反対に任意協で突っ込んでいかなきゃいけないのじゃないかと、市とのね。

次に、合併拒否の市町村の資料、賛成の資料、広島県内の合併賛成反対の市町村の調査、研究、資料の提供も議員に提示されたんです。私はいろいろ送ってもらったり、ここに皆さんに提示したんです。よく見てくださいよ。これを見て、これは大変だということです。静岡と清水の合併の2年も3年もたって、こういう資料をつくっておる。それから……。

○議長（河野） 斎木君、通告の範囲を出ておるんじゃない。

○6番（斎木） 45分。

○議長（河野） いやいや。

○6番（斎木） それは合併問題の資料ですから、それはわしが質問しておるでしょう、合併賛成したがこうだから、ちょっと通告しておりますから、わしが了解しましたよ、1月、1年9カ月先に合併が賛成したということはちょっと通告が1行ありますよ。それを始めに、議長、最後に回す、言うたんです。それに対して今説明しよるんですよ、しっかりしてくれよ、議長。

それから新潟市の視察に行く、言うたんが、これも黒埼町の町長がおいでなるんですが、これだけの資料を持っておるんです。それから県内のあらゆる、ここに資料、もろうとるんですよ。三原の問題とかね、そういうようなところで、やっぱり全部三原とか高田郡とかそういう資料も随分いただいて、（「議長、調整してください」と呼ぶ者あり）いかにそういうようなことの資料もありますから、私はその通告に対して（「通告外じゃないの」と呼ぶ者あり）反対だと訂正するということなんです。まあええじゃねえか、いろいろ議員がやるんだから、通告にあるよ。よう読んどけや。読んどけや、それ。

ちやっとあるよ、通告に、合併問題についての、1行ほど。それが多少外れてものう、がたがた言うことはないよ、年にたった4回じゃないか、定例会が。（「それはそれよ」と呼ぶ者あり）議場で（「議会のルールは守れや」と呼ぶ者あり）守っとるよ。守っとるけ、言うのよ。（「議長、調整してください」と呼ぶ者あり）そういうことで質問、終わります。ちやっと通告しております。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）斎木議員、11問、ご質問をいただいておりますけれども、（「それだけ大切な質問しただ」と呼ぶ者あり）1点目からご答弁申し上げます。初めに海田湾の……（「だから海田町がよならんのよ……」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）発言中ですから静かにしておいてください。

○町長（加藤）海田湾の開発についてのご質問にお答えします。広島ガスは独自の活用を検討しておられ、開発についてはしばらく時間を要するものと考えております。以前にもお答えいたしました、県にも協力を依頼し、開発のチャンスをうかがっているところでございますが、現段階では具体的な進展はございません。

ご質問2点目でございますが、不法占用者に直ちに撤去するよう重ねて注意しておるところでございますが、いまだ撤去されておられません。今後は文書による警告を含め、法的手続の中で解決を図ってまいりたいと考えております。

次に、明神さんの保全についてでございますが、明神さんは町有地ではございませんので、すぐに手が打てる状況ではないと考えております。

続きまして、町道143号線から6号線を結ぶ道路計画の実施についてのご質問にお答えします。平成13年9月に可決いただいたのは、町道143号線と6号線をネットする概略設計を設定する補正予算を可決いただいたもので、実施するための費用ではありません。現在概略設計は上がっておりますが、どのルートをとるか、固まっております。今後、現在策定中の町道整備計画と整合を図りながら、河川管理者である県や交差点協議のため、海田警察署とも協議を行い、最終ルートを決定することにしております。実施に当たっては、何よりも関係地権者のご協力が必要であり、この点、重ねてご理解、ご協力をお願いいたします。

続きまして、畝保育所からの里道についてのご質問でございますが、状況をよく調査をして判断をいたしたいと、このように思っております。

続きまして、畝1丁目地内の赤羽川沿いの町道63号線の整備についてのご質問にお答



えします。以前に畝、山畝地区の巡回道路としてご提案がございましたが、全体のネットが非常に困難で、現段階では拡幅自体投資効果も低く、整備を進める状況にないと、こういうふうには考えております。

続きまして、隔離病舎についてでございますが、以前にもお答えしたと思いますが、隔離病舎であった建物は、現在は民間の所有物であり、所有者と協議する必要があります。また、河川堤防敷については車道として整備するほどの幅員がございませんので、歩道として整備するよう検討をしております。

続きまして、高齢者の福利厚生施設として、洞所山のふもとに福利厚生施設を建設してはどうかとの提案でございますが、総合公園の第2期分は自然との触れ合いの場として、主にキャンプ場、ロッジなどの施設を計画しております。高齢者に特化した施設整備ではございませんが、幅広い年齢層の方の利用をしていただけるものと考えております。

続きまして、海田市駅と安芸中野駅間の新駅の建設につきましては、以前からご要望をいただいているところでございますが、JRとしては新たに停車させることによる電気代や職員配置等に要する費用が賄えるだけの新規利用者の増加が見込め、なおかつ在来駅の利用者の減につながらないことを新駅設置の基本的考え方としておられます。したがって、今後社会情勢等の変化により、新規の利用者が増加するような状況になれば協議してまいりたいと考えております。

続きまして、行政改革における職員定数の見直しについてでございますが、ご承知のように海田町の行政改革については、平成10年度を初年度とした5年間で、職員数5%の削減を目標に取り組みを行っているところでございます。この目標については、10年度の職員数254名に対し、平成14年度末におきましては240名となる見込みであり、5%の削減は達成できる状況となっているところでございます。今後定員管理計画の見直しを図りながら、定数条例の改正について考えていきたいと思っております。

続きまして、キャンプ場整備計画についてでございますが、キャンプ場の整備は総合公園の第2期分の整備区域に属し、ご提案のトイレ、管理棟、屋根つき炊飯棟などについては第2期の事業で整備することにしております。また、宿泊施設につきましてはコテージを4棟ほどでございますが、予定をいたしております。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業の状況でございますが、行政報告や山岡議員のご質問にお答えをいたしましたとおり、土地区画整理審議会委員の選挙期日を10

月6日に定めたところであり、選挙後速やかに審議会を立ち上げるとともに、これと並行して換地設計等の準備を進め、平成15年度末には仮換地指定を実施したいと考えております。

次に、ご提案の対策委員会の設置についてでございますが、土地利用の基本構想については町でご提案させていただいておりますが、具体的な開発については地元地権者とともに多くの参画者を得る必要があると考えております。現在審議会の選挙を公告しているところでございますが、それぞれの街区における開発方針については今後具体的に確定していく必要がありますが、その主体となるのは、あくまでも地元地権者でございます。町としましてはそうした活動を後方支援するため、土地区画整理審議会とは別に、駅南口の将来のまちづくりについて議論する場、すなわち地権者の方々に町職員、それにコンサルタント等の専門家を交えたワークショップの開催を引き続き地元にご提案してまいりたいと考えております。

続きまして、公共工事についてのご質問にお答えします。まず、1点目の談合情報についての対策でございますが、6月議会の行政報告で申し上げましたとおり、談合情報に対しましては、海田町建設工事等情報対応マニュアルにより調査を行い、談合の事実の確認ができなかった場合には契約の締結を行うこととしております。また、公正取引委員会に談合情報に対して通報をするとともに、関係書類の一件を送付することとしております。なお、このたびの談合情報に関する公正取引委員会の捜査等の進捗状況につきましては、捜査情報の公表はできないということで把握をしておりません。

海田町の公共工事の受注価格は高いのではないかについてご答弁申し上げます。設計に当たりましては、他の市町村と同様、国土交通省の建設工事標準積算基準書に基づき、積算を行っているところでございます。また労務や材料の単価につきましては、広島県の実施設計単価表を使用して積算しておりますので、本町の設計価格が高いということではございません。

次に、工事箇所が建設業者の近くの場合は、すべて近くの業者が落札しているため、談合のうわさが出るのではないかというご質問であります。入札の結果としてそういうことがあったとしても、近くの町内業者が落札したことが直ちに談合に結びつくものではないと考えております。

次に、本町の町内、町外の業者への発注比率と他の町村の発注比率につきましては確認をいたしました。近隣の町がこういった集計をしていないため、比較ができません。

でした。

引き続きまして、第5点目の工事受注者への指導についてご答弁申し上げます。業者への指導につきましては、町民の皆様方へ工事内容等の周知を図ることなどを指導しているところでございます。また、適正な施工を確保し、公衆災害を防止するために定められた建設工事公衆災害防止要綱を遵守し施工しており、交通障害につきましても海田警察署と事前協議を行い、施工しております。今後も工事内容の周知及び施工に伴う諸問題につきまして、住民の皆さんの理解が得られるよう指導してまいります。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）斎木君。

○6番（斎木）斎木です。議長をはじめ佐中さん、私のこの分厚い質問書の中に、4ページを読んでください。あんたら名前を隠して見とるんじゃないだろう思う。その中に、4ページの上から1、2、3、4、5、6に、あと1年9カ月で広島市と合併と思われるが、というの、これを修正なり趣旨を説明するんです。ちゃっとある。そら項目にないだけであって、みんな、例えば議長、あんたも付和雷同に動かされちゃつまらんよ、一々。勉強しとらんのか、みんな。これは読まれんのやで、議会運営委員とあなただけが名前を隠して読んどるだけ。わしの知人には配っとるよ。これを考え方、変えるということで資料を出した。これ、言っておる、わし、1年、合併だからいうて。もう一度よう、議長、大きな声で惑われようによ。（「・・・・・・」と呼ぶ者あり）どうした、ほんなら、ごちゃごちゃごちゃ、言うて。おまえらが勉強しとらんじゃないか。ほいで例えば、崎本議員の町政の執行についても厚い書類が具体的に書いてあると思うんです。これはポイントだけやけんね、これは。そういうことをよく読んで、誤ったことを言うておるんだから、それを修正するのは当たり前なんよ、資料をもって。そういうことで……（「わかりました、わかりました」と呼ぶ者あり）3遍目の、付和雷同すんな、大きな声でぐずぐずぐずぐず言っても。そんなばかじゃないで、わしは。

そういうことを前提に言うて、いろいろな町長さん、ご答弁、いただいたが、私は、町長さん、言うたよね、町長、大変だのう、言うて。あんたに対して20人がのう、わあわあわあ、言うてくるんじゃないけん。神さんじゃないんじゃないけん。わしは大変だのう、言うたんや。恐れずに答弁せいという、訴えたらいいんだ。そういうことを言うて町長さんのお答えに対してそうやって一言言ってますが、私は今の海田湾の沖は、町長さん、議員さん、見てみいと言うんですよ。我々報酬もろうてのう、大かばちをたれやがるん

じゃ今でもそういう言葉、使うたらわしが腹が立って、ざまくりよう見てみい、あそこ  
の、議員もだれも。議員も各地を回らなにゃいけん。本当に掃きだめですよ、あそこ  
は。この写真のとおり。何かばちをたれやがるんじやいうのよ。そういうことをまず  
言うて、町長さん、警察へも、私はおとなしう、警察とけんかしたらいけん、思うて。  
わやよ、あそこは、あの山沿いから、ご答弁の中で、女、子どもさんが遊んで崩れたら  
生き埋めになるんじや。そういうことでご答弁いただいたが、早急に、これ、要望だけ  
ですよ、対応していただきたいと、こういうふう考えております。

それからご答弁いただいたが、127万、予算組んで、1年たつんじやけんの。まだか、  
まだか、待っておられるんですよ。その点についてもあまり細かいことは言いませんが、  
私は本会議で、議長、町長さん、これは本会議で言うべきじゃないな、毎月1回委員会  
で、県会のとおりでなくても、細かいことは言うたら、あんな細かい問題が本会議で出  
るのじやのういうことは、議長さん、わしはいつもあんたに言うてる。そういう点をひ  
とつお互いに私をはじめ気がつかにゃいけんのじゃないかと。

隔離病舎については、調査は民間に委託されておる、言うても、やっぱり道路じゃけ  
んね、町長さん、ひとつお願いしますよ。片をつけてくださいよというんですわ。そう  
いうことですよ。

東海田駅については、やっぱりそれはJRはオーケーと言いません、寄附せんと、な  
かなか。やっぱり地区の町民や町長や、現在町会議員さんが本気になって取り組んだら、  
私は実現すると思うし、再度申しますが、1つの大きな、町長さんの、前回の定例議会  
のことや、いろいろ手をつけておくとおっしゃった、立派なことをおっしゃった、手  
つけておいて持っていききたいと、その手をつける1つの中に再度お願いします、要望で  
すよ、これは、お願いします。そういうことです。

それから、私は一生懸命やる、言いましたが、海田市駅の南口の開発は、あそこを使  
ったら、使ったじゃないか補償せいや、言うんじやが、あれは海田町にどうしても、河  
川、土手が切れたらはんらんするところですよ。それだから、あそこの南口計画は町長さ  
んが本当にある程度完成させて、合併も17年3月、1月になるかもしれん、町会が再度  
選挙せなきゃいけんようになるから、それまで待つてゆっくり、町長さんにおすがりし  
とるから、あれはやってくれないけんと思うわね。真剣にやってくださいよ、町長さん、  
これもご答弁いただいたから要望でしておきまして、再質問の中でそういうふうにして  
おきたいと思います。

とにかく合併問題は、私は本当に、ここへ書いておるんです、前途有望な全員議員さんですと、皆、それがやめていくんだから、一人一人でひざ突き合わせて、町長さんね、説得されて、やはり17年3月、1月にするかどうかするかということも十二分に再検討して判断をお願いしたいと、そういうことで再々質問はいたしませんので、すべて要望しておきましたから、これで私の、例えば初めて、水道部長、聞いたんや、30%広島市の方が高いと、3年間で合わせて、海田町の水道料金も広島市に合わすと、そういうこともあなた方がつき合わされておるんじゃないから、やっぱり任意協へ、あるいは特別調査委員会で逐次報告してもらいたいと、それをお願いしておきます。以上です。終わります、議長。

○議長（河野）8番、西山君。

○8番（西山）8番、西山です。3問、質問いたします。

1、環境センターの今後の運用について。いよいよ今年12月より、坂町に建設されました広域焼却施設が開所となります。平成11年9月議会で、現在の環境センターの跡地にリサイクルプラザ等の建設をと質問をいたしました。また、平成12年12月議会におきましては、策定地域公害防止計画策定が環境庁の施策で、我が町もこの計画策定地域になっており、平成16年までが策定期間であること、また借地の問題を含め対応を質問いたしました。焼却施設移転後の跡地利用につきましては、平成16年を整備目標に、再資源化設備計画の策定に取りかかる予定であると答弁をなされました。そして平成13年度の町長施政方針の中で、再資源化施設整備計画を策定しますと発表され、再資源化施設事業計画策定業務委託料として予算化をされました。その策定結果はどうでしょうか。

2、借地に対しての対応はどのような結果になりましたでしょうか。3、合併の動きのある中におきまして、広域利用の施設に変更はできないものでしょうか。

2、男女共同参画プラン策定について質問いたします。男女がお互いにその人格を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個人と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、1999年6月17日に男女共同参画社会基本法が成立をいたしました。それを受け、平成11年9月、平成12年9月、平成13年9月と議会で種々の角度から質問をして、推進をしてまいりました。平成13年9月議会におきまして、平成15年度中には男女共同参画プランを策定目標に取り組んでいくと答弁をされましたが、計画通り来年15年度には男女共同参画プランを策定されますでしょうか。

3、少子化対策について。保育所事業は少子化対策の重要な柱です。私が町におきま

しては保育士をはじめ行政の皆様方の取り組みにより、充実した保育事業がなされております。しかし、１、現在、一部はちょっと違いますけども、各保育所とも年度半ばで入所オーバーですが、今後どのように対応なされますでしょうか。２、休日・祝日保育について。平成12年度の申し込みの時期に休日・祝日保育の実施については保護者の方へ要望を聞くとの答弁でしたが、その結果はどうでしたでしょうか。またシルバー事業の中で保育、休日・祝日のサポートの事業があると伺ってございましたけども、現状はどのような状況でしょうか。３、病後時保育の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

最後に、教育環境整備について。子どもは国の宝であり、健やかに成長できるように環境整備するのが我々の責務だと考えております。１、海田西小学校の校庭に自然との触れ合いのできる立派な庭が完成いたしました。あとの３校にも計画をされるのか、それとも個性のある学校づくりで違う整備を計画なされているのか。２、学校図書館と町立図書館のオンライン化の見通しはどうでしょうか。３、放課後児童クラブの充実におきましては、我が町の取り組みは先進的であると思っておりますが、厚生労働省が障害児通園デイサービス事業の対象として、放課後児童クラブを積極的に利用する方針を打ち出しました。町は今後どのようにこの問題に取り組むお考えでしょうか。４、学校の特別教室の空調整備は順次整備がなされておりますが、今後の計画はどのようになっていますでしょうか。また先般、国は普通教室にも空調整備をする場合には補助対象とすると報道がありましたが、町はこのことについてどのように検討なされるお考えでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西山議員ご質問の１点目、２点目、３点目につきましては私から、４点めにつきましては教育委員会から答弁をいたします。

環境センターの今後の運用についてのご質問にお答えします。ご質問でありますように、13年度に廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画を策定いたしました。これにより再資源化施設の規模、内容等幾つかの案が示され、基本構想はまとまりました。しかし、焼却施設の解体に多額の費用がかかること、また広島市との合併問題の浮上等策定時と事情が大きく変わり、整備目標年度の設定が流動的な状況でございます。

次に、２点目の借地の問題点についてでございますが、ただいまお答えいたしましたとおり、施設計画そのものが流動的なため、跡地の利用については結論を出すに至って

おりません。また、安芸クリーンセンター稼働後も可燃ごみ以外の処理方法に変更はありませんので、借地については当面継続して使用する予定でございます。

3点目の広域利用の施設への変更についてでございますが、ご指摘のとおり、これからのごみ対策は広域的視点に立った対応が不可欠でございます。今後の動向を踏まえて十分に検討してまいりたいと思います。

続きまして、男女共同参画プラン策定についてのご質問にお答えします。平成15年度中に男女共同参画プランを策定するのかというご質問でございますが、男女共同参画につきましては、これまでもご質問、ご提言をいただいております、その重要性については十分認識をしているところでございます。今年度職員による庁内推進会議を設置し、男女共同参画に関する本町の抱える行政課題の調査、研究を中心に、最終的にはプラン策定を目標として検討しております。しかし、広島市との事務事業のすり合わせ等煩雑な業務の中で準備が遅れているのが現状であり、平成15年度中のプラン策定の完了が非常に厳しい状況でございます。しかしながら、現在推進会議において行っております行政課題の調査、研究は、プランの基礎資料となるものであると同時に、この調査、研究活動そのものが庁内全体の男女共同参画意識の高揚、啓発のための重要なプロセスであると認識しております。したがって、現在進めている推進会議の活動を重要な機能と位置づけ、継続してまいりたいと考えております。

続きまして、少子化対策についてのご質問にお答えします。まず、1点目の入所児童の定員オーバーについてでございますが、ご指摘のように昨年9月から定員を超えての入所状況が続いております。今年度も8月末日現在で定員比7.13%の増で運営している状況でございます。平成11年度からの定員の弾力化等により、年度当初でおおむね15%、年度中途でおおむね25%まで、定員を超えての入所が認められており、可能な限り入所の要望にお答えしているところです。今後は定員増が可能な保育所について、定員の見直しを検討していく必要があるものと考えております。

次に、2点目の休日保育事業の実施についてでございますが、全保育所でのアンケート調査を実施することができませんでしたので、ご理解をいただきたいと思います。ただ、1園でアンケート調査を実施したところでは、必要と回答したもの21%、どちらとも言えない53%、必要ない26%という結果です。1園のみの調査ですので、即断することができませんが、確かに潜在的には需要が予想されながらも、極めて高い要望とは受けとめにくいと考えております。しかし、調査内容や調査項目、調査数などの精査が必

要であろうと考えておりますので、その調査機会をさらに求めていきたいと考えております。海田町シルバー人材センターの育児支援事業エンゼルサポートの現状でございますが、個別保育に加え、今年11月から託児施設での保育を開始される予定で、育児に伴う保護者の負担の軽減、世代間の助け合いの推進等事業の充実に期待を寄せているところでございます。

第3点目の病後時保育についてでございますが、実施に当たっては保育所、病院等に付設された専用施設や職員配置が必要であり、小児科医との連携が欠かせない要素となるものですが、必要性の熟度が高いものと認識し、引き続き実現に向けての計画を検討してまいります。それでは、4点目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育環境整備についてのご質問、第1点目の海田西小学校のようなビオトープを他の小学校に整備する計画につきましては、現在各学校の中長期整備計画に基づきまして、小学校につきましては海田小学校施設整備基本設計及び海田東小学校本館改築事業基本設計の業務委託契約を締結しまして、それぞれ校長、教頭を交え、協議、調整を行っているところでございます。教育委員会といたしましては、基本設計に盛り込む基本構想の中で、健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保を図る観点から、環境との共生、いわゆるエコスクールの考えを取り入れた屋外庭園やビオトープ等の緑化を検討していきたいというふうに考えております。

次に、2点目の学校図書館と町立図書館のオンライン化の計画につきましては、これまで学校図書館オンラインシステム導入に向けて検討した結果、システム構築のためには多額の予算が必要となること及び学校及び図書館にそれほどのメリットがないことから、オンライン化は難しいのではないかというふうに考えております。教育委員会といたしましては、当面各学校の古い図書を整理すると同時に、引き続き新しい図書の充実、整備に努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

次に、3点目の放課後児童クラブに障害児通園事業を積極的に利用する方向を打ち出すことにつきましてのご質問でございますが、放課後児童クラブは昼間、労働等で家庭に保護者がだれもいない小学校1年生から3年生の児童が登録をして利用する制度の事業としておりますが、就労する母親が増加をいたしまして、予測を上回る利用状況でございます。教育委員会といたしましては、このような状況でございますので、通園事業



は今特に計画はいたしておりません。

次に、４点目の教室の空調設備の整備につきましては、これまで特別教室であるコンピュータ室及び音楽室について整備を行ったところでございます。今後の学校の空調設備の整備計画につきましては、これまで管理棟においては職員室、教育相談室及びカウンセリングルームを、また特別教室につきましては家庭科教室を対象に計画をしております。このたび国が普通教室も補助対象とするとの報道がありましたけれども、多額の工事費と整備後の電気代の大幅な増が見込まれるということから、当面普通教室への空調設備は実現が困難であるというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（河野）西山君。

○８番（西山）再質問いたします。まず初めの環境センターの今後の運用についてでございますが、確かに策定はいたしました、しかし状況が変わってその通りにはならないかもしれないけれども、もしも合併した場合の状況変化の中においては、またその中に織り込んでいくというような趣旨の答弁だと思いますが、現実の海田町のごみ収集は本当に自治会の皆様方のご努力で、リサイクル社会のモデルともいえるべき収集ができております。現在広島市の収集方法は決して先進的とは言われませんで、もしも合併がゴーになった場合には、安芸区も海田町のリサイクル化に向けての方に計画をしていかないといけないと私は思っているわけですが、現在安芸区におきましてはリサイクルプラザはございません。検討していきますということでしたけれども、ぜひ強力にこちらの地域のリサイクル拠点として、勉強の場、リサイクルプラザと本当に将来循環型社会に、先日も南アフリカで環境サミットが行われましたけれども、資源を大事にするしかもう地球は生き残れないというところに来ております。ぜひともこの環境センターの跡地を東部のリサイクルセンターの拠点に持っていく決意があらわれるかどうか、ちょっと一点再質問いたします。

次に、男女共同参画プランの策定については、答弁ではもう私、何度も質問いたしまして、プランがなかなか進まないようでしたから先に条例を制定したらどうかという質問、その角度からも質問をしてまいりましたけれども、その結果、15年度にはプラン策定を考えているという答弁でした。しかし、本日の答弁では、もっと重大な出来事があるので不可能かもしれないという答弁でしたが、この男女共同参画社会につきましては、県が条例を制定いたしまして、その第13条に「県は市町村、県民及び事業者が行う男女

共同参画の推進への取り組みを支援するため、必要な情報の提供、相談、助言、その他の協力を行うように努めるものとする」とあるわけですが、県からどのような支援を現在まで受けられましたでしょうか。私、背景には、合併すれば広島市には条例もあり基本計画もあるから、今さら海田町ではする必要はないと思っていच्छるんでしたら、それは考え違いじゃないかと思いますので、県からどのような支援をお受けになりましたでしょうか。

次に、少子化対策についてでございますが、私がこの休日・祝日保育を質問いたしましたときに、アンケート調査をしたらどうかという質問に答弁で、答弁ですよ、14年度の申請時期において保護者の要望を聞きますという答弁、されております。今回、私は何もアンケート調査をなされましたでしょうかという質問はいたしておりません。質問用紙を見ていただいたらわかりますけども、「休日・祝日保育の実施について、保護者の方へ要望を聞くとの答弁でしたが、結果はどうでしたでしょうか」と私は質問をいたしました。答弁に対して、前回でもいいです、議員が質問をし、その答弁に対して責任を持っていただかないと議員は質問できないということになります。その辺、どのようにお考えでしょうか。

また、前回も病後時保育におきましては重大な課題でありますと、1年たって1歩も前進しておりません。働く女性が病気の子どもを抱え、仕事と子どものはざままでどれだけ悩んでいるか、真剣に考えられたことがございますでしょうか。その点、お答えいただきたい。シルバー人材センターには本当にお世話になって、今回11月から託児も行うということでしたけども、補助金に対してこの辺が考慮があるかどうか、お尋ねいたします。

最後に、教育環境整備についてでございますが、町長の行政報告で平成16年3月には自衛隊が矢野に移転して、小学校では91名、西中では22名、現在通っている、1年後ですから6年生は卒業し、3年生は卒業されても、また1年生、中1年と入学されてこられますのでそんなに差はないと思うんですけど、全校生徒に対比して西小では34%の児童減になるんですね。また西中では、中学校は8%ですけども、その辺も見据えた環境整備、立派な庭の自然環境の整備であったのかどうか。先ほどの答弁で、海田東小学校にも今策定をしていると答弁がございましたけども、何年後に完成をいたすのか。

学校図書館と町民図書館とのオンラインは費用がかかり過ぎて検討をしないという答弁でしたが、さきの答弁で、学校図書館は将来地域にも開放するという答弁が、明解な

答弁がございました。ということは学校図書館も地域の図書館と連動した図書館になるわけです。県も今は町にはまだ言っていませんけど、合併を見据えた学校図書、地域の図書とのオンライン化には予算化をいたすと予算化の中にありましたけども、その点を踏まえての先ほどの答弁であったのでしょうか。

次に、放課後児童クラブと障害児のデイサービス事業といいますか通園事業、新聞報道がなされました。現に厚生労働省では、留守家庭児童会に通園事業を受け入れる場合には補助金を出すというところまで来ております。質問に対して調査、研究をなさいましたでしょうか。いとも簡単に障害児は今定員でいっぱいだと、国の施策が、障害児が処置から支援になって、地元の健常な子どもたちと一緒に障害児の方も交流スペースを設置すれば補助金を出すという方向性を明らかにしているのにもかかわらず、町は今後検討しないということですね。私は西小学校、南小学校は留守家庭児童会ができたばかりですので、そこに要望はいたしません。しかし、今海田小学校では検討している最中でございます。児童館におきましても同じ補助をするという方針を打ち出しています。その辺を踏まえての先ほどの答弁であったのか、聞きます。

それと最後に空調設備でございますが、電気料金がなくて、私もこういう答弁が返ってくると思っておりましたが、私もこの温暖化に対して空調整備するのが環境破壊につながるんじゃないかと危惧はしておりましたら、文部省はその辺はちゃんと考えておまして、環境への負荷を制御できるよう夜間電力活用型の空調を採用すると、先般来子どもたちの学力云々ということがありました。しかし、ぜいたくといえればぜいたくかもしれません。しかし、国を背負って立つ子どもたちでありますし、家庭での空調整備率は80数%、学校での普通教室の空調整備率は今現在5%ですが、都市では日々の温度が上がっております。私たち大人は、外で働く方は別ですけども、冷房の中で仕事をしていて何も感じないかもしれませんが、学力低下、学力低下と言われておりますけども、環境が悪くて子どもたち、暑くて勉強にならない、集中力ができないという現実もあります。その辺も踏まえての先ほどの答弁だったのか、もう一度お願いいたします。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）再質問にご答弁申し上げます。まず、私の方から環境センターのリサイクルプラザの計画について、遅れておまして、今町長答弁がございましたとおりなんで、計画途中でダイオキシン対策に対する労働省の、ご存じかと思うんですが、極めて厳しい基準が出されて、それによって1億相当のものを解体に想定しておっても、

それが5億、6億、しかも財源が全く、財源確保ができない、生金の5億、6億というふうなことになります。これはご存じかと思うんですが、そういうことで解体ということのを押し進めることはとんざしたという状況でございます。そういうことで生金の5億、6億を一遍に解体のためにつぎ込むということはできないということは、1つ、大きな理由でございます。

例としては、呉市が2年前ですか、解体計画の途中でそのダイオキシンに対応しなければいけないということで、1億程度の解体予算が5億になったということで、これはもう途中でやめられないということで、解体をされたという経過がございまして、そういうことを踏まえて、我々も呉市まで行って事情をお聞きしたという状況がございしますので、そのために、はっきり申し上げてそのために計画づくりが遅れたという面がございしますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、リサイクルプラザというのを我々は取り下げてはおりません。これから広島市との建設計画等についても詰めていくわけでございますけれども、我々の担当レベルでは一応その候補事業としてリサイクルプラザ、何とか上げたいということで決意は持っておるつもりです。これからのすり合わせということになろうと思います。

それから、3点についての男女共同、休日保育、病後時保育、その状況につきましては福祉課長の方からご説明を申し上げたいと思います。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（貝原）まず、男女共同参画プランについてご答弁申し上げます。まず県からの支援についてですけど、具体的な支援というのは県内各地で、何箇所かで研修会等ございます。その案内、それからエソール広島で活動を行っておりますので、その案内等が来ております。それから、このたび広島県では広島県男女共同参画基本計画（仮称）に盛り込むべき事項に関する意見募集ということで、これ、ホームページに挙げてかなり募集されておりましたので、中にはそれを見られた方がいらっしゃるのではないかと考えております。そういった形で、県のホームページは住民の方もかなり見られていると思いますので、そういった形での情報提供あるいは支援といったことになるかと思います。

それから、男女共同参画についてのプラン策定条例についての計画は全く考えていない、県にあるから、市にあるからいいんじゃないかとおっしゃいましたけど、時間がかかるものと考えております。現在推進会議では、あくまでもプラン策定を目標にして検

討しております。ただプラン策定自体を優先させると、策定したにとどまりやすいものでございますので、そこまでにいく過程、それから策定するプラン自体が実効性にあるものとして機能するための土壌づくりがしっかりしなければ、実のあるものにならないと思っておりますので、その辺をじっくり構えてやっていきたいと考えております。

次に、少子化対策の方で休日保育の件でございますが、休日の保育の件について保護者に聞いたところ、日曜日についてはあまり要望がありませんでしたが、祝日についてはやはりあったらいいなという程度ですが、要望がございます。ただ保護者の中には休日は何とか家族で見たい、それこそおじいちゃん、おばあちゃん、それがなかったら近所の方でも、そういったところで努力したいという意見も聞いております。さらにシルバー人材センターの方の利用登録の方を見ますと、やはり保育所へ通所しているが、病時あるいは病後時に利用したいから登録します、保護者が夜間、祝日等に残業等に出るから利用します、それから保育所への送迎が難しい場合があるので登録しますというのが最も多かったんですね。その3点に利用登録の数が集中しておりますので、これからもシルバー人材センターのエンゼルサポート事業、しっかりPRしてまいりたいと思います。シルバーに対する補助金につきましては、この育児支援そのものに対しての補助金というのはございませんで、全体の中で行っております。

それからもう1点、障害児通園サービス事業についてでございますが、放課後児童クラブの障害児の受け入れについては現在障害児1名の登録があります。これはあくまでも留守家庭の、児童クラブの会員としてでございます。また今年度、在宅心身障害児のためのミニデイサービス事業を実施しております。これは、この事業は学校の夏期、冬期、学年末の休業日に創作活動等のサービスを提供するもので、この夏休みには週2回、計10回で町民センターで実施しております。あと冬休み1回、春休み1回を計画しております。議員がおっしゃった障害児通園事業につきましては、市町村が通園の場を設けて、障害児に対して通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となってその育成を助長することを目的としておりますが、通園事業の利用人員がおおむね5名以上であること、また障害の特性に応じ適切な指導を行うために必要な設備を設けることなどの要件があり、実施に至っておりません。以上です。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）教育関係数点、お答えをいたします。まず、海田西小学校の周辺整備を行いました。この点について、自衛隊の官舎の移転に伴う子どもたちの減も考えてそ

れをやったのかというご質問だったと思いますけども、この整備事業につきましては、既にご承知のように西コミュニティーホームの改善とあわせて、これは検討を進めてまいったものでございます。ですから当初こういった計画をする中で、自衛隊の子どもたちが減少していくということは、この検討の要素としては考えていなかったわけで、そうした中にありながらあの地域につきましては、本当に自然というものがなくなった地域であるということの中で、少しでもそういった自然環境のものをつくっていかうと、あわせて開かれた学校の中で、その環境を地域の方たちとも一緒に共用してもらおうということをつくったものでございます。

それから、他の学校について、今平成19年度までの中長期整備計画の中で、現在海田小学校と海田東小学校についての建替えにかかわる基本計画を策定をしておりますけども、そういった中で、ビオトープ等こういったものは何年後に完成するのかというご質問だったと思いますが、現在考えておりますのは校舎の建替計画の、それも基本計画部分でございます。そうした基本計画の中で、ある部分、基本構想部分も入ってくるわけですが、そういった中でその地域に応じた、中にはビオトープ的なものあるいは緑化あたりもその中に入ってこようと思いますけども、基本は校舎の建替計画ということでございます。そうした緑化部分等につきまして、いつそれを実現するのかということにつきましては、現在のところ未定でございます。

それから、図書室をオンライン化することにつきまして、当然今後各学校についての図書室は地域に開放していく対象として考えておりますし、現在も既に開放いたしております。ただ先ほどお答えをいたしましたように、図書室等図書館をオンラインで結んで、それに伴うメリットが何かというのを考えましたときに、そんなメリットはないわけです。といいますのも、図書室はすべて開架式でございますし、電算でつないでそれ以上の住民サービス、何かができるかといいますと、そういったことを考え合わせますと、それにかかる経費が膨大なものでありますし、それよりかその経費を蔵書を、本を多くしていくということの方が我々としてはメリットがあるという考え方でございます。

それから、最後に普通教室の冷房化ということですが、現在計画的に特別教室等の冷房を進めております。今後もう数年、それがかかるわけですが、とはいいいましてもこうした地球温暖化の中で、だんだん夏の気温が暑くなっているのも事実でございます。とはいいいましても、先ほど申しましたように1室冷房工事をするとすれば二、三百万の

経費がかかってくる、それを普通教室を全部するということになりますと、膨大な経費がかかるわけでございまして、それを今すぐ実施していくというのは非常に難しい。今後季節、温暖化の中で、これは子どもたちがどうしてもこれでは普通の授業ができないというような時期が来るかどうかあれですが、そうしたことを見ながら、今後計画をしていく必要が出てきた時点で考えていくことになろうかというふうに思います。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）再々質問いたします。まず、環境センターの跡地利用ですが、現存の焼却炉の撤去には、解体にはダイオキシンの問題があり莫大な費用があるからちゅうちょしているということですが、そうなればあの施設はそのままおくということではよろしいのでしょうか。

それと次に、男女参画型社会についてなんですけども、先ほど私、県の条例を読み上げましたけども、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うように努めるものとするところなんですけど、町の方から相談はなされたことがありますでしょうか。

それと私、何も要望の結果を再質問でいたしませんでした。私、質問が、答弁が要望だったので要望を聞きますという答弁でしたので、要望はどうでしたかと質問いたしました。しかしアンケートの結果を報告されたということは、前回の答弁を確認されなくて、今回の答弁書をつくられたかどうかということを聞いたんです。何も要望がどうであったかは聞いておりません。その辺、どうでしょう。

もう1点、シルバーが託児も行うことに対して、補助をプラスされるのかどうかという質問をいたしました。包含されているのはわかっております。私の質問の仕方が悪いのかどうかしりませんが、質問に対してやはり答えていただかないと困ります。

それと何も現在、障害児の方の留守家庭児童会、今から国が、先ほども私、質問でいたしましたけども、障害児の処置から支援に変わるので、厚生労働省も考えを180度変えてきております。そのことについて町は今後どのように対処されますでしょうかと、私、質問いたしました。何も現在されているかどうか聞いておりません。5人以上ないと云々、補助がもらえない、当たり前のことです。そのくらい、私、調査、研究しております。

ですから西小、南小ではなく海田小学校が今検討されている中で、交流スペースをつくり、海田町全体でいけば5人以上通園したいという障害をお持ちの保護者の方、いらっしゃいます。私、それは把握をいたしております。その辺、どう取り組んでいくのかと質問をいたしました。的確にご答弁をお願いします。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）環境センターの問題ですが、当面、先ほど申し上げましたように財源確保の見通し、要するに解体だけの、ですから当面そのままにしておく以外にないというふうな考え方でおります。そういうご質問でございましたですね。それから男女共同参画、これは今県から、具体的に県に向けて、具体の相談をした経過はございません。これはもうはっきり申し上げて。そういう経過はございませんので、我々の方でまた再度ご質問の意図を検討しながら、どうするかというふうに考えさせていただきたいと思っています。

それから休日の要望ですが、これは前回の質問を確認したのかと、こういうことですが、我々も十分確認をしながら、前回のご質問の趣旨も検討しながら今回の答弁に当たらせていただいたということでございます。それとシルバーの補助の件でございますが、託児事業、今まではそれぞれの家庭での預かり事業というふうな形でございましたけれども、1カ所に集めての託児事業に対して、これ、まだ全部の費用が見込めませんので、これらについて今年度ということになるかどうかわかりませんが、その費用の状況を見ながら事業補助なのかあるいは全体の補てんなのかということで、補助事業のあり方についても検討をする必要があろうかと思っています。

それから障害児の支援ですが、これはなかなか的確なご答弁になっていないというふうなご説明でございますけれども、今大きく変わっておりますので、そういうふうなご答弁を先ほど申し上げたと思います。現在のところ、ご存じのとおり、ようやくと本年度知的の障害者のミニデイを何とか1年がかりで準備をして、本年始めたばかりの状況でございます。そういう事情もご理解をいただきながら、引き続いて少し、いま少しお時間をいただいて検討課題とさせていただきたいと思っています。

（「追加で済みません」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）先ほどの私、これだけはちょっと譲れないんですが、要望を聞くと答弁なさっています、明解に。私、それ、コピーして持っています。ですから今回の質問を、要望をどのようにお聞きしましたかと質問いたしました。その結果、アンケートの結果を答弁なさったから、もう少し議員の質問に対して答弁したことに対しては責任を持っていただきたいという思いで質問をいたしておりますが、今も答弁ではちゃんとそういった趣旨の答弁をしている、アンケートの結果、アンケートをとりますと答弁している



というような言い方ですが、あくまでも要望を聞きますと答弁なさっていますが、その辺どう答弁なさいますか。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）我々の受けとめ方は、要望は、要望の意図があるかどうかを聞くと、こういうふうに理解をしております。ですから要望があるからやりますというふうな前提としての要望ではなくて、その要望状況がどうあるかというふうに……（「ええかげんなこと言うな」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）これにて一般質問を終結します。何ですか。（「あの、回答について」と呼ぶ者あり）言ってみてください。桑原君。

○4番（桑原）4番、桑原ですけど、私の質問した中で、3番目の土地区画整理事業の再々質問でこれを示したわけですね、段原東部土地区画整理事業、早期完成に関する陳情書、そしたら助役の回答はこういう事実はないということだったんですよ。だからそういうことについてもう一度、どこで聞かれたんかわかりませんが、確認していただきたいんです。というのは私がうそを言ったことになりますからね。早期完成についてノーと言ったんですよ。回答はこれ全体をノーと言ったというような回答だったでしょう。それはちょっとはっきりさせてください。以上です。

○議長（河野）それは宿題。これにて一般質問を終結いたします。本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。なお、明日は午前9時から本会議を開会いたしますのでご参集ください。ご苦労さんでございました。

午後4時32分 延会